第二項　掛川見付方面に於ける警衛警察官の輸送

五月二十九日靜岡市に於ける勤務を了へたる警視廳第六七班より第七五班に至る九個班は五月三十日掛川大隊に屬し御道筋の警衛勤務に從事すべく二十九日午後四時四十七分靜岡驛發列車にて出發するの計畫にあり。而して前記各班は何れも其の宿舍附近に於ける勤務なるも掛川驛より宿舍迄は近きも十五町遠き曾我村は一里十數町の距離にあり。翌日の勤務の爲め無用の勞を省き疲勞を減ぜんが爲には勢ひ往復共に輸送を爲すを得策と認めたり。猶五月二十九日警視廳第七六分隊より第八〇分隊に至る五個班は靜岡市に於ける勤務を了へ神奈川班第一班より第一五班に至る十五個班は淸水市に於ける勤務を了へて何れも三十日は見付大隊に屬し御道筋に於ける警衛勤務に服する計畫なり。警視廳班及神奈川第三班迄は袋井町に宿泊するを以て袋井驛より宿舍迄の間は近距離にして輸送の要なきも勤務地は久努村及田原村地內にして各宿舍より一里以上あつて三十日の配置及引上げに關しては前同樣輸送の必要あり。又一方神奈川班第四班より第一五班に至る十二個班は宿舍竝勤務地見付町及向笠村なり。中泉驛より近きは二十數町遠きは一里ありて往復共に輸送の必要あり。

以上の輸送を滯りなく完行するが爲に命を受けたる警務係石垣警部補は關係地に出張掛川にて自動車を往復に要する十二輛を袋井方面は大型乘用自動車十輛見付方面は十五輛を各〻雇上げて往復共に無事輸送を完了せり。

輸送表左の如し。

五月二十九日
三十日輸送表

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日配置	次ノ配置	輸送區間	使用自動車數	備考
掛川大隊	第三中隊	第三小隊	九九	愛六七	曾我村	濱松市	自掛川驛至各宿舍往復	大型乘用自動車一〇臺（各往復）	二十九日 靜岡驛發 後四、四七 三十日 掛川驛發 後四、五〇 濱松驛着 後五、二九
			一〇〇	〃六八					
	第四中隊	第三小隊	一〇一	〃六九	掛川町				
			一〇二	〃七〇					
		第四小隊	一〇三	〃七一	靜岡市				
			一〇四	〃七二					
		第五小隊	一〇五	〃七三					
			一〇六	〃七四					
				〃七五					

五月二十九日
三十日輸送表

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日配置	次ノ配置	輸送區間	使用自動車數	備考
	第一四中隊	第三小隊	一〇七	愛六六	靜岡市	久努村	自靜岡驛至旅舍配置	大型乘用自動車六臺（各往復）	二十九日 靜岡驛發 後四、四七 袋井驛着 後六、一六 三十日 袋井驛發 後五、〇二 濱松驛着 後五、二九
			一〇八	〃七七					
			一〇九	〃七八			自旅舍配置至袋井驛		
		第五小隊	一一〇	〃七九					
			一一一	〃八〇					

見付大隊	第二五中隊	第四〇小隊	一二九	神一	清水市	田原村	濱松市	自旅舍至配置 自配置至袋井驛	大型乘用自動車四臺（各往復）	二十九日 江尻驛發 後五、四八 袋井驛着 後七、一八 袋井驛發 後五、〇二 濱松驛着 後五、二九
			一三〇	〃二						
			一三一	〃三						
		第四一小隊	一三二	〃四		向笠村		自中泉驛至見付驛 自宿舍至配置 自配置至中泉驛		
			一三三	〃五						
			一三四	〃六						
	第二六中隊	第四二小隊	一三五	〃七		見付町		自中泉驛至見付町	大型乘用自動車一五臺（各往復）	二十九日 江尻驛發 後五、四八 中泉驛着 後七、二八 三十日 中泉驛發 後五、一〇 濱松驛着 後五、二九
			一三六	〃八						
			一三七	〃九						
		第四三小隊	一三八	〃一〇						
			一三九	〃一一						
			一四〇	〃一二						
		第四四小隊	一四一	〃一三						
			一四二	〃一四						
			一四三	〃一五						

第三項　濱松氣賀方面に於ける警衞警察官の輸送

濱松市に於ける警衞終了後氣賀警察署管内に轉換勤務すべき四百有餘の警察官輸送に付いては豫て沖本部長が該地に赴き計畫を樹立し御親閲其の他の關係上交通機關輻輳の爲め汽車輸送困難なるを以て自動車に依り之が便を計ることゝし青木警部補白瀧警部補岡本部長千々輪部長鈴木嘉一部長の來援を得て恙がなくこの任務を完了することを得たり。

その概要は濱松市より五月三十一日警衞解除少憩の後午後四時と五時の兩時に分ち輸送部隊を全部濱松驛前に集合せしめ一々指名して人員の點檢を爲し午後四時には濱松より佐久米に向け三臺氣賀町に向け十一臺井伊ノ谷に向け三臺金指に向け二臺の計十九臺の貨物自動車或は大型乘用自動車を準備して第一回の輸送を終了せり。又午後五時には佐久米に向け二臺氣賀町に向け三臺、井伊の谷に向け一臺の計六臺をして殘員全部の輸送を爲したり。

翌六月一日には行在所たる飛行聯隊の警衞専務員及其の附近の配置員竝氣賀大隊配屬の警衞員にして翌日天城山又は大仁、三島管内にて勤務すべき諸員約二百名は疲勞輕減の意味を以て特に輸送の必要を痛感せるが故に解除後直ちにその配置場所より濱松驛迄の輸送をなしたり。

其の他宿泊地より早朝配置に至るべき部隊或は配置線を視察する部隊長等には特に自動車の便を計りたり。又三十日警衞を終へ濱松に來れる二千有餘の警察官中宿舍の遠方に當るものに對しては特に濱松驛に下車後宿舍まで各〻自動車を以て輸送しその休養に努めたり。これに使用したる自動車の數も實に數十臺の多きに上れり。輸送表左の如し。

五月三十一日　警衞終了後氣賀署に參集(四十班)

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日宿泊地	配置個所	次ノ配置	使用自動車
	九中隊	二四小隊	七三	警一				
			七四	〃二				
			七五	〃三				
		二五小隊	七六	〃四				
			七七	〃五				

濱松大隊	一〇中隊	二六小隊	七八・七九・八〇	警六・〃七・〃八	濱松市内	氣賀署管内		貨物自動車一九臺（往）
		二七小隊	八一・八二・八三	〃九・〃一〇・〃一一				
		二八小隊	八四・八五・八六	〃一二・〃一三・〃一四				大型乗用自動車六臺（往）
	一一中隊	二九小隊	八七・八八・八九	〃一五・〃一六・〃一七				
		三〇小隊	九〇・九一・九二	〃一八・〃一九・〃二〇				
	一七中隊	四六小隊	一三九・一四〇・一四一	靜二三・〃二四・〃二五				
		四七小隊	一四二・一四三・一四四	〃二六・〃二七・〃二八				
	二二中隊	六一小隊	一八五・一八六・一八七	愛一・〃二・〃三				
		六二小隊	一八八・一八九・一九〇	〃四・〃五・〃六				
		六三小隊	一九一・一九二・一九三	〃七・〃八・〃九				
	二三中隊	六四小隊	一九四・一九五・一九六	〃一〇・〃一一・〃一二				
		六五小隊	一九七・一九八	〃一三・〃一四				

六月一日

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日宿泊地	配置個所	次ノ配置	使用自動車
氣賀大隊	一〇中隊	二五小隊	七二	靜二三	濱松市	濱名湖上氣賀署分	天城山檢索隊	
	一二中隊	三一小隊	九一・九二	〃二四・〃二五		氣賀町ヨリ井伊谷	三島署管内	
		三二小隊	九三・九四・九五	〃二六・〃二七・〃二八			大仁署管内	大型乗用自動車一〇臺
濱松大隊	一中隊	一小隊	一・二・三	〃二九・〃三〇・〃三一		行在所專務		
		二小隊	四・五・六	〃三二・〃三三・〃三四		飛行隊附近	大仁署管内	
	二中隊	三小隊	七・八・九	〃一一・〃九・〃三五				

第四項　長岡三津方面に於ける警衛警察官の輸送

伊豆長岡三津方面に轉換の警察官輸送に對しては佐藤警部補之が任に當れり。卽六月二日三島大隊に配屬し內浦村三津

に宿泊の左記九十名は六月一日第七〇八列車にて沼津驛に午後七時五分到着大型自動車七臺に分乘せしめ各宿舍に輸送せり。輸送表左の如し。

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日宿泊地	配置場所	次ノ配置場所	使用自動車
三島大隊	第四中隊	第八小隊	二二	靜二七	氣賀	自内浦村重須辨天島前至内浦村三神郵便局横	三島大隊御道筋	大型乘用自動車七臺(往)
			二三	〃四	見付			
			二四	〃二四	氣賀			
			二五	〃二五				
		第九小隊	二六	〃二六				
			二七	警四一	靜岡			
			二八	〃八一	見付			
		第一〇小隊	二九	〃八二				
			三〇	〃八三				
			三一	〃八四				
			三二	〃八五	長岡	自内浦村重須至同三津郵便局	三島大隊御道筋	大型乘用自動車二臺(往)
			三三	〃八六				
三島大隊	第五中隊	第二小隊	三一	警八四				

六月一日三島大隊に配屬し川西村長岡に投宿の七分隊中左記三分隊三十名は重須より長瀨間の配置にして半里以上の距離なると午前五時の配置なるとに依り大型乘用自動車二臺に分乘せしめ各配置個所迄輸送せり。

六月二日内浦村重須より三津郵便局間に配置の左記百二十名は御警衛終了後大型乘用自動車八臺に乘車せしめ長岡驛迄輸送し同驛午後六時十一分の電車にて三島町に宿泊せしめたり。

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日宿泊地	配置場所	次ノ配置場所	使用自動車
三島大隊	第四中隊	第八小隊	二二	靜二七	岡	自内浦村重須至同三津郵便局	三島大隊御道筋	大型乘用自動車八臺(往)
			二三	〃四	津			
			二四	〃二四				
		第九小隊	二五	〃二五				
			二六	〃二六				
			二七	警四一	三			
		第一〇小隊	二八	〃八一				
			二九	〃八二				
			三〇	〃八三				
			三一	〃八四				
		第二小隊	三二	〃八五	長			
			三三	〃八六	岡			

第五項　修善寺湯ヶ島天城山方面に於ける警衛警察官の輸送

修善寺及湯ヶ島方面に配置さるべき警察官に對してはその前日到着驛より宿泊地迄輸送の便を計るべく猶配置に當りて

もその距離稍〻遠き部隊に對しては之亦自動車輸送に努めたり。

卽當時警務係として勤務中の袴田警部補をして專ら之に當らしめ大體に於て下車驛より宿泊地迄三十丁以上のもの及宿泊地より配置地點迄三十丁以上のものを自動車に依り輸送する事とせり。

特に檢索隊として行幸前日天城山の檢索に從事すべき四個分隊は五月三十一日夜沼津驛に到着するを以て之を上狩野村湯ヶ島迄十五人乘りの大型自動車三臺を使用して輸送し更に六月一日その部隊を天城山頂迄往復共輸送して同日の檢索に便ならしめたり。

六月一日朝は前記部隊を自動車三臺に分乘せしめて天城山まで輸送して配置し更に同日夕刻には修善寺驛より中狩野上狩野に宿泊すべき二十個分隊二百十四名を十五人乘り大型自動車十四臺により輸送し更に六月二日朝宿泊地より配置地點迄七十餘名を五臺の大型乘用自動車にて輸送せり。又その自動車五臺と更に二臺を利用して湯ヶ島宿泊の部隊中十一個分隊を天城山に輸送して配置を完了し六月二日午後警視廳員より成る八個分隊八十餘名と本縣警察官の一個分隊十餘名は翌日の配置勤務ありしが故に特に乘用自動車六臺に分乘せしめて天城山附近より修善寺驛まで輸送せり。修善寺湯ヶ島方面に於ける輸送實施の大要は以上の如くにして使用自動車も三十八臺に及べりその詳細を表に示せば卽ち次の如し。

大隊名	中隊名	小隊名	分隊名	班名	前日ノ勤務地	六月一日ノ宿泊地	二日ノ配置	使用自動車數 三十一日夜	一日ノ朝	一日ノ午後	二日ノ朝	二日ノ午後
	第六中隊	第十五小隊	四四	靜三三								
			四五	〃三四	一日ハ濱松							
			四六	〃三五								
			四七	警四二								
			四八	〃四三								
			四九	〃四四	一日ハ靜岡							
			五〇	〃四五								
	第七中隊	第十七小隊	五一	〃四六								
			五二	〃四七								
			五三	〃四八								
			五四	〃四九								
			五五	〃五〇								
			五六	〃五一	一日ハ清水							
	第八中隊	第十九小隊	五七	〃五二								
			五八	〃五三								
			五九	〃五四								
		第二十小隊	六〇	〃五五								
			六一	〃五六								
			六二	〃五七								
大仁大隊		第廿一小隊	六三	靜一一	一日ハ濱松							
			六四	〃一八								
	第九中隊		六五	〃二〇	一日ハ							
						修善寺						
						中狩野						
						上狩野						
							三島町					
							解散					
							小山					
								大型乘合自動車二臺（往）				
								大型乘合自動車十二臺（往）				
								大型乘合自動車五臺（復）				
								大型乘合自動車一臺（復）				

	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六
中隊	第二〇中隊										
小隊	第廿二小隊				第廿三小隊		第廿四小隊		第廿五小隊		
月日	〃二一	〃二二	〃二三	〃一七	〃一六	〃一三	〃一二	〃六	〃二	〃一	〃一九
宿泊地	新居		一日ハ氣賀	卅一日ハ濱松	一日ハ金谷		一日ハ濱松	卅一日ハ濱松			一日ハ新居
	湯ヶ島										
	解散										
				大型乘合自動車一臺(往)					大型乘合自動車二臺(往)		
				大型乘合自動車一臺(往)						大型乘合自動車二臺(往)	
										大型乘合自動車二臺(往)	
				大型乘合自動車五臺(往)						大型乘合自動車二臺(往)	

第九節　警察官の宿舍

宿舍の豫約　宿舍の調査に當る係員は、軈て警衛員到着の際には其の案内の任に就くべく、主任高橋警部指揮の下に本杉屬を靜岡市、淸水市、島田町、金谷町及濱松市に、山下巡查部長を燒津町、氣賀町、沼津市及湯ヶ島方面に、足羽巡查部長を掛川町袋井町、三島町及修善寺方面に、古川巡查部長を中泉町及見付町に夫々分派して所轄警察署と協力し宿屋の位置、收容力、料金等を調查したる處、未だ警衞配置表は決定せず宿泊を要する人員數全く不明なるを以て、宿舍主との交涉に頗る困難を極めたるも、配置計畫の調查と聯絡を保ちて大體の見込數に依りて上述各地方に於ける旅館の收容力の殆ど全部(修善寺方面を除く)を豫約したるが濱松市、氣賀町、金指町及見付町等の旅館は宿泊者の見込數に相應せず。止むを得ず其の地の料理屋組合、工業寄宿舍等に交涉して、臨時假宿舍の準備を整へ漸く豫定數を得左表の如き宿舍表を作成したり。而して各旅館の宿泊料は夫々等差ありて一定し難き結果、戶別に宿料を交涉して大體當該旅館の格式に近き宿料を以て豫約したるが最高標準を一泊(夕食、朝食及握飯辨當付)金壹圓五十錢と定め交涉したる處、一流の旅館に於ても誠意を表し克く之に應諾したり。(宿舍表の一部)

所在地	屋號	電話	宿料	收容力	宿泊部隊名	宿泊月日
靜岡市紺屋町	淸濤館	靜岡一、四八九	一、五〇	五〇		
同　同	大吉野屋	同　二〇九	一、五〇	四〇		
同　同	中藤屋	同　三一八	一、五〇	三〇		
同　同	增田館	同　三六八	一、五〇	四〇		
同　同	小淸水	同　二、三三〇	一、三〇	二〇		
同　同	長生館	同　一四六	一、五〇	四〇		

豫約したる宿舍數及其の收容力を各地方別に擧ぐれば左の如し。

靜岡市	宿屋	五九戶	收容力	一、七三〇人
	巡查教習所	一戶	〃	七〇人
	工場寄宿舍	二戶	〃	三〇〇人
淸水市	宿屋	二四戶	〃	五三〇人
燒津町	宿屋	一二戶	〃	二一〇人
島田町	宿屋	九戶	〃	一六〇人
金谷町	宿屋	一六戶	收容力	二五〇人
掛川町	宿屋	一九戶	〃	二九〇人
曾我村	宿屋	一戶	〃	三〇人
	料理屋	一戶	〃	二〇人
袋井町	宿屋	一九戶	〃	二一〇人
見付町	宿屋	一一戶	〃	一四〇人
	料理屋	五戶	〃	五〇人

中泉町	宿屋	八戸	収容力 一〇〇人
	料理屋	一戸	〃 四〇人
濱松市	宿屋	七七戸	〃 一、七九〇人
	料理屋	一〇戸	〃 二〇〇人
	工場寄宿舍	一〇戸	〃 六〇〇人
辨天島	宿屋	七戸	〃 八〇人
鷲津町	宿屋	二戸	〃 六〇人
佐久米	宿屋	一戸	〃 八〇人
氣賀町	宿屋	六戸	〃 二一〇人
	料理屋	一一戸	〃 一五〇人
井伊谷	料理屋	三戸	〃 五〇人
金指町	宿屋	三戸	〃 六〇人
	料理屋	一戸	〃 二〇人
沼津市	宿屋	三〇戸	〃 六一〇人
三津	宿屋	四戸	〃 一二〇人
長岡	宿屋	一戸	〃 八〇人
田中村	宿屋	九戸	〃 一五〇人
修善寺	宿屋	三戸	〃 一二〇人
青羽根	宿屋	三戸	〃 五〇人
吉奈	宿屋	二戸	〃 一〇〇人

湯ヶ島	宿屋	七戸	収容力 二〇〇人
三島	宿屋	一四戸	〃 四三〇人

其の他の鐵道沿線

駿河驛	宿屋	二戸	収容力 三〇人
御殿場驛	宿屋	四戸	〃 四〇人
裾野驛	宿屋	二戸	〃 四〇人
原驛	宿屋	一戸	〃 二〇人
鈴川驛	宿屋	二戸	〃 二〇人
富士驛	宿屋	一戸	〃 二〇人
岩淵驛	宿屋	一戸	〃 二〇人
蒲原驛	宿屋	一戸	〃 一〇人
由比驛	宿屋	一戸	〃 二〇人
興津驛	宿屋	一戸	〃 一〇人
草薙驛	宿屋	二戸	〃 三〇人
用宗驛	宿屋	二戸	〃 三〇人
藤枝驛	宿屋	二戸	〃 四〇人
堀之内驛	宿屋	二戸	〃 四〇人
舞阪驛	宿屋	三戸	〃 四〇人
新居町驛	宿屋	一戸	〃 一〇人

宿舍の指定　警衞配置計畫の決定、配置表の作成に伴ひて漸く配置員の數及其の氏名等確定したるを以て直ちに其の位置に適當なる宿舍に割り當て、前揭せる宿舍表に記載すると共に左表の如き宿舍通知票を作成して曩に豫約し置きたる宿舍主に對し夫々確定的通知をなしたれば之に依りて各旅館は準備を整へ當日の投宿を待つこととなり遺漏なきを得たり。

宿舍通知票

所在地	濱松市大工町	屋號	平等屋	電話	濱松 五二八
宿泊部隊名	人員	宿泊月日			
靜第一八班	十名	五月三十日			
警部	一名	五月三十日			
警部補	一名	五月三十日			
特設一ノ二ノ三	七名	五月二十八、二十九、三十日			
宿料	夕食 朝食 握飯辨當 付 一泊 金一圓五十錢 （宿料ハ隊長ニ於テ取纏メ之ヲ支拂フベキコト）				

宿舍割の決定に依り警衞配置員に對し宿舍の指定をなすため左記の如き宿舍指定表及び宿舍表を作成印刷し且つ靜岡、濱松及び沼津の三市に付ては宿舍配置圖を印刷添付して警衞員到着の第一日に於て之を各大隊長、中隊長、小隊長及び分隊長に配付せり。尤も各隊長及び各分隊にして其の所屬警察署の管內に宿泊する場合は特に宿舍を指定せざることゝせり。

小隊長宿舍指定表の例左の如し。

所屬廳官氏名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日、卅日	卅一日	一日	二日
神奈川縣警部 曾根 正	沼津追手町 長島屋	清水受新田 朝陽館	見付町 迎陽館	濱松傳馬町 藤屋	沼津市場 臨川館	同上	同上

靜岡縣警部補 加藤藤五郎		沼津追手町 長島屋	清水受新田 朝陽館	見付町 迎陽館	濱松傳馬町 藤屋	沼津市場 臨川館	同上	同上
神奈川縣警部補 田邊光次	沼津追手町 淺田屋	御殿場町 松屋	清水受新田 巴館	袋井町 柏屋	濱松板屋町 辻梅	沼津市場 臨川館	同上	同上
同 山口勇	沼津追手町 三春館	裾野驛 清水館	清水港町 清水館	見付町 大孫	濱松鍛治町 平尾屋	沼津千本 沼津屋	同上	御殿場町 松屋
同 田村喜與文	沼津追手町 長島屋	同上	清水受新田 朝陽館	見付町 迎陽館	濱松傳馬町 藤屋	沼津川岸 土肥屋	同上	駿河驛 熱海亭
愛知縣警部 加藤俊	靜岡紺屋町 清水館	同上	同上	濱松元城町 曳馬館	同上	同上		
同 藤波宗一	靜岡傳馬町 久月	同上	同上	掛川町 富士屋	濱松旭町 龜屋	同上		
愛知縣警部補 木部松次	靜岡傳馬町 久月	同上	同上	堀之内町 迎友館	濱松旭町 龜屋	氣賀町 氣陽館		
同 小酒井傳	靜岡紺屋町 吉野屋	同上	同上	掛川町 富士屋	濱松旭町 龜屋	氣賀町 氣陽館		
同 山口高之丞	靜岡紺屋町 美濃屋	同上	同上	掛川町 姫路屋	濱松千歳町 丸古屋	氣賀町 吉野屋		

各分隊宿舍指定表の例左の如し。

班名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	卅日	卅一日	一日	二日
警第八五班	靜岡榮町 森田屋	清水島崎 京稲	同上	濱松板屋町 大村屋	同上	掛川町 富士屋	伊豆長岡 肴屋	三島町 三芳館
警第八六班	靜岡榮町 森田屋	清水島崎 大津館	同上	濱松板屋町 大村屋	同上	掛川町 姫路屋	伊豆長岡 肴屋	三島町 菱屋
警第八七班	靜岡榮町 遠州屋	清水島崎 大津館	同上	濱松板屋町 大村屋	同上	掛川町 山口屋	伊豆長岡 肴屋	三島町 狩野屋
警第八八班	靜岡榮町 遠州屋	清水魚町 中村屋	同上	濱松肴町 大石館	同上	同上	伊豆長岡 肴屋	三島町 狩野屋
警第八九班	靜岡紺屋町 大東館	清水魚町 福住屋	同上	濱松肴町 大石館	同上	同上	伊豆長岡 肴屋	三島町 三芳館
靜第二一班		靜岡紺屋町 小清水	同上	金谷町 小澤屋	濱松旅籠町 尾張屋	鷲津町 丸安	伊豆湯ヶ島 角屋	
靜第二二班		靜岡紺屋町 佐野屋			濱松旅籠町 金井屋	鷲津町 丸安	伊豆湯ヶ島 朝日屋	
靜第二三班		靜岡紺屋町 佐野屋	同上	金谷町 小澤屋	濱松旅籠町 まめ屋	佐久米 萬榮	伊豆湯ヶ島 鈴木屋	
靜第二四班		靜岡紺屋町 佐野屋	同上	金谷町 二葉屋	濱松鹽町 秋田屋	氣賀町 清水屋	三津 松濤館	三島町 金登喜
靜第二五班		靜岡南町 天德溫泉	同上	金谷町 二葉屋	濱松鹽町 秋田屋	氣賀町 音羽屋	三津 松濤館	三島町 梶屋

警察官宿舍表の例左の如し。

所在地	屋號	電話	宿料	所在地	屋號	電話	宿料
靜岡市紺屋町	大東館	六六	一、五〇	靜岡市紺屋町	長生館	一四六	一、五〇
同	大吉野屋	二〇九	一、五〇	同	三笑館	二、三〇五	一、三〇
同	中藤屋	三一八	一、五〇	同	美濃屋	二、一一五	一、四〇
同	小清水	二、三三〇	一、三〇	同榮町	帶屋	二、〇八一	一、二〇
同	魚市	二、三〇四	一、三〇	同傳馬町	三吉野	一、四九三	一、五〇

部隊宿泊の概況は之を一覽表として左に示す。

五月二十六日

- 沼津市
  - 制服十八班 百八十人
  - 中、小隊長 六人
  - 宿屋十戶
- 靜岡市
  - 制服百二十九班 千二百九十人
  - 中、小隊長 五十九人
  - 特設三十二分隊 二百廿四人
  - 宿屋五十八戶

五月二十七日

- 駿河驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 御殿場驛
  - 制服四班 四十人
  - 小隊長 一人
  - 宿屋四戶
- 裾野驛
  - 制服二班 二十人
  - 小隊長 一人
  - 宿屋二戶
- 三島驛 制服二班 二十人 宿屋二戶
- 沼津驛
  - 制服五班 五十人
  - 中小隊長 四人
  - 宿屋三戶
- 原驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 鈴川驛
  - 制服二班 二十人
  - 小隊長 一人
  - 宿屋二戶
- 富士驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 岩淵驛 制服二班 二十人 宿屋一戶
- 蒲原驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 由比驛 制服二班 二十人 宿屋一戶

五月二十八日

- 興津驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 清水市
  - 制服二十二班 二百二十人
  - 中、小隊長 九人
  - 宿屋十三戶
- 草薙驛 制服一班 十人 宿屋一戶
- 靜岡市
  - 制服百二十二班 千二百廿人
  - 中、小隊長 六十人
  - 特設五十分隊 三百五十人
  - 宿屋五十九戶
  - 教習所一戶
- 濱松市
  - 制服二十七班 二百七十人
  - 中、小隊長 九人
  - 宿屋十五戶
- 靜岡市
  - 制服百二十班 千二百人
  - 中、小隊長 六十人
  - 特設三十九分隊 二百七十三人
  - 宿屋五十八戶
  - 教習所一戶
- 清水市
  - 制服四十七班 四百七十人
  - 中、小隊長 二十一人
  - 特設十一分隊 七十七人
  - 宿屋二十四戶
- 濱松市
  - 制服二十七班 二百七十人
  - 中、小隊長 九人
  - 特設七分隊 四十九人
  - 宿屋二十戶
  - 料理屋二戶
- 靜岡市
  - 制服十八班 百八十人
  - 中、小隊長 十人
  - 宿屋十二戶

- 特設七分隊 四十九人
- 燒津町
  - 制服十九班 百九十人
  - 中、小隊長 七人
  - 特設二分隊 十四人
  - 宿屋十二戶
- 藤枝驛
  - 制服二班 二十人
  - 小隊長 一人
  - 宿屋二戶
- 島田町
  - 制服十二班 百二十人
  - 中、小隊長 六人
  - 特設二分隊 十四人
  - 宿屋九戶
- 金谷町
  - 制服二十二班 二百二十人
  - 中、小隊長 九人
  - 特設二分隊 十四人
  - 宿屋十六戶
- 堀之內驛
  - 制服三班 三十人
  - 小隊長 一人
  - 宿屋二戶

五月二十九日

- 掛川町
  - 制服二十二班 二百二十人
  - 中、小隊長 十二人
  - 特設三分隊 二十一人
  - 宿屋十七戶
- 曾我村 制服二班 二十人 宿屋二戶
- 袋井町
  - 制服十二班 百二十人
  - 中、小隊長 七人
  - 宿屋九戶
- 特設二分隊 十四人
- 見付町
  - 制服十三班 百三十人
  - 中、小隊長 七人
  - 特設一分隊 七人
  - 宿屋十一戶
  - 料理屋三戶
- 中泉町
  - 制服十班 百人
  - 中、小隊長 五人
  - 特設一分隊 七人
  - 宿屋八戶
  - 料理屋一戶
- 濱松市
  - 制服五十六班 五百六十人
  - 中、小隊長 二十六人
  - 特設三十六分隊 二百八十二人
  - 宿屋四十五戶
  - 料理屋二戶

五月三十日

- 濱松市
  - 制服二百班 二千人
  - 中、小隊長 九十九人
  - 特設五十七分隊 三百九十九人
  - 宿屋七十七戶
  - 料理屋十戶
  - 工場十戶
- 濱松市
  - 制服六十二班 六百二十人
  - 中、小隊長 三十一人
  - 特設十八分隊 百二十六人
  - 宿屋三十四戶
  - 料理屋二戶
- 舞阪驛 制服二班 二十人 宿屋一戶
- 辨天島
  - 制服七班 七十人
  - 中、小隊長 五人
  - 特設一分隊 七人
  - 宿屋七戶

新居町驛	制服一班十人	小隊長一人	宿屋一戶
鷲津驛	制服四班四十人	小隊長一人	宿屋二戶
	特設一分隊七人		
佐久米	制服六班六十人	中、小隊長三人	宿屋一戶
	特設一分隊七人		
氣賀町	制服二十八班二百八十人	中、小隊長十四人	宿屋六戶
	特設七分隊四十九人		料理屋十一戶
井伊谷	制服三班三十人	特設二分隊二十人	料理屋三戶
金指町	制服七班七十人	中、小隊長五人	宿屋三戶
	特設一分隊七人		料理屋一戶
中泉驛	制服三班三十人	小隊長一人	宿屋二戶
袋井驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋二戶

五月三十一日

掛川驛	制服三班三十人	小隊長一人	宿屋三戶
堀之內驛	制服三班三十人	小隊長一人	宿屋二戶
金谷驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋二戶
島田驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋二戶
藤枝驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋二戶
燒津驛	制服二班二十人	宿屋一戶	
用宗驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋二戶
靜岡驛	制服四班四十人	小隊長一人	宿屋四戶
草薙驛	制服一班十人	宿屋一戶	
江尻驛	制服三班三十人	小隊長一人	宿屋二戶
興津驛	制服一班十人	小隊長一人	宿屋一戶

由比驛	制服二班二十人		宿屋一戶
蒲原驛	制服一班十人	小隊長一人	宿屋一戶
岩淵驛	制服一班十人		宿屋一戶
富士驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋一戶
鈴川驛	制服一班十人		宿屋一戶
原驛	制服二班二十人	小隊長一人	宿屋一戶
沼津市	制服四十五班四百五十人	中、小隊長二十四人	宿屋三十戶
	特設二十一分隊百四十七人		
三津	特設二分隊十四人		宿屋一戶
長岡	制服七班七十人	中、小隊長四人	宿屋一戶
	特特二分隊十四人		
田中村	制服六班六十人	小隊長一人	宿屋五戶
修善寺	制服九班九十人	中、小隊長八人	宿屋三戶
	特設二分隊十四人		
青羽根	制服三班三十人	小隊長一人	宿屋三戶
	設設一分隊七人		
吉奈	制服七班七十人	中、小隊長四人	宿屋二戶
	特設一分隊一人		
湯ヶ島	制服十四班百四十人	中、小隊長七人	宿屋九戶
	持設二分隊十四人		
三島町	特設十七分隊百十九人	小隊長一人	宿屋六戶

三島驛｛制服九班九十人 中、小隊長三人｝宿屋三戸

沼津市｛制服三十班三百人 中、小隊長十五人｝宿屋十六戸

六月二日｛三島驛｛制服九班九十人 中、小隊長六人｝宿屋三戸

（制服三十四班　三百四十人）

三島町｛中、小隊長二十一人 特設十七分隊百十九人｝宿屋二十戸

御殿場驛｛制服四班四十人 小隊長一人｝宿屋四戸

駿河驛｛制服二班二十人 小隊長一人｝宿屋二戸

猶參考の爲部隊長に配付せる官舍指定表を記載すべし。

隊長宿舍表

所屬廳官氏名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	卅日	卅一日	一日	二日
靜岡縣警部 山崎清作		江尻驛 大和館	同					
同 諸井表吉		靜岡紺屋町 佐野屋	江尻傳馬町 富士屋	金谷町 魚半	濱松東伊場 東洋紡績	沼津追手町 三春旅館		
同 松浦政藏		同宿町 天德溫泉	同				湯ケ嶋 小森館	
同 安達倍市		同	同	金谷町 小澤屋	濱松利町 小菊		湯ケ島 小森館	三島町 梶屋
同 寺田源七			靜岡驛前 大吉野	燒津町 枕流亭	同鍛冶町 江戸善	佐久米 萬樂		
同 藥科茂七郎			同 清濤館	見付町 大孫	同傳馬町 井丸屋	同		
同 四之宮龜吉			同呉服町 魚與			沼津千本 東京亭		
同 久保田稔			清水島崎 大津館	濱松旅籠 富士見館	同			
同 木村運平				中泉町 大塚屋	濱松鍛冶町 濱ホテル	氣賀町 大吉野		
同 安間五平				濱松傳馬町 浪花屋	同傳馬町 浪花屋			三島驛 本多屋
同 中田富藏					高射砲前 大黒屋	同		
同 岡本作平					濱松大工町 平等屋			
同 淺見孫之進					濱松千歲町 藝妓組合	氣賀町 新小松		
同 青木辨次					同海老塚町 イス織布		修善寺 水月屋	三島町 梶屋
同 藥科直次					同相生町 魚嘉			
同 林辰己						沼津白銀町 白岩館		
同 藤原藤吉								三島驛 本多屋
同 竹內種作								沼津 杉山旅館
靜岡縣警部補 金井善太郎					濱松鴨江町 鴨陽館			
同 村串清吉				中泉驛前 菊屋	濱松高町 八百松			

靜岡縣警部補 堀好次郎		清水辻町 大和館	中泉 大塚屋	濱松研町 小菊			
同 松浦彌三郎				濱松高射砲・大黒屋			
同 長谷川尙						修善寺 水月	三島町 田方屋
同 小杉和太郎			濱松高射砲前 大黒屋	濱松高射砲前 大黒屋	濱松高射砲前 大黒屋		
同 伊藤庄次郎		清水辻町 飯島館	中泉町 大島屋	濱松中山町 三組館			
同 平野義一郎					鷲巣町 丸安		
同 神藤連二	靜岡紺屋町 佐野屋	同	金谷町 小澤屋	濱松大工町 平等屋	新居町 大村屋		三島町 大平屋
同 佐野宇作	靜岡紺屋町 小清水	同	金谷町 二葉屋	濱松鹽町 秋田屋	氣賀町 音羽屋		
同 馬場傳藏	靜岡南町 天德溫泉	同	袋井 疊屋本店	濱松鍛冶町 江戸善	氣賀町 新小松		
同 石田義一	靜岡南町 天德溫泉	同					
同 渥美祐司	靜岡市 教習所	同					
同 岩崎堯				濱松龜山町 西遠館	金谷町 小澤屋		
神奈川縣警部 曾根正	沼津 長島屋	清水受新田 朝陽館	見付町 迎陽館	濱松傳馬町 富士屋	沼津市場 臨川館	沼津市幣 臨川館	沼津 臨川館

靜岡縣警部補 加藤藤五郎		同	同	同	同	同	同	同
神奈川縣警部補 田邊光次	沼津追手町 浅田屋	御殿場町 松屋	清水受新田 巴館	袋井町 柏屋	濱松板屋町 辻梅	沼津市場 臨川館	同	同
同 山口勇	沼津追手町 三春館	裾野驛 清水館	清水港町 清水館	見付町 大藤	濱松鍛冶町 平尾屋	沼津千本入口 沼津屋	同	御殿場町 松屋
同 田村喜與文	沼津追手町 長島屋	同	清水受新田 朝陽館	見付町 迎陽館	濱松傳馬町 藤屋	沼津川岸 土肥屋	同	駿河驛 熱海亭
同 上ノ瀨喜藏	沼津追手町 杉山旅館	同	清水受新田 弦糸館	見付町 井澤屋	濱松板屋町 大黒屋	沼津白銀町 白岩館		
同 水野末次	沼津白銀町 小野旅館	鈴川驛 魚梅	清水受新田 二見館	見付町 かぶ屋	濱松板屋町 富田屋	沼津白銀町 小野旅館		
同 伊東藤平	沼津魚町 久保屋	靜岡紺屋町 福榮館	同	中泉町 友愛館	濱松田町 林屋	濱松五本松 増田屋		
同 關政治						沼津魚町 小松屋	同	同
同 加藤善次						沼津追手町 靜浦館	同	同
神奈川縣警部 長田兵式					辨天島 松月	沼津市場 大橋屋		
靜岡縣巡査部長 高木浅吉					辨天島 松月	同		
神奈川縣警部補 坂本良					同 小松屋			
同 小野部盛三					辨天島 松月			

神奈川縣警部補 秋澤 武						辨天島 白砂亭
愛知縣警部 加藤 俊	靜岡 清水本店	靜岡 清水本店	靜岡 清水本店	濱松元城町 曳馬館	同	同
靜岡縣巡査部長 鈴木嘉市				同	同	同
愛知縣警部 藤浪宗一	同傳馬町 久月	同傳馬町 久月	同傳馬町 久月	掛川町 富士屋	濱松旭町 龜屋	同
靜岡縣警部補 足立藤市	同			同	町	同
愛知縣警部補 木部松次	靜岡傳馬町 久月	同	同	堀之内町 迎友館	濱松朝日町 龜屋	氣賀町 氣陽館
同 小酒井博	靜岡紺屋町 吉野屋	同	同	掛川町 富士屋	濱松朝日町 龜屋	氣賀町 氣陽館
同 山口高之亟	靜岡紺屋町 美濃屋	同	同	掛川町 姫路屋	濱松千歳町 丸古旅館	氣賀町 吉野屋
同 中西倉次	靜岡紺屋町 清水館本店	同	同	掛川町 山口屋	濱松肴町 都屋	氣賀町 吉野屋
同 川井甚一	靜岡紺屋町 魚市	同	同	掛川町 山口樓	濱松鍛冶町 酒萬	氣賀町 吉野屋
同 内木銀一	靜岡紺屋町 三笑館	同	同	掛川町 富田樓	濱松平田町 甲州屋	佐久米 萬樂館
同 武内伊四郎		濱松元城町 曳馬館	同	同	同	同
同 酒井金一		濱松元城町 幸陽館	同	同	同	同

警部補 白木筐一		濱松元城町 大村屋	同	同	同	同		
同 辻野直三郎		濱松廣澤町 渥美軒	同	同	同	同		
愛知縣警部補 安井專一		濱松廣澤町 富士見館	同	同	同	同		
同 栢植末一		同名殘町 澤陵館	同	同	同	同		
同 淺井勝太郎		同名殘町 本田館	同	同	同	同		
同 相羽鈴吉		同追分町 中村屋	同	同	同	同		
同 片桐暑氣雄		同高射砲前 大黑屋	同	同	同	同		
警視廳警部 西谷才次郎	靜岡驛前 增田館	靜岡驛前 增田館	同	同	濱松菅原町 丸ケ工場	氣賀町 豐田屋	沼津千本 公園館	沼津千本 公園館
靜岡縣巡査部長 寺田周平	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部 井上政一	靜岡驛前 長生館	靜岡驛前 長生館	同	同	同森田町 鈴岡織布	金指町 吉野屋	沼津千本 東京亭	沼津千本 東京亭
靜岡縣警部補 小倉綠郎	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部 長澤源次郎	同	同	同上桶屋町 魚幸	袋井町 高砂	同東伊場 東洋紡績	沼津千本 公園館	同	三島驛 三芳館
靜岡縣警部補 大石粂太郎	同	同	同	同	同	同	同	同

警視廳警部 脇園庄次郎	同	同	同大岩 靜高館	掛川町 森下屋	同東伊場町 東洋紡績	同市場 臨川館	修善寺 柏屋	同
靜岡縣警部補 十八公三千丈	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部 矢代廣治	同	同	同片羽町 湯島屋	島田町 魚種	濱松鍛冶町 濱ホテル	同	同	三嶋町 菱屋
靜岡縣警部補 鈴木武男	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部 神山和市	同	同	同本通 榮館	濱松田町 萬松	同	同	吉奈 東府屋	
靜岡縣巡査部長 伊藤金作	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部 三原英二	同	同	同葵町 疊屋	濱松肴町 大石館	同	同	長岡 肴屋	
靜岡縣巡査部長 阿久井忠三郎	同	同	同	同	同	同	同	同
警視廳警部補 金澤美作	靜岡七間町 金龍館	同	同	同	濱松菅原町 丸ケ工場	氣賀町 島屋		
同 重原新司	靜岡傳馬町 三吉屋	同	同	同	同海老塚町 イス工場	金指町 吉野屋		
同 清水和助	靜岡紺屋町 增田館	同	同	同	濱松菅原町 高杉燃糸	金指町 美よし		
同 寺島常市	靜岡紺屋町 大吉野	同	同	同	濱松森田町 鈴岡織布	金指町 壽		
同 世羅三郎	靜岡紺屋町 中藤屋	同	同	同	濱松森田町 鈴岡織布	氣賀町 豐田屋		

同 井上惣三	靜岡紺屋町 長生館	同	同	同	濱松菅原町 濱松燃糸	氣賀町 梅ケ枝		
同 小高松助	靜岡七間町 宮川旅館	同	同	燒津町 松月	同海老塚町 ヤマコ織布	嶋田町 藤見亭		
同 田邊源一	同上桶屋町 魚幸	同	同	藤枝驛前 鈴屋	濱松鍛冶町 濱松ホテル	同		
同 植村浅雄	靜岡柚木町 藤村屋	同	同	燒津町 下田ホテル	濱松千歳町 藝妓組合	同		
同 古川清	同上桶屋町 魚幸	同	同	燒津町 大富屋	濱松傳馬町 料理組合	同		
同 大竹豐後	靜岡宮ケ崎 八百源	同	同	燒津町 富士見ホテル	同海老塚町 篠原製糸	堀之内町 迎友館		
同 安東善萬	靜岡大岩 泰靜館	同	同	燒津町 ヨカロウ	同海老塚町 イス織布	藤枝驛前 鈴屋	三嶋驛前 岩本屋	同
同 笠井秋壽	靜岡大岩 靜高館	同	同	燒津町 枕流亭	濱松砂山町 西野製糸	用宗驛前 榮亭	三島驛前 本多屋	同
同 緒方竹次郎	同 靜高館	同	同	島田町 藤見亭	濱松東伊場 東洋紡績	沼津八幡町 富士屋	同	同
同 金田榮一	靜岡宮下町 靜修館	同	同	嶋田町 魚種	濱松森下町 鈴岡織布	靜岡紺屋町 大吉野	修善寺 橋本屋	
同 豐滿休次郎	靜岡宮下町 靜修館	同	同	島田町 廿露亭	濱松東伊場 東洋紡績	江尻驛前 大和館	修善寺 柏屋	
同 八田祐司	靜岡片羽町 口坂屋	同	同	島田町 蔦屋	東伊場 東洋紡績	興津驛前 佐野屋	中狩野青羽根 青柳軒	三島町 菱屋
同 植山松壽	靜岡片羽町 湯島屋	同	同	金谷町 村井屋	濱松東伊場 東洋紡績	蒲原町 蒲原館	吉奈 さかや	

警視廳警部補 高橋政吉	靜岡研屋町 川根屋	同	同	金谷町 富士見館	濱松東伊場 東洋紡績	富士驛 加島館	吉奈 東府屋	
同 宮本常熊	靜岡錦町 大川屋	同	同	金谷町 魚半	濱松東伊場 東洋紡績	原町 常盤屋	三島驛 本多屋	同
同 樋渡祐次郎	靜岡葵町 疊屋	同	同	金谷町 吉田屋	濱松東伊場 東洋紡績	沼津追手町 杉山旅館	同	同
同 仲田安壽	靜岡葵町 疊屋	同	同	金谷町 改良亭	濱松相生町 魚嘉	沼津追手町 長島屋	同	同
同 船渡川金次	靜岡紺屋町 清濤館	同	同	掛川町 つち屋	濱松相生町 魚嘉	沼津千本 東京亭	同	同
同 北地鎌次郎	同 清濤館	同	同	掛川町 森下屋	濱松相生町 魚嘉	沼津千本 植松旅館	同	同
同 渡邊朝知	靜岡紺屋町 增田館	同	同	掛川町 岡島屋	濱松相生町 內山旅館	沼津追手町 三春旅館	同	同
同 橋本幸之助	靜岡呉服町 魚與旅館	同	同	袋井町 疊屋本店	濱松東伊場 東洋紡績	沼津千本 公園館	同	同
同 横田豐四郎	靜岡兩替町 三松屋	同	同	袋井町 高砂	濱松東伊場 東洋紡績	中泉 大塚屋	三島 水口屋	同
同 坂孝義	靜岡傳馬町 美濃屋	同	同	袋井町 朝日館	濱松元目町 城北機業	袋井町 朝日館	三津 安田屋	三島町 三芳館
同 高屋金作	靜岡榮町 森田屋	清水島崎 大津館	同	濱松板屋町 大村屋	同	掛川町 姫路屋	長岡 肴屋	三島町 三芳館
同 關根新三郎	靜岡榮町 遠州屋	清水市 福住屋	同	濱松肴町 大石館	同	同	長岡 肴屋	三島町 三芳館
同 重田實夫	靜岡傳馬町 田中屋	清水志茂町 大久屋	同	濱松田町 鍵屋	同	同		

同 井上開明	靜岡兩替町 大和館	清水志茂町 稲尾屋	同	濱松肴町 川島屋	同	同		
同 岩井喜通	靜岡追手町 富士見館	清水受新田 常盤ホテル	同	濱松連尺 清水屋	同	同		
同 谷口又市	靜岡 大東館	清水受新田 朝日館	同	濱松肴町 今屋	同	同		
同 大和田忠美	靜岡 大東館	江尻傳馬町 富士屋	同	濱松傳馬町 浪花館	同	同		
同 手倉森喜藏	靜岡榮町 帶屋	同	同	濱松鍛冶町 長篠館	同	同		
靜岡縣警部補 村松德亮							三津 松濤館	三島町 梶屋
同 川島逸平							大仁 富士屋	三島町 梶屋
同 岩城又次郎							三津 松濤館	
同 寬應水五郎							湯ヶ島 湯本館	
同 阿形庄吉							湯ヶ島 角屋	
同 須賀了							湯ヶ島 小森館	
同 內藤辨之助							湯ヶ島 落合樓	
同 長谷仲藏							湯ヶ島 小森館	

静岡班宿舎表

班名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	卅日	卅一日	一日	二日
静一		岩淵驛前 谷屋	清水辻町 大和館	中泉驛前 角屋	濱松鶴山町 三井パー	伊豆湯ケ島 落合樓	伊豆湯ケ島 落合樓	
静二		同 谷屋	同 大和館	同 川金	同 細田榮一	同	同	
静三		御殿場驛前 富士屋	同 飯島館	同 菊屋	濱松高町 八百松	中泉驛前 友愛館	管内	管内
静四		蒲原驛 蒲原館	同	同 島伊三	濱松廣澤町 アパートメント	同	管内	管内
静五		駿河驛 熱海亭	同 大富屋	同 大島屋	濱松中山町 三組館	沼津御用邸 専務	専務	専務
静六		由比驛 見晴亭	同 大和館	見付町 末廣屋	濱松市高町 山源	伊豆湯ケ島 小森館	伊豆湯ケ島 小森館	ナシ
静七		同 見晴亭	同 美濃屋	中泉驛前 千鐵	濱松高町 大橋屋	専務	専務	専務
静八		興津驛 佐野屋	同	同 大塚屋	同 小菊	同	同	同
静九		管内	同 たまや	濱松飛行隊前 龜甲屋	濱松飛行隊前 龜甲屋	濱松飛行隊前 龜甲屋	伊豆田原 山田屋	三島町 藤ノ湯
静一〇		草薙驛前 美家古屋	静岡	静岡 専務	濱松鴨江町 中野屋			
静一一		管内	管内	濱松高射砲前 大黒屋	濱松高射砲前 大黒屋	濱松高射砲前 大黒屋	伊豆湯ケ島 小森館	駿河驛前 米倉
静一二		同	同	濱松鶴山町 西遠館	同	濱松鶴山町 西遠館	同	
静一三		同	同	同	同	金谷町 小澤屋	湯ケ島 湯本館	
静一四		専務	同		濱松鴨江町 巴屋			
静一五		同	同		同 鴨陽館			
静一六		同	同	濱松鶴山町 西遠館	同	金谷町 小澤屋	伊豆湯ケ島 湯本館	
静一七		管内	同	同 長盛館	同	伊豆湯ケ島 小森館	同 小森館	
静一八		同	同	金谷町 小澤屋	濱松大工町 平等屋	新居町 大村屋	同 湯本館	
静一九		同	同	同	同 惠比壽屋	鷲津驛前 丸安旅館	湯川屋	
静二〇		静岡紺屋町 小清水	専務		濱松利町 かつみ	同	同	
静二一		静岡紺屋町 小清水	静岡紺屋町 小清水	金谷町 小澤屋	濱松旅籠町 尾張屋	鷲津驛前 丸安旅館	伊豆湯ケ島 角屋	
静二二		同 佐野屋			同 金井屋	同	同 朝日屋	
静二三		同	同 佐野屋	金谷町 小澤屋	同 まめ屋	佐久米 萬樂	同 鈴木屋	
静二四		同	同	同 二葉屋	同八幡町 秋田屋	氣賀町 清水屋	三津 松濤館	三島町 金登喜

神奈川班宿舍表

班名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日	一日	二日
靜二五	靜岡南町 天德溫泉	同	同	同	同	同	同	同
靜二六	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜二七	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜二八	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜二九	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三〇	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三一	靜岡市 巡查教習所	靜岡市 巡查教習所	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三二	教習所	教習所	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三三	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三四	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
靜三五	同	同	同	同	同	同	同	濱松高射砲前 大黑屋
神一	沼津追手町 淺田屋	御殿場町 松屋	清水受新田 巴館	袋井町 本田屋	濱松板屋町 辻梅	沼津市場 臨川館	沼津市場 臨川館	沼津市場 臨川館
神二	同	同田口旅館	同	同鈴木屋	同	同	同	同
神三	同靜浦館	同富士野屋	同	同柏屋	濱松鍛冶町 小梅	同	同	同
神四	同三春館	裾野驛 清水館	清水港町 清水館	見付町 大孫	同平尾屋	沼津魚町 久保屋	沼津魚町 久保屋	沼津魚町 久保屋
神五	同	同小松屋	同	同岡原屋	同	沼津千本濱入口 沼津館	同追手町 沼津館	御殿場町 富士屋
神六	沼津魚町 小松屋	三島町 岩本屋	同	同弦琴屋	濱松傳馬町 井丸屋	同菊屋	同菊屋	同松屋
神七	同 久保屋	同本田屋	清水受新田 朝陽館	同迎陽館	同藤屋	沼津上香貫 池田屋	沼津上香貫 池田屋	同田口旅館
神八	沼津追手町 長島屋	沼津追手町 長島屋	同	同吉田屋	同	沼津仲町川岸 土肥屋	沼津仲町川岸 土肥屋	同富士野屋
神九	同	同	同	同中よし	濱松板屋町 大黑屋	同市川屋	同市川屋	駿河驛 熱海亭
神一〇	沼津追手町 杉山旅館	沼津追手町 杉山旅館	清水受新田 弦糸館	見付町 鈴木屋	濱松板屋町 大黑屋	沼津魚町 小松屋		
神一一	同	同	同	同花友	同	沼津追手町 久保屋		
神一二	同三春旅館	同三春旅館	同	同井澤屋	同岡田屋	沼津白銀町 白岩館		

神一三	沼津白銀町 小野旅館	原驛 常磐屋	同 美濱屋	同 喜樂亭	同	同 小野旅館	
神一四	同	鈴川驛 魚梅	同 二見屋	同 佐東屋	同 富田屋	同	
神一五	同 白岩館	同 富士屋	同	同 かふや	同	同 白岩館	
神一六	沼津魚町 小松屋	富士驛 加島屋	清水萬世町 萬世館	中泉町 友愛館	同	同 小野旅館	
神一七	同 久保屋	靜岡紺屋町 福榮館	靜岡紺屋町 福榮館	同	濱松田町 林屋	同	
神一八	沼津五東松 增田館	同	同	同	同	沼津五東松 增田館	
神一九						沼津市場 大橋屋	沼津市場 大橋屋
神二〇						同	同
神二一						沼津魚町 小松屋	沼津魚町 小松屋
神二二						沼津魚町 久保屋	沼津魚町 久保屋
神二三						沼津追手町 靜浦館	沼津追手町 靜浦館
神二四						同	同
神二五						舞坂驛 寶田屋	同

神二六						同	
神二七						辨天島驛 伊勢屋	
神二八						同 小松屋	
神二九						同 中村屋	
神三〇						同 松月	
神三一						同 鯛めし	
神三二						辨天島驛 白砂亭	
神三三						同 常磐旅館	

愛知班宿舍表

班名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	三十一日	一日	二日
愛一	靜岡傳馬町 久月	靜岡傳馬町 久月	靜岡傳馬町 久月	堀之內驛前 迎友館	濱松旭町 龜屋	佐久米 萬樂		
愛二	同	同	同	同	同	下氣賀 圓治		
愛三	靜岡紺屋町 吉野屋	靜岡紺屋町 吉野屋	靜岡紺屋町 吉野屋	同 油屋	同	氣賀町 氣陽館		

愛一六	愛一五	愛一四	愛一三	愛一二	愛一一	愛一〇	愛九	愛八	愛七	愛六	愛五	愛四				
同三笑館	同	同	同	同魚市	同	靜岡鉛屋町清水館本店	同	同美濃屋	同	同	同	同				
同三笑館	同	同	同	同魚市	同	靜岡鉛屋町清水館本店	同	同美濃屋	同	同	同	同				
同三笑館	同	同	同	同魚市	同	靜岡鉛屋町清水館本店	同	同美濃屋	同	同	同	同				
同	同	同山口樓	同常磐	同玉ずし	同小泉樓	同山口屋	掛川町山口屋	同梅木屋	同	掛川町姫路屋	同	掛川驛前富士屋				
同	同	同豐田屋	濱松鍛冶町酒萬	濱松看町都屋	同小原屋	濱松千歲町みかど	濱松千歲町丸古旅館	同小笠屋	同魚六	同浦島	濱松海老塚町くだもの屋	同				
同	同	同關根屋	同旭屋	同入船	同	氣賀町吉野屋	同	同	同吉野屋	同	同	同				
同	同	佐久米業同甲州屋	同萬	同	同	同	同	同	同	同	同	同				

愛一七	愛一八	愛一九	愛二〇	愛二一	愛二二	愛二三	愛二四	愛二五	愛二六	愛二七	愛二八	愛二九				
同	同	同														
同	同	同														
同	同	同														
同大黑屋	同富田樓	同曳馬館濱松元城町	同	同曳馬館濱松元城町	同幸陽館	同	同	同翁屋	同大村館	同中村屋	濱松廣澤町渥美軒	同				
同	同	同曳馬館濱松元城町	同	同曳馬館濱松元城町	同幸陽館	同	同	同翁屋	同大村館	同中村屋	濱松廣澤町渥美軒	同				
同	同	同曳馬館濱松元城町	同	同曳馬館濱松元城町	同幸陽館	同	同	同翁屋	同大村館	同中村屋	濱松廣澤町渥美軒	同				

愛三〇	愛三一	愛三二	愛三三	愛三四	愛三五	愛三六	愛三七	愛三八	愛三九	愛四〇	愛四一	愛四二

同富士見館	同富士見館	同富士見館	同富士見館	同富士見館	同富士見館	濱松名殘町 澤陵館	濱松名殘町 川島館	濱松追分町 片桐治三郎	濱松龜山町 睦館	濱松廣澤町 富士見館	同 同	同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	濱松名殘町 本田屋	濱松追分町 中村屋	濱松高射砲前 木村正信	濱松高射砲前 大黒屋			
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	濱松名殘町 澤陵館	濱松名殘町 川島館	濱松追分町 片桐治三郎	濱松龜山町 睦館	濱松光澤町 富士見館	同 同	同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	濱松名殘町 本田屋	濱松追分町 中村屋	濱松高射砲前 木村正信	濱松高射砲前 大黒屋			

警視廳班宿舍表

班名	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	卅日	卅一日	一日	二日
警一	金龍館 靜岡七間町	金龍館 靜岡七間町	金龍館 靜岡七間町	金龍館 靜岡七間町	丸ケイ工場 濱松萱原町	鳥屋 氣賀町		
警二	金龍館 同	同	同	同	同	鈴木屋 同		
警三	同	同	同	同	同	十丸 井伊谷村		
警四	三吉野 同傳馬町	三吉野 同傳馬町	三吉野 同傳馬町	三吉野 同傳馬町	イス織布 濱松毒老寐町	竹清 同村		
警五	同	同	同	同	同	松老 同村		
警六	同	同	同	同	同	屋野吉 金指町		
警七	增田館 同紺屋町	增田館 同紺屋町	增田館 同紺屋町	增田館 同紺屋町	高杉撚糸 同萱原町	同 同町		
警八	同	同	同	同	同	同		

愛四三	愛四四	愛四五						

同大黒屋	同大黒屋	同大黒屋						
同 同	同 同	同 同						
同 同	同 同	同 同						

警九	同	同	同	同	同	同町 泉屋
警一〇	靜岡紺屋町 大吉野	同紺屋町 大吉野	同紺屋町 大吉野	同紺屋町 大吉野	濱松森田町 鈴岡織布	金指町 美よし
警一一	同	同	同	同	同	同町 壽
警一二	同	同	同	同	同	同
警一三	同町 中藤屋	同町 中藤屋	同町 中藤屋	同町 中藤屋	同	氣賀町 松田屋
警一四	同	同	同	同	同	同町 豐田屋
警一五	同	同	同	同	同	同上
警一六	同町 長生館	同町 長生館	同町 長生館	同町 長生館	菅原町 濱松撚糸	同
警一七	同	同	同	同	同	同
警一八	同	同	同	同	同	同町 近江屋
警一九	同七間町 宮川旅館	同七間町 宮川旅館	同七間町 宮川旅館	燒津町 松月	同市海老塚町 ヤマコ織布	同町 梅ケ枝
警二〇	同	同	同	同	同	同町 榎本
警二一	同	同	同	燒津驛前 米村	濱松鍛冶町 濱ホテル	濱松鍛冶町 濱ホテル

警二二	靜岡上桶屋町 魚幸	靜岡上桶屋 魚幸	靜岡上桶屋町 魚幸	同	同	同
警二三	同	同	同	藤枝驛前 鈴屋	同	同
警二四	同	同	同	同町 青島屋	濱松千歳町 藝妓組合事務所	同千歳町 藝妓組合事務所
警二五	同柚木町 藤村屋	同柚木町 藤村屋	同柚木町 藤村屋	燒津町 杉山旅館	同	同
警二六	同	同	同	同町 下田ホテル	同	同
警二七	同	同	同	同	濱松傳馬町 料理組合事務所	同傳馬町 料理組合事務所
警二八	同上桶屋町 魚幸	同上桶屋町 魚幸	同上桶屋町 魚幸	同町 ヨカロウ	同	同
警二九	同	同	同	同町 大富屋	同	同
警三〇	同柚木町 藤村屋	同柚木町 藤村屋	同柚木町 藤村屋	同	濱松海老塚町 篠原製糸	堀之内町 油屋
警三一	同宮ケ崎町 岡市	同宮ケ崎町 岡市	同宮ケ崎町 岡市	靜岡宮ケ崎町 富士見ホテル	同	同
警三二	靜岡宮ケ崎町 岡市	同宮ケ崎町 岡市	同宮ケ崎町 岡市	燒津町 富士見ホテル	濱松海老塚町 篠原製糸	堀之内町 迎友館
警三三	同町 八百源	同町 八百源	同町 八百源	同町 松浦旅館	同町 イス織布	島田町 藤見亭
警三四	同大岩町 湊靜館	同大岩町 湊靜館	同大岩町 湊靜館	同町 ヨカロフ	同	同驛前 朝日屋

警	三五	同	同	同	同町 鷲野旅館	同	藤枝驛前 鈴屋	三島驛 岩本屋	三嶋驛 岩本屋
警	三六	同	同宮下町 靜高館	同	同町 枕流亭	同	同町 靑島屋	同	同
警	三七	同宮下町 靜高館	同	同宮下町 靜高館	同	同	燒津驛前 米村	同	同
警	三八	同	同	同	同 橋本屋	濱松砂山町 西野製糸	同	同所 本多屋	同所 本多屋
警	三九	同	同	同	同	森田町 鈴岡織布	用宗驛 柳屋	同	同
警	四〇	同	同	同	島田町 藤見亭	同	同 榮亭	同	同
警	四一	同	同	同	同	同	靜岡驛前 淸濤館	三津 三津館	三島町 水口屋
警	四二	同	同	同	同所 朝日屋	同	同所 增田館	修善寺 橋本屋	同
警	四三	同町 靜修館	同町 靜修館	同町 靜修館	同	濱松東伊場 東洋紡績	同所 大吉野	同	同
警	四四	同	同	同	同町三丁目 魚種	同	同 中藤屋	同	同
警	四五	同	同	同	同	同	草薙驛 さくら屋	修善寺 柏屋	三島町 大和屋
警	四六	同	同	同	同町七丁目 甘露亭	同	江尻驛前 大和館	同	同
警	四七	同	同	同	同	同町六丁目 魚福	同 飯島館	同	同
警	四八	同 淸修館	同 淸修館	同 淸修館	同町 萬露亭	同	同	中狩野靑羽根 靑柳軒	同
警	四九	靜岡片羽町 口坂屋	靜岡片習町 口坂屋	靜岡片羽町 口坂屋	同町 拾紫樓	同	興津驛前 佐野屋	同所 松屋	同町 菱屋
警	五〇	同	同	同	同町五丁目 蔦屋	同	由比驛前 見晴亭	同所 喜靑軒	同
警	五一	同	同	同	同町 三布袋	同	同	吉奈 さか屋	同
警	五二	同宮下町 竹下屋	同宮下町 竹下屋	同宮下町 竹下屋	金谷町 村井屋	同	蒲原驛 蒲原館	同	
警	五三	同町 中村屋	同町 中村屋	同町 中村屋	同町 吉川屋	同	岩淵驛 谷屋	同	
警	五四	靜岡片羽町 湯島屋	同片羽町 湯島屋	同片羽町 湯島屋	金谷町 吉川屋	濱松東伊場 東洋紡積	岩淵驛 谷屋	吉奈 東府屋	
警	五五	同本通 榮館	同本通 榮館	同本通 榮館	同町 大增屋	同	富士驛 加島館	同	
警	五六	同	同	同	同	同	同	同	
警	五七	同研屋町 川根屋	同研屋町 川根屋	同研屋町 川根屋	同町 富士見館	同	鈴川驛 魚梅	同	
警	五八	同錦町 川根屋	同町 川根屋	同町 川根屋	同町 魚半	同	原驛 常盤屋	三島驛 本多屋	三島驛 本多屋
警	五九	同町 大川屋	同町 大川屋	同町 大川屋	同町 福市	同	同	同	同
警	六〇	同	同	同	同町 橋本屋	同	沼津追手町 三春旅館	同所 駿河屋	同所 駿河屋

警	六一	同町	西川屋	警	六二	同葵町	疊屋	警	六三	同	同	警	六四	同上橋屋町	三河屋	警	六五	靜岡葵町	疊屋	警	六六	同	同	警	六七	同紺屋町	清濤館	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	增田館	警	七三	同町	大吉野
警	六一	同町	西川屋	警	六二	同葵町	疊屋	警	六三	同	同	警	六四	同上橋屋町	三河屋	警	六五	靜岡葵町	疊屋	警	六六	同	同	警	六七	同紺屋町	清濤館	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	增田館	警	七三	同町	大吉野
警	六一	同町	西川屋	警	六二	同葵町	疊屋	警	六三	同	同	警	六四	同上橋屋町	三河屋	警	六五	靜岡葵町	疊屋	警	六六	同	同	警	六七	同紺屋町	清濤館	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	增田館	警	七三	同町	大吉野
警	六一	同町	月見屋	警	六二	同町	吉田屋	警	六三	同	改良亭	警	六四	同町	岡島屋	警	六五	金谷町	改良亭	警	六六	金谷町	魚利	警	六七	掛川町	つち屋	警	六八	同	同	警	六九	同町	森下屋	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	田中屋	警	七三	同	同
警	六一	同町	月見屋	警	六二	同町	吉田屋	警	六三	同	改良亭	警	六四	同町	岡島屋	警	六五	金谷町	改良亭	警	六六	金谷町	魚利	警	六七	掛川町	つち屋	警	六八	同	同	警	六九	同町	森下屋	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	田中屋	警	七三	同	同
警	六一	同町	月見屋	警	六二	同町	吉田屋	警	六三	同	改良亭	警	六四	同町	岡島屋	警	六五	金谷町	改良亭	警	六六	金谷町	魚利	警	六七	掛川町	つち屋	警	六八	同	同	警	六九	同町	森下屋	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同町	田中屋	警	七三	同	同
警	六一	同町	杉山旅館	警	六二	同町	長島屋	警	六三	同	同	警	六四	同所	田中屋	警	六五	靜岡縣	西野製糸	警	六六	濱松砂山町	嘉	警	六七	同相生町	淺田屋	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同	內山旅館	警	七三	同	同
警	六一	同町	杉山旅館	警	六二	同町	長島屋	警	六三	同	同	警	六四	同所	田中屋	警	六五	靜岡縣	西野製糸	警	六六	濱松砂山町	嘉	警	六七	同相生町	淺田屋	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同	內山旅館	警	七三	同	同
警	六一	同町	杉山旅館	警	六二	同町	長島屋	警	六三	同	同	警	六四	同所	田中屋	警	六五	靜岡縣	西野製糸	警	六六	濱松砂山町	嘉	警	六七	同相生町	淺田屋	警	六八	同	同	警	六九	同	同	警	七〇	同	同	警	七一	同	同	警	七二	同	內山旅館	警	七三	同	同

警	七四	同	長生館	警	七五	桑町	遠州屋	警	七六	靜岡呉服町	與	警	七七	同	同	警	七八	同	同	警	七九	靜岡兩替町	三松屋	警	八〇	同	同	警	八一	同	同	警	八二	傳馬町	美濃屋	警	八三	同	同	警	八四	同	同	警	八五	同	森田屋	警	八六	同	同
警	七四	同	長生館	警	七五	桑町	遠州屋	警	七六	靜岡呉服町	與	警	七七	同	同	警	七八	同	同	警	七九	兩替町	三松屋	警	八〇	同	同	警	八一	同	同	警	八二	傳馬町	美濃屋	警	八三	同	同	警	八四	同	同	警	八五	清水島崎	京稻	警	八六	同所	大津館
警	七四	同	長生館	警	七五	桑町	遠州屋	警	七六	靜岡呉服町	與	警	七七	同	同	警	七八	同	同	警	七九	同兩替町	三松屋	警	八〇	同	同	警	八一	同	同	警	八二	傳馬町	美濃屋	警	八三	同	同	警	八四	同	同	警	八五	清水島崎	京稻	警	八六	同所	大津館
會我村	島居屋	警	今村	椎木屋	警	袋井町	疊屋本店	警	同	同	警	同町	中央旅館	警	同町	袋井館	警	同町	高砂	警	同	同	警	同町	朝日館	警	同町	池田屋	警	濱松板屋町	大村屋	警	同	同	警	濱松東田町	馬淵屋	警	濱松東伊場	東洋紡績	警	同	同	警	同元目町	城北機業	警	同板屋町	旭屋	警	同町	大村屋	警	同	同
會我村	島居屋	警	今村	椎木屋	警	袋井町	疊屋本店	警	同	同	警	同町	中央旅館	警	同町	袋井館	警	同町	高砂	警	同	同	警	同町	朝日館	警	同町	池田屋	警	濱松板屋町	大村屋	警	同	同	警	濱松東田町	馬淵屋	警	濱松東伊場	東洋紡績	警	同	同	警	同元目町	城北機業	警	同板屋町	旭屋	警	同町	大村屋	警	同	同
會我村	島居屋	警	今村	椎木屋	警	袋井町	疊屋本店	警	同	同	警	同町	中央旅館	警	同町	袋井館	警	同町	高砂	警	同	同	警	同町	朝日館	警	同町	池田屋	警	濱松板屋町	大村屋	警	同	同	警	濱松東田町	馬淵屋	警	濱松東伊場	東洋紡績	警	同	同	警	同元目町	城北機業	警	同板屋町	旭屋	警	同町	大村屋	警	同	同
沼津追手町	三春旅館	警	沼津千本濱	公園館	警	同町	魚川岸旅館	警	同宮町	松坂屋	警	同	同	警	同市八幡町	富士屋	警	掛川町	富士屋	警	中泉町	大塚屋	警	袋井町	朝日館	警	同町	池田屋	警	濱松板屋町	旭屋	警	同町	大村屋	警	同板屋町	旭屋	警	同町	池田屋	警	同	同	警	同	姬路屋	警	同	同	警	同	同
沼津追手	三春旅館	警	沼津千本濱	公園館	警	同町	魚川岸旅館	警	同宮町	松坂屋	警	同	同	警	同八幡町	富士屋	警	三津	安田屋	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	長岡	肴屋	警	同	同	警	濱松板屋町	旭屋	警	掛川町	富士屋	警	同町	池田屋	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	同	同
沼津追手	三春旅館	警	沼津千本濱	公園館	警	同町	魚川岸旅館	警	同宮町	松坂屋	警	同	同	警	同八幡町	富士屋	警	三島町	三芳屋	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	三島町	菱屋	警	同	同	警	濱松板屋町	大村屋	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	同	同	警	同	同

警	八七	遠洲屋	靜岡紺屋町	同	同	同	同
警	八八	同	同	中村屋	清水魚町	中村屋	清水魚町
警	八九	大東館	同驛前	福住屋	同町	福住屋	同町
警	九〇	同	同	同	同	同	同
警	九一	田中屋	同傳馬町	駿河屋	同	駿河屋	同
警	九二	野中屋	同	同	同	同	同
警	九三	横山館	同	大久屋	清水志茂町	大久屋	清水志茂町
警	九四	大和館	同兩替町	同	同	同	同
警	九五	大東館	同	同	同	同	同
警	九六	大東館	同	稻尾屋	同所	稻尾屋	同所
警	九七	富士見館	同追手町	同	同	同	同
警	九八	大東館	靜岡驛前	稻尾屋	清水志茂町	稻尾屋	清水志茂町
警	九九	朝日館	同川邊	常盤ホテル	清水受新田	常盤ホテル	同町
警	一〇〇	大東館	同驛前	新清水館	同	新清水館	同
警	一〇一	同	同	旭館	同	旭館	同
警	一〇二	同	同	相良館	同	相良館	同
警	一〇三	同	同	富士屋	江尻傳馬町	富士屋	江尻傳馬町
警	一〇四	庵原屋	同片羽町	同	同	同	同
警	一〇五	松屋	同町	同	同	同	同
警	一〇六	大東館	同驛前	錦水館	清水辻町	錦水館	清水辻町
警	一〇七	帶屋	同紺屋町	帶屋	靜岡紺屋町	帶屋	靜岡紺屋町
警	一〇八	同	同	同	同	同	上同町
警	一〇九	同	同	同	同	同	三同町
警	一一〇	同	同	村井屋	金谷町	村井屋	同
警	一一一	同	同	長篠館	同鍛冶町	長篠館	同鍛冶町
警	一一二	同	同	同	同	同	同
警	一一三	同	同	浪花屋	濱松傳馬町	浪花屋	同傳馬町
警	一一四	同	同	同	同	同	同
警	一一五	同	同	長篠館	同鍛冶町	長篠館	同鍛冶町
警	一一六	同	同	同	同	同	同
警	一一七	同	同	同	同	同	同
警	一一八	同	同	同	同	同	同
警	一一九	同	同	同	同	同	同
警	一二〇	同	同	同	同	同	同
警	一二一	同	同	同	同	同	同
警	一二二	同	同	同	同	同	同
警	一二三	同	同	同	同	同	同
警	一二四	同	同	同	同	同	同
警	一二五	同	同	同	同	同	同
警	一二六	同	同	同	同	同	同
警	一二七	同	同	同	同	同	同
警	一二八	同	同	同	同	同	同
警	一二九	同	同	同	同	同	同
警	一三〇	同	同	同	同	同	同
警	一三一	同	同	同	同	同	同
警	一三二	同	同	同	同	同	同
警	一三三	同	同	同	同	同	同
警	一三四	同	同	同	同	同	同
警	一三五	同	同	同	同	同	同
警	一三六	同	同	同	同	同	同
警	一三七	同	同	同	同	同	同
警	一三八	同	同	同	同	同	同
警	一三九	同	同	同	同	同	同
警	一四〇	同	同	同	同	同	同
警	一四一	同	同	同	同	同	同
警	一四二	同	同	同	同	同	同
警	一四三	同	同	同	同	同	同
警	一四四	同	同	同	同	同	同
警	一四五	同	同	同	同	同	同
警	一四六	同	同	同	同	同	同
警	一四七	同	同	同	同	同	同
警	一四八	同	同	同	同	同	同
警	一四九	同	同	同	同	同	同
警	一五〇	同	同	同	同	同	同
警	一五一	同	同	同	同	同	同
警	一五二	同	同	同	同	同	同
警	一五三	同	同	同	同	同	同
警	一五四	同	同	同	同	同	同
警	一五五	同	同	同	同	同	同
警	一五六	同	同	同	同	同	同
警	一五七	同	同	同	同	同	同
警	一五八	同	同	同	同	同	同
警	一五九	同	同	同	同	同	同
警	一六〇	同	同	同	同	同	同
警	一六一	同	同	同	同	同	同
警	一六二	同	同	同	同	同	同
警	一六三	同	同	同	同	同	同
警	一六四	同	同	同	同	同	同
警	一六五	同	同	同	同	同	同
警	一六六	同	同	同	同	同	同
警	一六七	同	同	同	同	同	同
警	一六八	同	同	同	同	同	同
警	一六九	同	同	同	同	同	同
警	一七〇	同	同	同	同	同	同
警	一七一	同	同	同	同	同	同
警	一七二	同	同	同	同	同	同
警	一七三	同	同	同	同	同	同
警	一七四	同	同	同	同	同	同
警	一七五	同	同	同	同	同	同
警	一七六	同	同	同	同	同	同
警	一七七	同	同	同	同	同	同
警	一七八	同	同	同	同	同	同
警	一七九	同	同	同	同	同	同
警	一八〇	同	同	同	同	同	同
警	一八一	同	同	同	同	同	同
警	一八二	同	同	同	同	同	同
警	一八三	同	同	同	同	同	同
警	一八四	同	同	同	同	同	同
警	一八五	同	同	同	同	同	同
警	一八六	同	同	同	同	同	同
警	一八七	同	同	同	同	同	同
警	一八八	同	同	同	同	同	同
警	一八九	同	同	同	同	同	同
警	一九〇	同	同	同	同	同	同
警	一九一	同	同	同	同	同	同
警	一九二	同	同	同	同	同	同
警	一九三	同	同	同	同	同	同
警	一九四	同	同	同	同	同	同
警	一九五	同	同	同	同	同	同
警	一九六	同	同	同	同	同	同
警	一九七	同	同	同	同	同	同
警	一九八	同	同	同	同	同	同
警	一九九	同	同	同	同	同	同
警	二〇〇	同	同	同	同	同	同
警	二〇一	同	同	同	同	同	同
警	二〇二	同	同	同	同	同	同
警	二〇三	同	同	同	同	同	同
警	二〇四	同	同	同	同	同	同
警	二〇五	同	同	同	同	同	同
警	二〇六	同	同	同	同	同	同
警	二〇七	同	同	同	同	同	同
警	二〇八	同	同	同	同	同	同
警	二〇九	同	同	同	同	同	同
警	二一〇	同	同	同	同	同	同
警	二一一	同	同	同	同	同	同
警	二一二	同	同	同	同	同	同
警	二一三	同	同	同	同	同	同
警	二一四	同	同	同	同	同	同
警	二一五	同	同	同	同	同	同
警	二一六	同	同	同	同	同	同
警	二一七	同	同	同	同	同	同
警	二一八	同	同	同	同	同	同
警	二一九	同	同	同	同	同	同
警	二二〇	同	同	同	同	同	同
警	二二一	同	同	同	同	同	同
警	二二二	同	同	同	同	同	同
警	二二三	同	同	同	同	同	同
警	二二四	同	同	同	同	同	同
警	二二五	同	同	同	同	同	同
警	二二六	同	同	同	同	同	同
警	二二七	同	同	同	同	同	同
警	二二八	同	同	同	同	同	同
警	二二九	同	同	同	同	同	同
警	二三〇	同	同	同	同	同	同
警	二三一	同	同	同	同	同	同
警	二三二	同	同	同	同	同	同
警	二三三	同	同	同	同	同	同
警	二三四	同	同	同	同	同	同
警	二三五	同	同	同	同	同	同
警	二三六	同	同	同	同	同	同
警	二三七	同	同	同	同	同	同
警	二三八	同	同	同	同	同	同
警	二三九	同	同	同	同	同	同
警	二四〇	同	同	同	同	同	同
警	二四一	同	同	同	同	同	同
警	二四二	同	同	同	同	同	同
警	二四三	同	同	同	同	同	同
警	二四四	同	同	同	同	同	同
警	二四五	同	同	同	同	同	同
警	二四六	同	同	同	同	同	同
警	二四七	同	同	同	同	同	同
警	二四八	同	同	同	同	同	同
警	二四九	同	同	同	同	同	同
警	二五〇	同	同	同	同	同	同
警	二五一	同	同	同	同	同	同
警	二五二	同	同	同	同	同	同
警	二五三	同	同	同	同	同	同
警	二五四	同	同	同	同	同	同
警	二五五	同	同	同	同	同	同
警	二五六	同	同	同	同	同	同
警	二五七	同	同	同	同	同	同
警	二五八	同	同	同	同	同	同
警	二五九	同	同	同	同	同	同
警	二六〇	同	同	同	同	同	同
警	二六一	同	同	同	同	同	同
警	二六二	同	同	同	同	同	同
警	二六三	同	同	同	同	同	同
警	二六四	同	同	同	同	同	同
警	二六五	同	同	同	同	同	同
警	二六六	同	同	同	同	同	同
警	二六七	同	同	同	同	同	同
警	二六八	同	同	同	同	同	同
警	二六九	同	同	同	同	同	同
警	二七〇	同	同	同	同	同	同
警	二七一	同	同	同	同	同	同
警	二七二	同	同	同	同	同	同
警	二七三	同	同	同	同	同	同
警	二七四	同	同	同	同	同	同
警	二七五	同	同	同	同	同	同
警	二七六	同	同	同	同	同	同
警	二七七	同	同	同	同	同	同
警	二七八	同	同	同	同	同	同
警	二七九	同	同	同	同	同	同
警	二八〇	同	同	同	同	同	同
警	二八一	同	同	同	同	同	同
警	二八二	同	同	同	同	同	同
警	二八三	同	同	同	同	同	同
警	二八四	同	同	同	同	同	同
警	二八五	同	同	同	同	同	同
警	二八六	同	同	同	同	同	同
警	二八七	同	同	同	同	同	同
警	二八八	同	同	同	同	同	同
警	二八九	同	同	同	同	同	同
警	二九〇	同	同	同	同	同	同
警	二九一	同	同	同	同	同	同
警	二九二	同	同	同	同	同	同
警	二九三	同	同	同	同	同	同
警	二九四	同	同	同	同	同	同
警	二九五	同	同	同	同	同	同
警	二九六	同	同	同	同	同	同
警	二九七	同	同	同	同	同	同
警	二九八	同	同	同	同	同	同
警	二九九	同	同	同	同	同	同
警	三〇〇	同	同	同	同	同	同
警	三〇一	同	同	同	同	同	同
警	三〇二	同	同	同	同	同	同
警	三〇三	同	同	同	同	同	同
警	三〇四	同	同	同	同	同	同
警	三〇五	同	同	同	同	同	同
警	三〇六	同	同	同	同	同	同
警	三〇七	同	同	同	同	同	同
警	三〇八	同	同	同	同	同	同
警	三〇九	同	同	同	同	同	同
警	三一〇	同	同	同	同	同	同
警	三一一	同	同	同	同	同	同
警	三一二	同	同	同	同	同	同
警	三一三	同	同	同	同	同	同
警	三一四	同	同	同	同	同	同
警	三一五	同	同	同	同	同	同
警	三一六	同	同	同	同	同	同
警	三一七	同	同	同	同	同	同
警	三一八	同	同	同	同	同	同
警	三一九	同	同	同	同	同	同
警	三二〇	同	同	同	同	同	同
警	三二一	同	同	同	同	同	同
警	三二二	同	同	同	同	同	同
警	三二三	同	同	同	同	同	同
警	三二四	同	同	同	同	同	同
警	三二五	同	同	同	同	同	同
警	三二六	同	同	同	同	同	同
警	三二七	同	同	同	同	同	同
警	三二八	同	同	同	同	同	同
警	三二九	同	同	同	同	同	同
警	三三〇	同	同	同	同	同	同
警	三三一	同	同	同	同	同	同
警	三三二	同	同	同	同	同	同
警	三三三	同	同	同	同	同	同
警	三三四	同	同	同	同	同	同
警	三三五	同	同	同	同	同	同
警	三三六	同	同	同	同	同	同
警	三三七	同	同	同	同	同	同
警	三三八	同	同	同	同	同	同
警	三三九	同	同	同	同	同	同
警	三四〇	同	同	同	同	同	同
警	三四一	同	同	同	同	同	同
警	三四二	同	同	同	同	同	同
警	三四三	同	同	同	同	同	同
警	三四四	同	同	同	同	同	同
警	三四五	同	同	同	同	同	同
警	三四六	同	同	同	同	同	同
警	三四七	同	同	同	同	同	同
警	三四八	同	同	同	同	同	同
警	三四九	同	同	同	同	同	同
警	三五〇	同	同	同	同	同	同
警	三五一	同	同	同	同	同	同
警	三五二	同	同	同	同	同	同
警	三五三	同	同	同	同	同	同
警	三五四	同	同	同	同	同	同
警	三五五	同	同	同	同	同	同
警	三五六	同	同	同	同	同	同
警	三五七	同	同	同	同	同	同
警	三五八	同	同	同	同	同	同
警	三五九	同	同	同	同	同	同
警	三六〇	同	同	同	同	同	同
警	三六一	同	同	同	同	同	同
警	三六二	同	同	同	同	同	同
警	三六三	同	同	同	同	同	同
警	三六四	同	同	同	同	同	同
警	三六五	同	同	同	同	同	同
警	三六六	同	同	同	同	同	同
警	三六七	同	同	同	同	同	同
警	三六八	同	同	同	同	同	同
警	三六九	同	同	同	同	同	同
警	三七〇	同	同	同	同	同	同
警	三七一	同	同	同	同	同	同
警	三七二	同	同	同	同	同	同
警	三七三	同	同	同	同	同	同
警	三七四	同	同	同	同	同	同
警	三七五	同	同	同	同	同	同
警	三七六	同	同	同	同	同	同
警	三七七	同	同	同	同	同	同
警	三七八	同	同	同	同	同	同
警	三七九	同	同	同	同	同	同
警	三八〇	同	同	同	同	同	同
警	三八一	同	同	同	同	同	同
警	三八二	同	同	同	同	同	同
警	三八三	同	同	同	同	同	同
警	三八四	同	同	同	同	同	同
警	三八五	同	同	同	同	同	同
警	三八六	同	同	同	同	同	同
警	三八七	同	同	同	同	同	同
警	三八八	同	同	同	同	同	同
警	三八九	同	同	同	同	同	同
警	三九〇	同	同	同	同	同	同
警	三九一	同	同	同	同	同	同
警	三九二	同	同	同	同	同	同
警	三九三	同	同	同	同	同	同
警	三九四	同	同	同	同	同	同
警	三九五	同	同	同	同	同	同
警	三九六	同	同	同	同	同	同
警	三九七	同	同	同	同	同	同
警	三九八	同	同	同	同	同	同
警	三九九	同	同	同	同	同	同
警	四〇〇	同	同	同	同	同	同
警	四〇一	同	同	同	同	同	同
警	四〇二	同	同	同	同	同	同
警	四〇三	同	同	同	同	同	同
警	四〇四	同	同	同	同	同	同
警	四〇五	同	同	同	同	同	同
警	四〇六	同	同	同	同	同	同
警	四〇七	同	同	同	同	同	同
警	四〇八	同	同	同	同	同	同
警	四〇九	同	同	同	同	同	同
警	四一〇	同	同	同	同	同	同
警	四一一	同	同	同	同	同	同
警	四一二	同	同	同	同	同	同
警	四一三	同	同	同	同	同	同
警	四一四	同	同	同	同	同	同
警	四一五	同	同	同	同	同	同
警	四一六	同	同	同	同	同	同
警	四一七	同	同	同	同	同	同
警	四一八	同	同	同	同	同	同
警	四一九	同	同	同	同	同	同
警	四二〇	同	同	同	同	同	同
警	四二一	同	同	同	同	同	同
警	四二二	同	同	同	同	同	同
警	四二三	同	同	同	同	同	同
警	四二四	同	同	同	同	同	同
警	四二五	同	同	同	同	同	同
警	四二六	同	同	同	同	同	同
警	四二七	同	同	同	同	同	同
警	四二八	同	同	同	同	同	同
警	四二九	同	同	同	同	同	同
警	四三〇	同	同	同	同	同	同
警	四三一	同	同	同	同	同	同
警	四三二	同	同	同	同	同	同
警	四三三	同	同	同	同	同	同
警	四三四	同	同	同	同	同	同
警	四三五	同	同	同	同	同	同
警	四三六	同	同	同	同	同	同
警	四三七	同	同	同	同	同	同
警	四三八	同	同	同	同	同	同
警	四三九	同	同	同	同	同	同
警	四四〇	同	同	同	同	同	同
警	四四一	同	同	同	同	同	同
警	四四二	同	同	同	同	同	同
警	四四三	同	同	同	同	同	同
警	四四四	同	同	同	同	同	同
警	四四五	同	同	同	同	同	同
警	四四六	同	同	同	同	同	同
警	四四七	同	同	同	同	同	同
警	四四八	同	同	同	同	同	同
警	四四九	同	同	同	同	同	同
警	四五〇	同	同	同	同	同	同
警	四五一	同	同	同	同	同	同
警	四五二	同	同	同	同	同	同
警	四五三	同	同	同	同	同	同
警	四五四	同	同	同	同	同	同
警	四五五	同	同	同	同	同	同
警	四五六	同	同	同	同	同	同
警	四五七	同	同	同	同	同	同
警	四五八	同	同	同	同	同	同
警	四五九	同	同	同	同	同	同
警	四六〇	同	同	同	同	同	同
警	四六一	同	同	同	同	同	同
警	四六二	同	同	同	同	同	同
警	四六三	同	同	同	同	同	同
警	四六四	同	同	同	同	同	同
警	四六五	同	同	同	同	同	同
警	四六六	同	同	同	同	同	同
警	四六七	同	同	同	同	同	同
警	四六八	同	同	同	同	同	同
警	四六九	同	同	同	同	同	同
警	四七〇	同	同	同	同	同	同
警	四七一	同	同	同	同	同	同
警	四七二	同	同	同	同	同	同
警	四七三	同	同	同	同	同	同
警	四七四	同	同	同	同	同	同
警	四七五	同	同	同	同	同	同
警	四七六	同	同	同	同	同	同
警	四七七	同	同	同	同	同	同
警	四七八	同	同	同	同	同	同
警	四七九	同	同	同	同	同	同
警	四八〇	同	同	同	同	同	同
警	四八一	同	同	同	同	同	同
警	四八二	同	同	同	同	同	同
警	四八三	同	同	同	同	同	同
警	四八四	同	同	同	同	同	同
警	四八五	同	同	同	同	同	同
警	四八六	同	同	同	同	同	同
警	四八七	同	同	同	同	同	同
警	四八八	同	同	同	同	同	同
警	四八九	同	同	同	同	同	同
警	四九〇	同	同	同	同	同	同
警	四九一	同	同	同	同	同	同
警	四九二	同	同	同	同	同	同
警	四九三	同	同	同	同	同	同
警	四九四	同	同	同	同	同	同
警	四九五	同	同	同	同	同	同
警	四九六	同	同	同	同	同	同
警	四九七	同	同	同	同	同	同
警	四九八	同	同	同	同	同	同
警	四九九	同	同	同	同	同	同
警	五〇〇	同	同	同	同	同	同
警	五〇一	同	同	同	同	同	同
警	五〇二	同	同	同	同	同	同
警	五〇三	同	同	同	同	同	同
警	五〇四	同	同	同	同	同	同
警	五〇五	同	同	同	同	同	同
警	五〇六	同	同	同	同	同	同
警	五〇七	同	同	同	同	同	同
警	五〇八	同	同	同	同	同	同
警	五〇九	同	同	同	同	同	同
警	五一〇	同	同	同	同	同	同
警	五一一	同	同	同	同	同	同
警	五一二	同	同	同	同	同	同
警	五一三	同	同	同	同	同	同
警	五一四	同	同	同	同	同	同
警	五一五	同	同	同	同	同	同
警	五一六	同	同	同	同	同	同
警	五一七	同	同	同	同	同	同
警	五一八	同	同	同

ものなり。

二、補助員は警察官吏の指揮下に於て活動し鐵道沿線に在りては隧道上、山道、其他斷崖上の小屋等の檢索に當り相當危險あるにも不拘更に顧慮することなく之に從事し警衛を萬全ならしめたるは特に感謝に偵ひす。又御道筋に在りては第二線に於て迷兒の保護、車馬、其他交通整理等警察官吏の補助として一般民衆に對し最も親切に之に從事警衛補助の職責を全ふしたるものなり左に其の活動に關して一二の事例を記述す。

天城山の檢索

天城山は海拔四千七百二十尺麓より山頂萬二郎岳に至る三里十五町は天城御料林四萬町歩にして此の間樅樺等の老樹古木を始めとして鬱蒼たる大森林地帶晝尙暗く殊に八丁池附近は人家は勿論僅に點々の蕉夫小屋又は雉兎の通ふ如き小道を見出すのみなり。未知の者若此の森林に足を踏み込まば一進一退遂には動き得ざるに到ると云ふ。遠く富士を望み近く箱根連山と竝び春は霞、溪谷を籠め秋は紅葉深紅に燃え鹿の哀音遠く近く千古に眠る深山にして古くより猪狩の地として名高き所なり。

六月三日は此の地に御巡幸遊ばさるゝを以て其の前日大仁署より百七名下田署より十六名の補助員を署長指揮の下に活動せしめ天城山の大檢索を行ひ警衛の當日も廣漠たる森林の山道各所を補助員にて遠卷に交通を遮斷し警衛の萬全を期すべく目覺しき活動を爲したり。大仁署に於ては警衛終了後其の消防組の費用を以て記念メタルを調製配付し猶署長より補助員六百六十八名に對し左記樣式に依る感謝狀を贈り其の功を賞したり。

感謝狀

聖上陛下　今回本縣下行幸ニ際シ警察官ノ補助トシテ御警衛警備ニ任シ協力一致獻身的努力ヲ效シタル功勞尠カラス仍テ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

昭和五年六月五日

大仁警察署長
警部　竹內種作

(イ) 淡島の檢索

管內內浦村淡島は同村海岸線を距る數丁の江ノ浦灣上にある小島にして島內に小祠あり。全島鬱蒼たる樹木に覆はれ附近の景勝に一段の風趣を添へたるも島內には人跡稀なる所あり。六月二日天城山行幸の際には江の浦附近一帶の風景を賞でさせらるべく靜浦より重須に至る間海路を御航行遊ばさるを以て所轄三島署長は御順路の安全を期すべく前日及當日の早朝內浦村消防組員をして同島の大檢索を行はしめ警衛上萬全を期したり。

(ロ) 江の浦海上警衛

天城山行幸當日靜浦重須間の海上警衛は淸水水上署警備船美保丸以下小型發動機船三隻出動したるも三島署長は更に警衛の萬全を期すべく署殘留員二名を發動機船二隻に分乘せしめ淡島附近を遊戈せしめ第二線の警衛に從事せしめたり。

(ハ) 內浦より川西に至る山道附近の檢索

天城行幸の御順路たる內浦より川西村に至る山道は切通斷崖等多く警衛上最も至難なる處なるも附近一帶の山地に對しては前日內浦村消防組員をして細密なる檢索を行はしめ警衛上遺算なきを期したり。

特に行幸當日は不幸にして降雨蕭條として霧又深く山道泥濘著しき爲玉步甚しく御艱難を感ぜさせ給ふ御模樣を拜し御還幸の時刻も豫定を遲るゝこと時余に及び重須にて御乘船遊ばされたる時は旣に黃昏に至り夕暗沿道に迫り夜氣海を蔽ふの頃となりたるを以て沿道警衛の警察官は焦慮の裡にも良く奉拜者の動搖を制し附近の檢索を密にし視聽を嚴にして御順路御安泰を期すべく全幅を傾注して御警衛申上たり。

第十一節　警衛警察官の慰問

御警衛の重大なる任務を双肩に擔ひつつある三千有餘の警察官は管內の警察官たると他府縣應援警察官たるとを問はず最善を盡して只管任務の完了を期せむとし奮勵努力したり。其驀しき職務觀念より迸り出たる緊張し寸隙だもなき澄澈たる氣分は縣下各地七日間に亙り旺溢するものありき。

茲に於て警衛本部は連日の激しき勤務に對し其の心勞を犒ふ爲特に縣內有志者と相諮り慰藉慰問の意を表する事に決定し依つて擧縣一致誠意の存する所を披瀝して一般警察官に一段の發奮を希ひ警衛上遺漏なきを期せり。卽ち靜岡縣茶業聯合會議所及靜岡濱松沼津淸水の四市長に對し警衛部長より協議を重ねたる結果靜岡市より二百圓濱松市より二百圓沼津市より百五十圓淸水市より百五十圓の寄附金の應諾ありたるを以て之を基金とし茶業聯合會議所より大部分の出捐を得て靜岡縣產製茶一罐宛を贈り其外甘納豆を購求して贈ることゝなれり。

又本縣に於ても銘茶に因める繪葉書を記念として一人一組宛及小饅頭甘納豆各一個宛を一分隊毎に贈ることゝし此の費用として一千五圓を支出し夫々準備をなしたり。濱松市內警察官は優に二千六百人に達し夕刻は各々所定の宿舍に分宿せり。依とし之に特に市會議長鈴木幸作氏の斡旋により同地名產濱納豆及甘納豆を加へ其超過費用は同氏の厚意に基き何等顧慮する所なく實行する事となれり。

五月二十六日召集に依り靜岡市に集合したる警衛警察官は優に二千六百人に達し夕刻は各々所定の宿舍に分宿せり。依つて午後七時頃より慰問員を定めて(四人)二班に分ち第一班は靜岡市を東西に區分したる東方面に第二班は西方面に向ひ慰問品として購入したる小饅頭は一分隊毎に一箱宛とし(一圓)慰問員等は各旅宿六十二個所を訪問し感謝の辭を述べ慰問品を贈呈したり。沼津に於ては神奈川縣より出張の應援員百八十六人に對して靜岡に於けると同樣慰問品を贈り濱松に於

ても五月二十七日愛知縣より應援として出張したるもの二百七十九人は所定の旅舍に分宿したるを以て靜岡沼津同樣全員に甘納豆(一分隊一箱)を贈りたり。

五月三十日に到り靜岡淸水燒津島田金谷掛川袋井見付中泉等の警衛を終りたる二千百餘人は濱松に集合翌三十一日同市內の配置に就く事となりしかば豫ての計畫により慰問品卽ち茶一罐繪葉書一組宛は各人毎に、甘納豆一個濱納豆一ヶ宛は一分隊毎に贈るべく慰問員十數名を督勵して午後四時より各旅宿を訪問して慰問せしめたり。

第十二節　警衛隊の解除及歸還

一週日に亙り給ふ御巡幸の中六月一日には濱松行在所御出門舞坂町に御立寄り、鷲津より濱名湖上を御航行佐久米に御上陸遊ばされ氣賀町より井伊谷宮に御參拜あらせられ更に濱松驛より御召列車にて沼津驛御下車沼津御用邸に着御の後市內を御巡幸遊ばされその御行程は最も長距離に亙らせられたる爲め之が警衛に當りて警衛要員は實に多數に上りたるも六月二日、三日は天城及三島地方に行幸あらせられて御還幸の途に就かせ給ふ爲め警衛要員は六月一日の警衛終了後漸次過員を生ずることゝなるを以て茲に漸次解散歸還を爲さしむることゝせり。

卽ち部隊編成による二百二十個分隊中六月一日には濱松、氣賀、堀之內、島田、沼津の各大隊に屬する愛知縣警察官の全員と警視廳、神奈川縣警察官の一部の百十五個分隊が解散歸還したり。六月二日には大仁大隊に屬する警視廳靜岡縣警察官の一部十八個分隊が解散し六月三日は東京に還幸あらせられ警衛全く終了したるが故に殘員全部卽ち靜岡縣神奈川縣及警視廳の八十七個分隊は無事解除されて各大任を果し滿面に喜色溢れつゝ歸還の途に就けり。

以上三日間に亙りて解散は行はれたるも特に他廳府縣應援警察官の歸還に就ては交通其の他の關係もあり慰勞を兼ねて一日間の猶豫を與へ其の旅費を各員に支給する事とし隨て見物其の他の自由を與へ歸任の圓滑を計り其の勞を犒ひたり。

故に解散歸還に當りては警衛事務の繁劇上特に輸送の便は計り得ざりしも叙上の如き方法に據りしが故に何れも極めて圓滑の裡にそれ〴〵其の任地に歸還せり。左に解散歸還の順序を記載すべし。

六月一日(行幸第五日)解散
濱松大隊所屬
愛第一九班より同第四五班に至る二七個班解散
警第二一班より同第二九班迄及同第九一班より同第一〇八班に至る二七個班解散
神第二五班より同第三三班に至る九個班解散

氣賀大隊所屬
愛第一班より同第一八班に至る一八個班解散
警第一班より同第二〇班に至る二〇個班解散

堀之内大隊所屬
警第三〇班より同第三二班に至る三個班解散

島田大隊所屬
警第三三班三四班の二個班解散

沼津大隊所屬
神第一〇班より同第一八班に至る九個班解散
計一一五班解散

六月二日(行幸第六日)解散
大仁大隊所屬
警第五三班より同第五七班に至る五個班解散
靜第一班第二班第六班第一二班第一三班及同第一六班より同第二三班に至る一三個班解散
計一八個班解散

六月三日(行幸第七日)解散
三島大隊所屬
警第四一班より同第五一班迄及同第八一班より同第九〇班に至る二一個班解散
靜第三班及同第二五班より同第三五班に至る一二個班解散

御殿場大隊所屬
神第五班より同第九班に至る五個班解散
靜第四班第九班第一一班第二四班の四個班解散
計八七個班解散

合計二二〇個班(全部隊)

第十三節　警察官の慰勞休暇

警衛の重責を滯りなく果し全く其の計畫通り遂行し得たる警察官の努力は蓋し筆紙にも盡し難きものあり。隨つて警衛終了後に於て緊重したる氣分が一時に弛緩し安堵の胸を撫で下ろすと同時に其の心身の疲勞は殆んど想像以上に至るべく爲に警衛に從事したる警察官に特に休暇を與へ休養に力めしむる事となせり。卽警衛に從事したる全員共に、事務の都合を見計ひ各二日宛の休暇を與ふ事とし左の通牒を發せり。

警第四一四號
昭和五年六月十三日
各　課(所)署　長　殿
靜岡縣警察部長

慰勞休養ニ關スル件

今回ノ行幸ニ際シテハ貴職竝ニ貴部下ノ不斷ノ努力ニ依リ些ノ支障ナク御警衛ノ大任ヲ全フスルヲ得タルハ誠ニ欣快ニ不堪處ナリ此ノ際貴職竝ニ貴部下官吏々員小使ニ對シ二日間ノ慰勞休暇ヲ與フルコトヽ相成候條事務ニ支障ヲ來ササル樣交互ニ賜暇セシメラルヘク依命此段及通牒候也

追テ貴職ノ休暇ニ關シテハ豫メ申報セラルヘシ尙本休暇ハ休暇規則ニ據ラサルモノニ付申添フ

第三章　天覽武道

此の千載一遇の機會に於て大日本武德會靜岡縣支部は新築武德殿に於て武道天覽の光榮に浴したき思ひは本縣下斯道に志す者は勿論本部も等しく之を希ひ居りしが御巡幸御巡路御日時等の御都合に依り一度は絶望を傳へられたり。然るに斯道御奬勵の深き御思召により特に靜岡中學校御巡幸中武道教授天覽の機會に於て當支部武道天覽をも御許を賜ひたるは斯道に志す者の齊しく欣喜措く所を知らざりしなり。

御前演武の無上の光榮に浴すべき者は支部武道教授會議の上支部長之を指名し審判員には支部教授を以て之に充て更に場内諸般の事務に從事せしむべき係員を設け武德會幹事井上警部をして總指揮に當らしめ圓滑なる進行を期したり。

警衛警備の方法は武道場てふ特種の場所丈に一般と其趣を異にし特に意を用ひ武德會に關係を有する警察官前記井上警部以下大長、岡田、內山、美和、犬塚各巡査部長審判員係員等に兼て警衛に當らしめ場内適當なる配置を計り萬全を期したり。

天覽武道は午前十時道場に御臨幸あり。一同起立最敬禮裡に御入場遊され靜岡中學校生徒劍道部三十二名柔道部三十名に對する二分間の教授の次に支部武道天覽に移り劍道三組柔道三組の極めて緊張したる試合に續いて、弓道巻藁前の儀に至れり。其間正十分間畏くも聖上陛下には白根知事（支部長）の御說明に一々御熱心なる御聽取あり。極めて緊張裡に滯りなく完了し一同起立奉送の場合は自ら其の敬虔の念に打たれ肅々たり。

其の日の計畫次の如くにして極めて圓滑に之が進行を見たる之各人が一致協力最善を竭したる賜と謂ふべし。

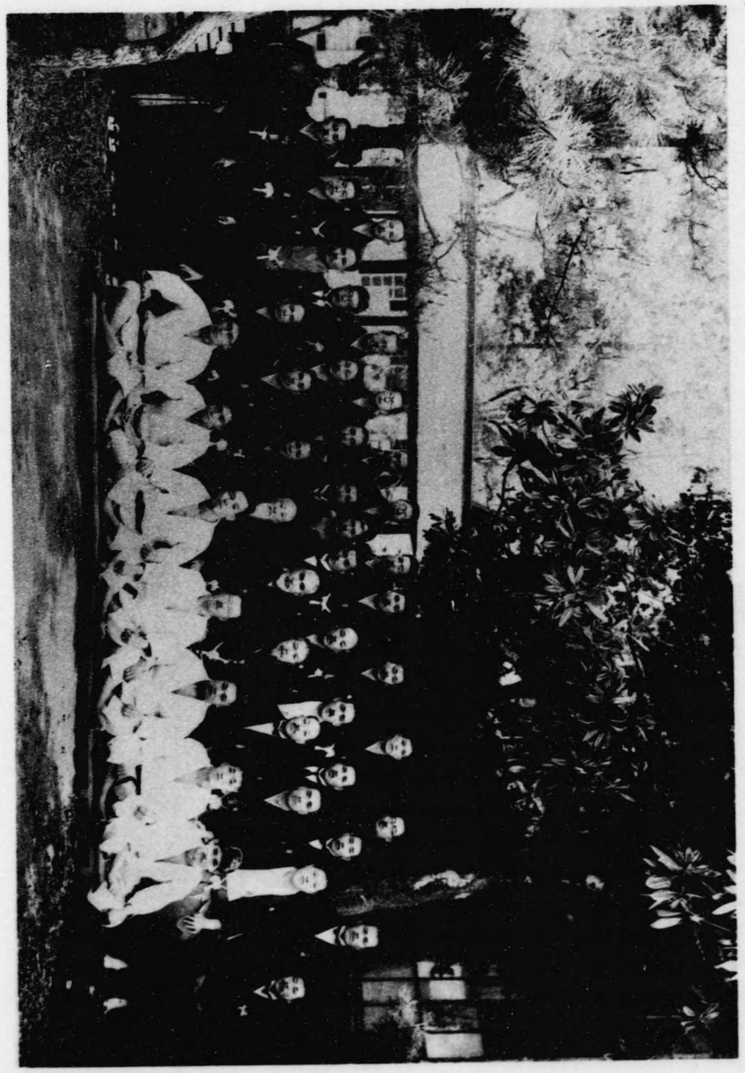

たし浴に榮光の覽天道武

員係及士選部支縣岡靜會德武本日大

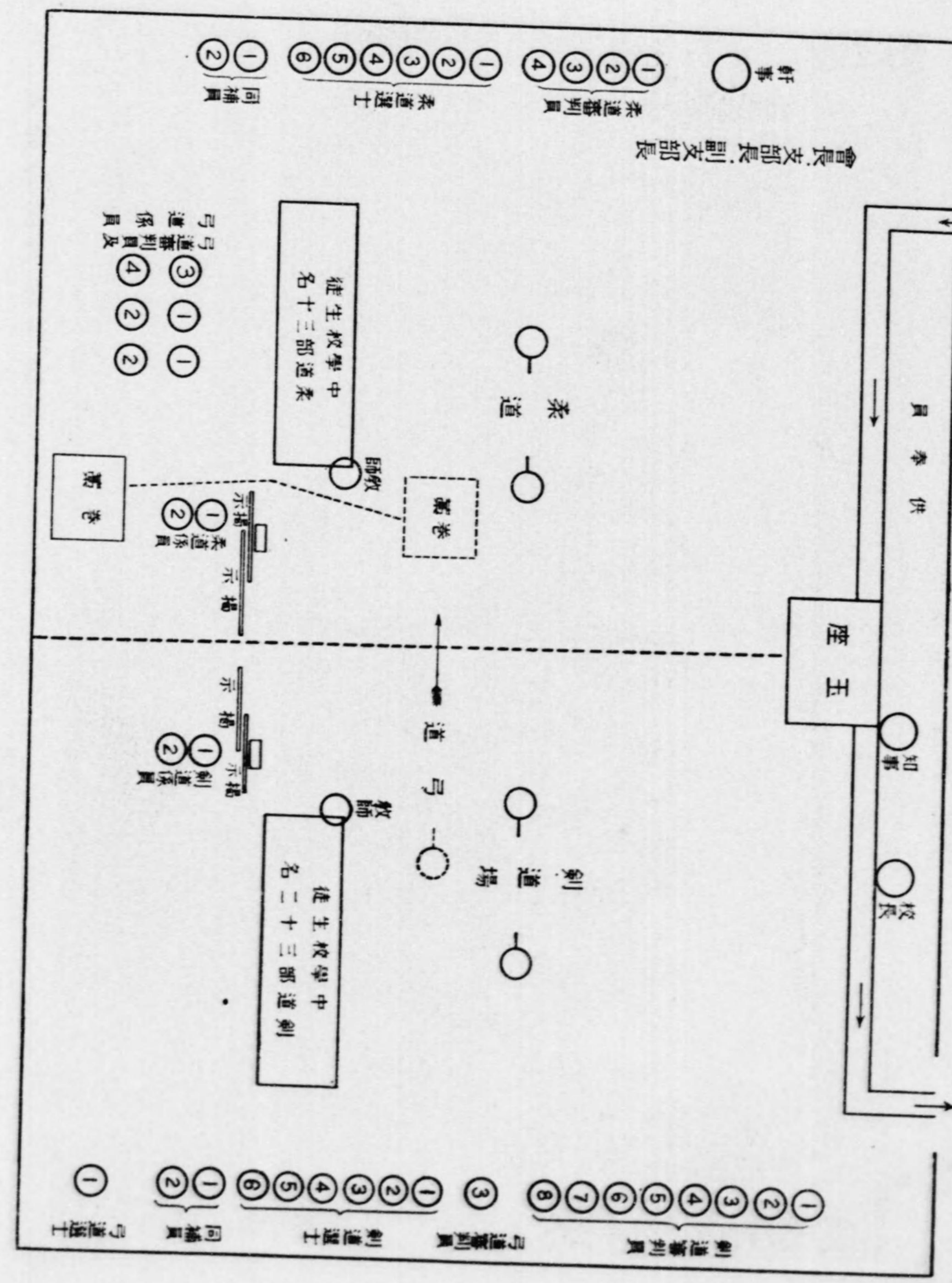

天覽武道試合計畫

一、年月日時

昭和五年五月二十九日午前十時御臨幸

二、場所

縣立靜岡中學校武道場

三、奉送迎

支部長推薦に係る選士審判員竝係員等四十一名（此の外中學校關係者六十餘名在場）武道場內指定場所に於て起立奉送迎を爲す

四、天覽武道の種類及人員

（イ）劍道

選士	六名
同補員	二名
審判員	八名
係員	二名
計	十八名

（ロ）柔道

選士	六名
同補員	二名
審判員	五名
係員	二名
計	十五名

（ハ）弓道

選士	一名
補員	一名
審判員	三名
係員	五名
計	十名（重複一名 實人員九名）

五、武道試合要項

(1) 選士同補員竝審判員等は支部教授又は縣下高段者及精練證受有者中より支部長推薦す

(2) 試合は劍道柔道は各組二分以內弓道は卷藁前の儀にして三分間とす但劍道柔道は同時に之を行ひ其の終了を俟つて弓道演武に移る

(3) 審判は大日本武德會審判規程に準じ別紙の通定む

(4) 天覽試合の萬全を期する爲め關係員一同は五月二十八日午前九時支部武德殿に參集天覽當日に於ける練習を行ふ

(5) 出場選士には當日賞品を與へさるも係員と共に記念品を授與す（品種は追て決定のこと）

(6) 選士審判員竝係員の旅費及其の他の費用は之を本人の負擔とす
(7) 天覽武道番組表は別紙の通
(8) 道場内選士審判員其の他配置狀況別紙の通
(9) 審判員選士係員には一定の徽章を附せしむ

六、審判員竝係員氏名

劍道

審判員	教士	鈴木高規
〃	〃	大長九郎
〃	〃	杉山和民
〃	〃	岡　文雄
〃	〃	岡田良平
〃	精錬證	内山廣吉
〃	〃	小倉孝一
〃	〃	鈴木喜輔
係員	〃	美和勝次郎
〃	三段	大長光敏

柔道

審判員	教士	青木恭太郎
〃	〃	新山吉藏
〃	〃	爲成操一
〃	四段	田中喜雄
〃	〃	中崎辰九郎
係員	〃	宮崎萬次郎
〃	三段	犬塚左享

弓道

審判員	教士	長谷川善太郎
〃	精錬證	鹿島彦藏
〃	〃	水上勝藏
〃	〃	鈴木浩平
係員	〃	谷高治平
〃	〃	杉崎　要
〃	五段	渡邊敏雄
〃	幹事二段	宮澤勇一

七、選士氏名

劍道

濱松市廣澤町	高橋　明	
庵原郡西奈村	山田康雄	
靜岡市横内町	伊柳鐵之助	
清水警察署	菊池辰彦	
沼津市眞砂町	根岸直次郎	
賀茂郡稻生澤村	木村彌藏	

柔道

榛原中學校	堀内貞次郎	
清水市江尻新道	結城源心	
濱松市肴町	佐藤政吉	
三島商業學校	澤田　決	
濱松師範學校	藤田誠司	
沼津市吉田通	高田貞治	

弓道

靜岡市神田町	松井政吉	

八、試合組合

劍道

(1)	精練證	伊柳鐵之助
〃	〃	木村彌藏
(2)	精錬證	菊地辰彦
〃	〃	高橋　明
(3)	精錬證	山田康雄
〃	〃	根岸直次郎

柔道

(1)	三段	藤田誠司
〃	〃	高田貞治
(2)	四段	佐藤政吉
〃	〃	澤田　決
(3)	五段	堀内貞次郎
〃	〃	結城源心

弓道

選士補員	教士	松井政吉

劍道

	精錬證	山下正實
	〃	清　善作

柔道

	三段	土屋勇三
	四段	小野寺茂助

弓道

	精錬證	水上勝藏

審判規程

第一條　劍道試合ハ刺撃ニ依ル勝負ヲ主トシテ併テ姿勢態度技術ニツキ審判シ其ノ勝敗ヲ決ス

第二條　審判員ハ表裏控ノ三名トシ表審判員ハ代表シテ試合ニ對スル表決ヲナス

第三條　試合ハ三本勝負トシ時宜ニヨリ一本勝負トナスコトアルヘシ其ノ時間ハ二分以内トス

第四條　審判員員は試合時間ヲ經過シタルトキハ試合ヲ止メシム

第五條　試合ヲ止メタルトキハ　審判員ハ所定ノ用紙ニ記入シアル者ノ中勝者ト認メタル者ノ氏名上ニ〇印ヲ付シ之ヲ係員ニ交付ス係員ハ之ニ依リ勝負ヲ示ス第六條其ノ他ハ武德會本部ノ審判規定ニ據ル

第四章　恩賜

畏くも御駐蹕一週日に亙らせ給ふ縣下の御巡幸も何等の御恙あらせられず六月三日龍顏殊の外麗はしく還幸遊ばされたり。而してこの間警衛警備の重責に獻身的奉公の至誠を捧げたる縣内警察官をはじめ警視廳、神奈川、愛知兩縣、並大阪府等より來援の警察官は何れもこの大任を果し得たる欣喜の情に溢れ齊しくこれを祝福せり。

この御巡幸中に於て　聖上陛下の御仁德は誠に縣下洽く何れもその聖旨に感泣せざるものなかりき。然るに　聖上陛下には畏くもこの御警衛に終始せる警察官に對し特にその勞を犒らふ御仁慈の大御心を以て御下賜金竝御紋章入卷煙草をそれ〴〵御下賜相成ることとなりこの旨六月五日特に畏き邊りより知事に對し御沙汰ありたり。

於此白根知事は加賀谷内務部長、中村警察部長、中村祕書課長、町村警務課長、村松屬、矢崎警部等を伴ひ宮内省に出頭、この無上の光榮輝く恩賜を拜受し感激の中に歸廳しそれ〴〵恩賜品の傳達を爲せり。

今因みにこの恩賜の光榮に浴したる警察官を擧ぐれば、本縣警察官として警部三十五名、警部補五十六名、巡査部長百五十四名、巡査九百二十七名なり。

又應援警察官としては警視廳が警部八名、警部補三十八名、巡査部長百二十五名、巡査九百六十八名、神奈川縣は警部二名、警部補十三名、巡査部長四十四名、巡査三百四十五名、愛知縣は警部三名、警部補十七名、巡査部長五十九名、巡査四百五十七名、大阪府は警部補一名、巡査部長七名、巡査四十二名なり。

以上の如く御下賜金竝御紋章入卷煙草を拜受したる警察官は總計三千三百六名にして縣下の警察官に對しては直ちに自動車其他便宜の方法を以て傳達し、警視廳及神奈川縣の警察官に對しては特に石垣警部補及山本巡査を遣はし、愛知縣には岡本巡査部長を出張せしめてそれ〴〵傳達し大阪府には郵送の方法に據れり。

この重なる難有き聖恩と光榮に浴して警衛警察官は何れも感泣せざる者なく、亦この恩賜を永しへに傳ふる無上の紀念たらしめしと聞く。

第二編　特高警察及犯罪豫防

第一章　概　說

新興思想の隆盛と社會運動の發展に伴ひ近時共産主義の著しき擡頭を見殊に極左無産階級運動は全く勞農獨裁主義の理論に依りて指導せらるゝに至り竟に一部尖鋭分子の間に矯激なる革命的行動を爲す者あるに至れり卽ち大正十二年以降共産黨の指導下に立つに至りて數度の禁壓を蒙り爲に其運動方法極めて潛行的となり又或は最も過激なる行動に出る者あるなど思想受難時代を現出したるものと謂ふべし。

此時に當り數日に亙る御巡幸仰出さるゝ次第なるを以て過激分子の視聽を惹くや故無しとせず。

御巡幸直前に於ける縣下の情勢を一言すれば勞働運動農民運動は日一日と熾烈を極め尙各地に散在せる極左分子は此間に介在して宣傳煽動に或は地下運動に狂奔する等其取締の困難實に想像するに餘りあり。

一面世相の變遷に伴ひ最近殊に直訴其他不敬犯人の頻出するあり此等各般の情勢を綜合するに這回の御巡幸警備は全國警察官の大方の援助を俟つに非ざれば其萬全を期し難きやの觀ありき。

本縣警察部に於ては如上の情勢に鑑み這般の御巡幸警備に就ては特別高等課警察機能の活用最も重要なるを觀取し曾て見ざる多數の要員を此方面に配置すると共に知事警察部長は屢々關係員に對し訓示激勵する所あり。

御發表以降全員は全く不眠不休にて其職務に精進し一意裏面内偵の徹底に努め制服警察官の活動と相呼應して克く御巡幸の御安泰を期し奉ることを得たり。

第二章　施設及計畫

第一節　情報係設置及事務分掌

警衛部組織に伴ひ情報係を設置せられたるが概して常時の特高刑事兩課關係事務に就き警衛上の萬全を期するの趣旨の下に特高課員と刑事課員とを以て情報係を組織し視察に關する事項と移動警察に關する事項及新聞記事檢閲に關する事項の三に分類して夫々其陣容を整へたり。猶細密に亙る事務分掌左の如し。

情報係事務分掌

情報係長　警視　安田穰
同副係長　警部　鈴木準

事務主任

- 庶務　警部　疋田惣藏
  - 巡査部長　久保素六
  - 巡査　田村忠一
- 思想　警部補　大城菊司
  - 巡査部長　大塚才知
  - 巡査　増田襄
- 内鮮　警部補　榛葉博司
- 外事　警部補　榛葉博司（兼）
  - 巡査部長　河野吉長
- 移動　警部　山下光平
  - 警部補　松下健作（兼）
  - 巡査部長　徳田徳次郎
  - 〃　稲葉兵藏
  - 巡査　西尾政一
  - 〃　小笠原徳一
  - 〃　片桐統一
  - 〃　齋藤一男
- 捜査　警部補　増田銀次
  - 巡査部長　徳田徳次郎（兼）
  - 〃　桶田彌次郎
  - 〃　田崎彌三郎（兼）
- 防犯　警部補　松下健作
  - 巡査部長　田崎彌三郎
  - 〃　半田京平
  - 〃　眞瀬庄作

一、庶務
1　他府縣及他部他係トノ連絡
2　私服隊ノ編成並ニ配置
3　新聞紙出版物檢閲
4　印刷所取締
5　文書收受發送
6　他ノ主管ニ屬セザル事務

一、思想
1　容疑人物ノ視察取締
2　各種團體ノ視察取締

一、内鮮
1　容疑鮮人取締
2　一般鮮人取締
3　鮮人團體取締

一、外事
1　容疑外國人ノ視察取締
2　一般外國人取締
3　外國人關係容疑團體取締

一、移動
1　列車檢索
2　驛電車停留所道路ノ張込
3　港灣檢索

一、防犯
1　刑事要視察人取締
2　不良青少年取締
3　鐵道犯罪容疑者取締
4　鐵道從業員取締

一、捜査
1　密行張込警戒
2　一齊臨檢々索
3　發生犯罪事件捜査

第二節　要員の充實

情報係要員の充實

情報係は前節記述の通り特高刑事兩課員を以て編成し事務の上に於ては特に平素の人員を以て之に當り當初より助勤を

とらざりしが其事務廣汎の上に時日少く而も作成すべき書類極めて多く係員は晝夜兼行殆ど不眠不休の努力を以てそれぞれ分擔事務に關し周到なる計畫を樹立し精勵せしが時日の切迫と共に愈〻之が繁劇を增し到底期日迄に其完成困難となりしを以て已むを得ず行幸數日前より臨時に各署より數名の助勤を採り之に當らしめたり。然れども愈〻特設隊特別移動警察隊等の編成せられ活動に入るや本部員も其中に編入せられたり。情報係に屬する事務遂行に當れる本縣警察官左の如し。

警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計
一	三	六	四一	二五七	三〇八

各警察署特別高等係要員の充實

今回の行幸は事極めて急にして且短時日の關係上原則として各署の特別高等刑事各係は本日の人員を以てし僅に期日の切迫して重要個所たる沼津靜岡濱松の三署に數名の巡査を助勤として採用せるに過ぎず。

各府縣應援警察官の員數並配置

今回の行幸に當り警衛警備上の萬全を期する爲私服隊として特設隊を編成し別に列車内の各種要視察人刑事要視察人等の縣内潛入防止竝發見に努むる爲移動警察班を編成し尚港灣縣界主要道路汽車電車汽船の發着箇所等には若干數の補助員を配置して警戒監視に當らしめたるを以て多數の警察官を要し縣内の者のみにては不足を告けたる爲警視廳愛知神奈川大阪の各廳府縣より特高高等刑事の事務に堪能にして優秀なる警察官の派遣應援を得たり其數左の如し

官職別 / 府縣別	警部	警部補	巡査部長	巡査	計
警視廳	一	二	一七	一〇二	一二二
愛知縣	一	二	一三	九七	一一三
神奈川縣	一	二	一〇	六六	七八
大阪府	一	一	七	四二	五〇
計	二	七	四七	三〇七	三六三

情報係要員の宗整

上記の如く期日切迫と共に本縣警察官のみにては其の施設十全を期し得られざるを以て他府縣より應援を求め之が完整を期したり。今其の全員を係別に示せば左表の如し。

情報係要員調

勤務別 / 階級別	特設隊	移動警察隊(列車班)	同(停車場班)	上尾行監視	目標工場監視	鮮人係	外人係	豫備(宿舍係等)	計
警視	一	—	—	—	—	—	—	—	一
警部	五	×一	—	—	—	—	—	—	×一 五
警部補	一三	×一	—	—	—	—	—	—	×一 一三

巡査部長	六一	四	五	一	六	四	一	八	八八
巡査	三八九	三八	五〇	五五	一四	一一	四	三	五六四
計	四六九	四二×二	五五	五五	二〇	一五	四	一一	六七一×二

備考　×印ハ兼務ヲ示ス

第三節　執務規準の制定

情報係員及其事務に關し特に嚴正敏捷を期する爲め執務規準として行幸特別警戒計畫を樹立し以て其大綱を指示し併せて行幸特別移動警察隊勤務心得特設隊員心得特設部隊長注意事項等を定め其勤務方法につき據る所を指示せり。

行幸特別警戒計畫の概要左の如し

行幸特別警戒計畫

第一章　總則

第一節　警戒ノ要旨

特別警戒ノ目的ハ今回ノ行幸ニ際シ不穩ノ行動ニ出ヅル虞アル者ノ視察警戒ヲ爲シ御通路其ノ他ノ安全ヲ期シ且直接行幸ニ關係ナシト雖モ人心ノ動搖ヲ來スガ如キ一切ノ事故ヲ防止スルニ在リ而シテ本計畫ニ依リ取締ヲ爲スモノハ思想容疑人物等ノ視察並ニ各種團體其他御警衛上注意警戒ヲ要スルモノトス

第二節　警戒の期間

第一期　自四月十七日　至五月五日
第二期　自五月六日　至五月二十二日
第三期　自五月二十三日至御還行日

第三節　警戒ノ組織

本警戒ニ依ル事務ハ行幸警衛部情報係ニ於テ之ヲ遂行ス但普通要視察人及精神病者ノ取締事務ハ通信係ニ於テ危險物ノ取締事務ハ保安係ニ於テ之ヲ行フ

情報係ニハ別働隊トシテ移動隊特設隊ヲ置ク前二項ノ組織ハ警衛部長別ニ之ヲ定ム

各警察署ニ於テハ別ニ情報係ヲ組織シ本計畫ニ依ル事務ヲ遂行スベシ其ノ組織ハ署長之ヲ定ム

第二章　警戒取締要綱

第一節　容疑人物及各種團體ノ取締

思想上容疑ノ言動アル者並ニ各種團體ノ行動及其ノ集會等ニ對シテハ此際特ニ視察ヲ嚴重ニシ不穩ノ策動ヲ爲スノ餘地ナカラシムルコト

第二節　精神病者ノ取締

精神病者ニ對シテハ特ニ監視警戒等ヲ嚴重ニシ他出セシメサルノ方法ヲ講スルコト

第三節　刑事要視察人ノ取締

刑事要視察人ニ對シテハ視察取締ヲ嚴密ニシ犯行ノ餘地ナカラシムルト共ニ所在不明者ヲ調査シ其ノ發見ニ努ムルコト

第四節　朝鮮人ノ取締

一般朝鮮人ニ對シテハ監視其他ノ方法ニ依リ其動靜ニ注意シ戶口調査檢索等ノ方法ニ依リ思想容疑者ノ發見ニ努メ容疑ノ點濃厚ナル者ニ對シテハ尾行監視ヲ付スル等機宜ノ處置ヲ講スルコト

第五節　外國人ノ取締

一般外國人ニ對シテハ視察內偵ヲ嚴ニシ容疑外國人ノ發見ニ努メ容疑ノ點濃厚ナル者ニ對シテハ尾行監視ヲ付スル等機宜ノ處置ヲ講スルコト

第六節　危險物ノ取締

銃砲火藥類營業者火藥庫火藥類貯藏所同消費所煙火製造所等ノ臨檢ヲ密ニシ其ノ收支ヲ明ニシ盜難紛失等ノコトナカラシムコト

第七節　不穩文書ノ取締

新聞紙出版物ノ檢閱ヲ密ニシ印刷業者等ト連絡ヲ採リ以テ不穩印刷物不穩落書ノ取締ヲ嚴ニスルコト

第三章　警戒實施事項

第一節　第一期間實施事項

第一期間ニ於テハ左記各項ヲ實施シ本警戒ノ基本的調査ヲ爲スコト

(一) 名簿整理
(二) 寫眞筆跡指紋ノ蒐集整理
(三) 所在不明者ノ發見
(四) 容疑人物ノ新規發見
(五) 各廳府縣トノ連絡
(六) 取締參考圖ノ作成

(七) 印刷業者ノ調査
(八) 集會場ノ調査
(九) 學校工場トノ連絡
(一〇) 各種危險物ニ關スル調査

第二節 第二期間實施事項

第二期間ニ於テハ第一期間ニ於ケル基本的調査ヲ資料トシ左記事項ヲ實施シ嚴密ナル視察警戒ヲ爲スコト

(一) 要警戒者ノ尾行監視
(二) 戸口調査
(三) 一齊檢索
(四) 新聞紙出版物ノ下刷内閲
(五) 不穩文書並ニ落書ノ取締
(六) 移動警察
(七) 港灣ノ取締
(八) 停車場停留所道路等ノ張込
(九) 火藥類ノ盜難豫防

第三節 第三期間實施事項

本期間ニ於テハ適宜取締警察官ヲ增員シ第二期間ニ於ケル各取締事項ヲ一層精密ニ實施シ管内ノ絶對靜謐ヲ期スルコト

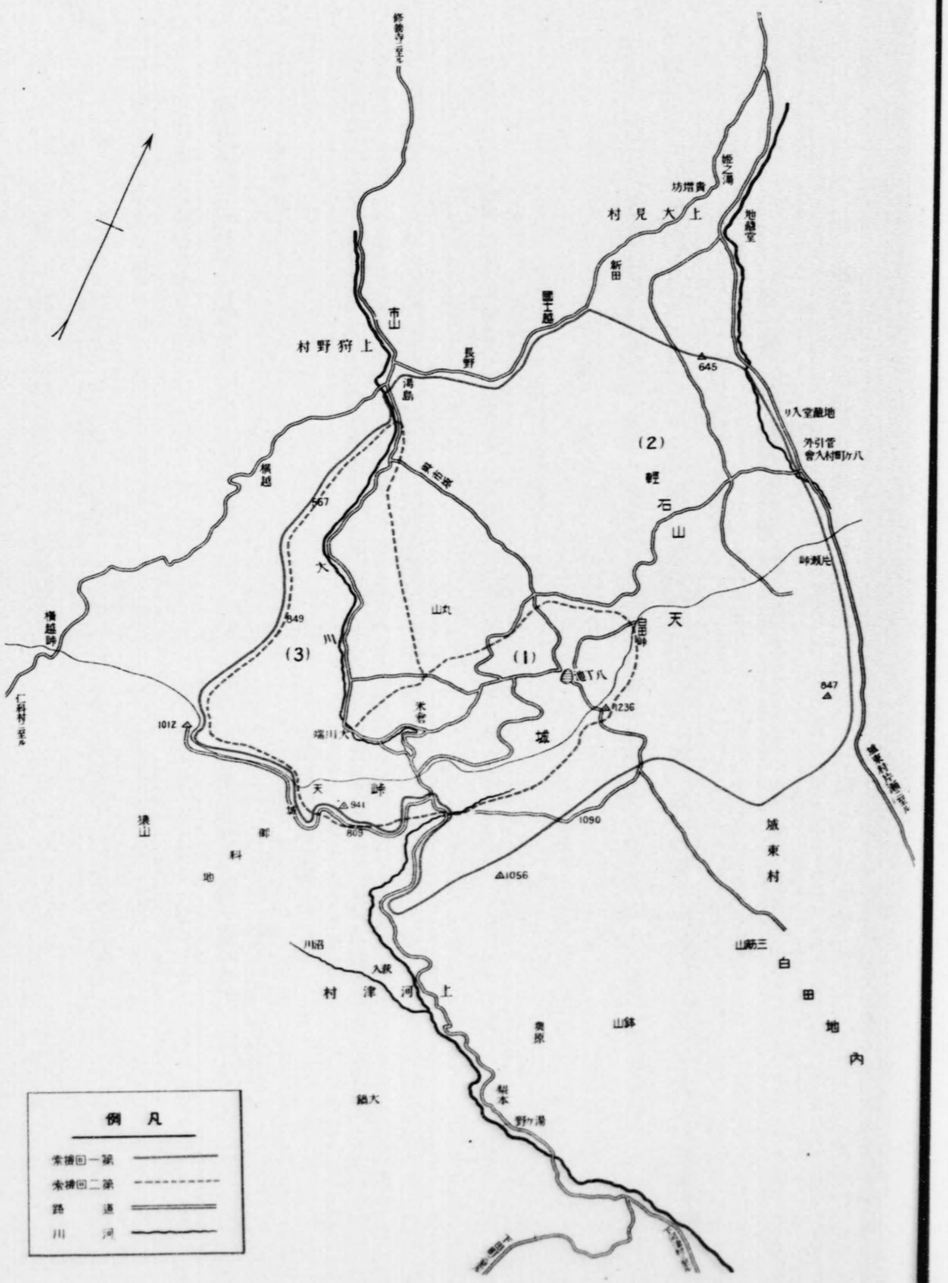

第四章 其他ノ取締

第一節 各種爭議並ニ紛議ノ取締

勞働小作其他各種爭議並ニ差別紛議ニ對シテハ可成未前ニ之ヲ豫防警戒シ繫爭中ノモノニ對シテハ之ガ解決促進ニ努ムルコト

第二節 集會取締

各種集會ノ取締ヲ嚴ニシ其ノ言論ニ注意シ苟モ思想問題政治問題等ニ關シ不穩過激ナル言動ニ出テ人心ヲ誑惑煽動スルガ如キ者アル時ハ斷乎タル取締ヲ行フコト

第三節 流言蜚語ノ取締

行幸ニ關シ人心ヲ誑惑セシムヘキ流言蜚語ヲ爲スモノニ對シテハ斷乎タル處置ヲ以テ之レニ臨ミ適當ナル方法ヲ以テ速ニ人心ノ不安ヲ艾除スルコトニ努ムルコト

第五章 雜則

本警戒ニ關スル事故ハ細大トナク敏速且正確ニ報告スベシ尙手配ヲ要スルモノハ直接關係官憲ニ手配スルコト

本警戒ニ關スル細目ハ警衛部長別ニ之ヲ定ム

第四節　事務の連絡

第一項　警察機關の連絡

一　縣下各署との連絡

四月二十三日各警察署長に對し夫々指示を發し計畫實施の狀況を時々報告せしめ或は本部員を派遣して其實施狀況を監査指導し又は本部竝各警察署高等係の會議を開催する等密接なる連絡保持に努め以て事務上の過誤なきを明せり。

二　會　議

イ　署長會議

五月七日縣下警察署長會議を當廳議事堂に開催指示注意又は協議を遂げ詳細打合はす所あり。之に依り各情報係としての方針を一定し其向ふ所を明にせられたり。

ロ　特別高等主任會議

五月二十二日縣下各署の特高主任會議を縣正廳に開催し左記各項に亘り詳細指示注意又は協議打合を遂げたり

指示事項

一、容疑人物ノ視察取締ニ關スル件
二、水平運動視察取締ニ關スル件
三、朝鮮人視察取締ニ關スル件
四、各種紛議取締ニ關スル件
五、視察取締ノ連絡共助ニ關スル件
六、停車場停留所ノ警戒ニ關スル件
七、道路及港灣ノ警戒ニ關スル件
八、不穩印刷物取締ニ關スル件

第二項　近府縣との連絡

行幸の御仰出あるや逸早く各廳府縣宛各種要視察人の所在不明者に關する照會を爲し之を一括して所在不明者名簿を作製して縣下各警察署に配布し關係分子の管內潛入竝に其發見に努めたり。

又五月二十四日には警視廳及神奈川山梨長野愛知三重の各近接縣特高刑事兩課長（長野三重兩縣は刑事課長のみ）を當廳に招請し本省より大津警務官の臨席を乞ひ午前九時より正廳に於て行幸警衛警備に關する會議を開催「視察內偵連絡に關する件」外各種議案に就き討議打合を爲したるに本縣の計畫に多大の同情を寄せられ議案は何れも異議なく可決せられたり。

而して前記各廳縣竝に京都府に於ては密接なる連絡のもとに夫々移動警察隊を編成して列車內檢索を行ひ或は要視察要注意人其他容疑者等の取締に關する特別警戒計畫を樹立して一齊檢索一齊警戒等を實施し特に愛知神奈川の兩縣に於ては縣堺道路警戒の爲め警察官消防組員を動員する等本縣警衛警備に關し徹底的に援助せられたり。

(一) 移動警察

廳府縣名	乘務期間	乘務區間	乘務人員	備考
警視廳	自五月二十七日至六月三日	東海道線自東京驛至橫濱驛	各列車ニ一名乃至二名	
神奈川縣	自五月二十五日至六月三日	東海道線自橫濱驛至靜岡驛	同	橫須賀線熱海線ニ對シテモ時々必要ニ應ジ實施
山梨縣	自五月二十五日至六月三日	富士身延線自甲府驛至富士驛	同	
長野縣	自五月二十五日至六月三日	中央線山梨縣方面岐阜縣方面	同	
愛知縣	自五月十八日至六月三日	東海道線自名古屋驛至靜岡驛	同	
三重縣	自五月二十七日至六月三日	關西線自名古屋驛至龜山驛	同	
京都府	自五月二十七日至六月三日	東海道線自京都驛至米原驛	同	

(二) 縣堺道路警戒

警戒縣名	警戒月日	警戒場所	同上警察官	同上消防組員	計
愛知縣	自五月二十六日至六月三日	下細谷駐在所前	三	一	三
同	同	境　宿	四	一	四
同	同	原（北方三叉路）	三	二	五
同	同	新所街道（谷川）	三	一	三
同	同	谷川地內省線路	三	一	三
同	同	梅　田	三	二	五
同	同	多米村端	二	二	四

同	同	本阪峠	三	—	三						
同	同	中山峠萩原學校前	二	二	四						
同	同	宇利峠	三	二	五						
同	同	黄柳小學校前	二	二	四						
同	同	下吉田村端	三	二	五						
同	同	細川村端	一	二	三						
同	同	入佛	二	三	五						
同	同	赤羽根(常盤橋)	一	二	三						
神奈川縣	自五月二十五日至六月三日	箱根	四	—	四						
同	同	山北	四	—	四						

第三項　他官公衙との連絡

行幸特別警戒計畫中移動警察の實施に當りては特に鐵道省方面との連絡の要あるを痛感し鐵道省及東京名古屋大阪門司等の各鐵道局長新橋靜岡名古屋大阪下ノ關等の各運輸事務所竝に沼津靜岡濱松各車掌所國府津豐橋間各驛長等と緊密なる連絡を保ち要視察要注意人竝に刑事要視察人容疑物件等の潛入隱匿發見に努めたり。

第四項　民間との連絡

情報係としては直接民間と連絡したること極めて少きも行幸特別警戒計畫に基き各署に於ては銃砲火藥類營業者火藥類貯藏所同消費所煙火製造所等の管理者と連絡し以て此等の紛失盜難の防止に努め又旅人宿料理店飲食店印刷業者等との連絡を取り容疑人物の發見及夫等の潛入防止に努め又は不敬不穩文書の取締に從事せり。

第五節　要警戒者取締(事前警戒)

第一項　事前調査

四月十七日事前調査として各警察署長に對し指示を發して

1　各種要視察人調査
2　朝鮮人分布狀況調査
3　最近被解雇者の動靜調査
4　外國人に關する調査
5　御召艇船夫御立寄先學校工場等に於ける職員職工及家族等の身元調査
6　旅行的犯罪容疑者調査
7　鐵道關係驛立賣人赤帽身元調査
8　所在不明の受刑釋放者調査

等の基本的調査を爲し名簿整理寫眞指紋筆蹟の蒐集取締參考圖の作製印刷業者集會場調査戸口調査新聞紙出版物の下刷内

閣等を爲し以て實施に當つての基礎的乃至豫備的行爲たらしめたり。

第二項　檢索

一、一般檢索

行幸特別警戒計畫に基き豫備的行爲として左記に依り一般檢索を實施したり

一、戸口調査

戸口調査ハ特種戸口調査ト朝鮮人戸口調査トニ區別左記期間ニ於テ行フコト

但シ特殊戸口調査ハ行幸第十三號（警衛係ニ於ケル戸口調査）ニ依ル戸口調査實施後異動ナク且容疑人物ノ潛在スル虞ナシト認ムル個所ヲ除外シテ行フコト

（イ）特殊戸口調査

第一回　自五月十一日　至五月二十三日

（ロ）朝鮮人ノ戸口調査

第一回　自五月十一日　至五月十七日

第二回　自五月二十二日　至五月二十三日（但シ容疑ナキ個所ハ之ヲ行ハズ）

二　密行張込

五月八日ヨリ同二十日ニ至ル間署在地勤務巡査及駐在所派出所勤務ノ各受持巡査ヲシテ隨時指定夜警ヲ利用シ容疑個所ノ檢索要所ノ張込密行ヲ爲サシムコト

三、一齊檢索

(1) 行幸特別警戒計畫第十九條(三)第一項ニ依ル一齊檢索

本一齊檢索ハ巡査二名ヲ一組トシテ左記ニ依リ實施スルコト

（イ）方法

自午前八時　至午後四時　公園神社佛閣空屋貸別荘山窩ノ檢索各種要視察人要注意人ノ行動一齊檢索

自午後八時　至午後十二時　宿屋料理店飲食店貸座敷興業場其ノ他容疑人物潛伏ノ虞アル個所ノ檢索

自午前十二時　至翌午前四時　一定個所ノ張込

（ロ）期日

第一回　五月十五日

第二回　五月二十日

第三回　五月二十五日

（ハ）報告

本一齊檢索ニ就テハ計畫ヲ樹立シ各組合巡査氏名捜査區域夜間ノ張込等五月十四日正午迄ニ報告スルコト一齊檢索ノ結果ハ別紙第一號（容疑事實アリタル場合ノミ報告ノコト）第二號第三號樣式ニ依リ當部ニ報告スルコト但シ特殊ノ事故アリタル時ハ電話即報ノコト

（第一號樣式）

第何回一齊檢索狀況報告　警察署名

檢索區域（市町村別）	檢索場所種別	同上數	檢索結果ノ狀況
何町	「記載例」料理店	「例」五	
何市	〃貸座敷	〃三	
何村	〃勞働團體事務所		
何町	〃無產黨事務所		
何町	何々		

（第二號樣式）

第何回檢索ニ依ル要視察人要注意人狀況表　警察署名

種別	現住所	職業	氏名	視察ノ結果

（第三號樣式）

第何回檢索ニ依リ刑事關係狀況表　警察署名

種別	檢擧送致檢	東尾行開始	拘留訓戒又ハ放	計
重要犯				
窃盜				
詐欺恐喝				
橫領				
傷害				
賭博				
其他刑法犯				
特別法犯				

浮浪者		
乞食		
計		

備考
本表中重要犯欄内ニハ殺人放火强盜ノ重罪刑ニ該ルモノヲ記載スベシ
總テ犯罪件數ニ依ラヌ人員數ヲ記入スルコト

(2) 行幸特別警戒計畫第十九條(三)第二項ニ依ル一齊檢索
本戸口調査ハ署在地勤務巡査及駐在所派出所ノ各受持巡査ヲシテ左記ニ依リ實施スルコト
(イ) 方法

二、天城山内檢索

六月二日御臨幸の天城山は總面積六萬町歩と稱せられ平時植林製炭製材採鑛等に入山居住するもの相當多數に上るも深山幽谷にして常に警察視線の及ばざるもの尠からざるに付特に五月二十三日大仁下田兩署は地元消防組員の應援を求め一齊調査を行ひ居住者の本籍住所氏名年齡家族の情況前科の有無等精密調査し要注意人物の發見に努めたり。

調査隊ノ編成及調査區域

一、下田警察署調査隊

朝鮮人ヲ使用スル工事場工場鑛山竝ニ各居住地等ニ就キ嚴密調査ヲ行ヒ容疑人物容疑物件等ノ發見ニ努ムルコト

(ロ) 期日
第一回 五月十三日
第二回 五月二十四日

(ハ) 報告
本一齊檢索ノ結果ハ三日以内左記ニ依リ報告スルコト但シ特殊ノ事故アリタル時ハ電話即報ノコト
a 檢索戸數及人口(男女別)
b 容疑人物及容疑物件發見ノ有無
c 其他參考事項

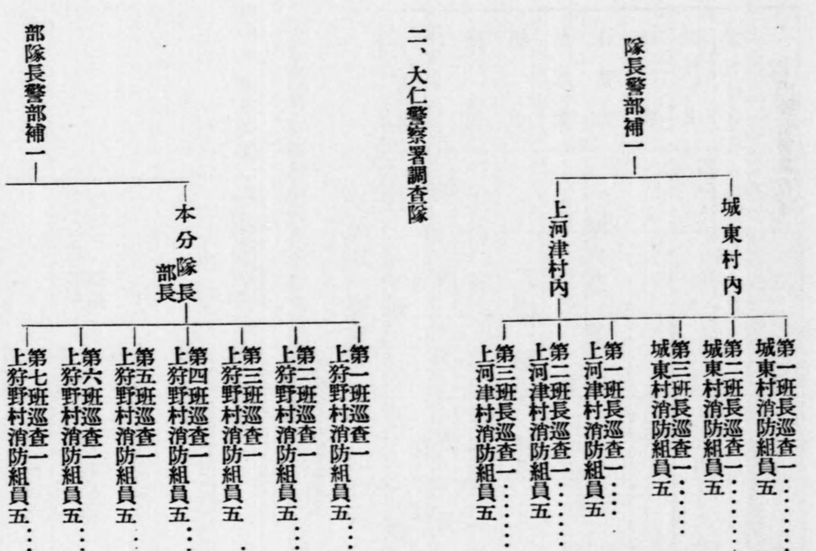

二、大仁警察署調査隊

- 上大見分隊長部長
  - 第一班巡査一　上大見村消防組員五……筏場ヲ中心トシタル區域
  - 第二班巡査一　上大見村消防組員五……地藏入ヲ中心トシタル區域
  - 第三班巡査一　上大見村消防組員五……菅引入ヲ中心トシタル區域
- 上狩野村西側分隊長部長
  - 第一班巡査一　上狩野村消防組員五……下田街道西側大瀧ヲ中心トシタル區域
  - 第二班巡査一　上狩野村消防組員五……下田街道大川端附近ヲ中心トシタル區域
  - 第三班巡査一　上狩野村消防組員五……隧道御成道十字路ヲ起點トシタル區域

天城山一齊檢索ニ依ル調査表

人別 / 職業別	内地人鮮人 成年者 男	内地人鮮人 成年者 女	内地人鮮人 小兒 男	内地人鮮人 小兒 女	計 男	計 女	計
炭燒	七二	一	一七	一	九一	五三	一四四
木挽	一七	一	八	一	二五	一六	四一
材木業	一〇	一	四	一	一四	四	一八
林業夫	七八	一	一	一	七九	九	八八
柚職	八	一	一	一	八	一	九
間材人夫	三	一	一	一	三	一	四
樹木材伐	七	一	一	一	七	一	八
計	一九五	五一	三〇	三〇	二二七	八二	三〇九

第三項　視察尾行監視

警衛警備の萬全を期する爲め行幸特別計畫に基き各種要視察要注意人及容疑者等の寫眞を蒐集して之を複製し縣下各警察署に配布し以て關係分子の潛入に備へ一方其發見に努むると共に管内居住要視察要注意人等にして其言動過激に亙り特に視察の要ありと認むる者に限り五月二十六日より尾行監視を付する等不穩の策動を爲すの餘地なからしめたり。

第六節　實施顚末

一、容疑人物

(一)　各種容疑人物等の動靜に對しては夫々常に視察警戒を加へ來りしが豫てより内偵の結果各地に牟協系一派の極左分子が頻りに潛行的策動を續けつゝあるを探知し特高課員を諸地方に派し極力容疑人物等の内偵に努めたる處愈々確證を得たるを以て所轄檢事局と打合の上五月二十一日之等容疑人物の檢束を行ひ取調の結果治安維持法違反の嫌疑濃厚と認められる九名に對し刑事訴追に附したり。

(二)　右牟協系容疑者の搜査中靜岡高等學校生徒間に思想研究會「SS」の組織せられ居るを探知し夫々取調を行ひたるが關係者の前途を顧ひ諭示訓戒の上釋放せり。

(三)　五月二十一日の一齊檢束に當り牟協容疑者濱名郡中瀨村中瀨仕立職白井英一方より竹筒製爆發物を發見取調たるに何等思想的關係なきこと判明せり。

(四)　一齊檢索ニ於ケル效果表

種別	檢擧送致				東尾行開始				拘留				訓戒又ハ放還				計			
	一回	二回	三回	計	一回	二回	三回	計	一回	二回	三回	計	一回	二回	三回	計	一回	二回	三回	計
重要犯	二	一		三	一			一	一			一	一			一	三	一		四
窃盜	七	五	二	一四	一	一		二	一	一		二	一	一		二	一九	一二	二	三三
賭博	七	四	三	一四	一	一		二	一	一		二	一	一		二	一九	一二	二	三三
其他刑法犯	三	四	三	一〇	一	一		二	一	一		二	一	一		二	一六	一二	二	三〇
特別法犯	一一	九	八	二八	二	一	一	四	一	一		二	一	一		二	一三七	一二	二	二六一
浮浪者	一	一	一	三	六	四	二	一二	二	三	四	一九	一	一		二	一三一	一二	二	二六五
乞食	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一		二	一二四	一二	二	二四八
計	三二	二三	一六	七〇	八	五	四	一七	六	九	九	二四	一四六	一一〇	八三	三三九	四五〇			

第三章　警衛

第一節　移動警察

要視察要注意人精神病者刑事要視察人要注意朝鮮人等の本縣潛入を防止又は發見及汽車內犯罪豫防の爲特別移動警察を實施したり。而して五月十三日より同二十二日迄を第一期とし同二十三日より御還幸當日迄を第二期とし第一期は縣下警察官二十三名を以て第二期は本縣警察官十名愛知縣警察官三十名計四十名を以て之を監督せしめ第一期第二期とも左表の如く東海道線豐橋國府津間に之を實施し他に管內省線各驛には五月二十六日より六月三日御還幸當日迄一名乃至六名の取締官を配置して列車移動係と連絡を保持し警戒に當らしめたり。而して移動警察は其關聯する所鐵道當局にして又列車時刻及豫算關係、人員の制限勤務時間の長短竝其平均等種々なる事情の下に制限せらるゝが故に係員は幾度か其計畫を變更改訂して其の適正に努力したるなり。就中「ダイヤグラム」の作成は最も苦心を拂ひたる所にして徹夜勤務を爲したること尠からず。又摺違列車竝待避列車內取締の爲鐵道係員と連絡協議し一列車に二名を乘込ましめ取締に從事したり。

移動警察官の勤務時刻表勤務表竝各停車場配置人員表左の如し。

東海道線列車勤務時刻表　靜岡縣（第一期）

區別 / 時刻	番列 / 號車	1	2	3	4	5	6	7	8
乘車	驛名	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋
	發車時刻	後六、〇四	後一〇、二四	前六、〇〇	前一一、三五	前九、〇八	後一〇、二九	後一一、三一	後三、五一
	驛名	豐橋	國府津	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋
下車	着車時刻	後八、二四	前〇、〇一	前九、〇三	前一一、五九	前一一、二七	後一、〇四	後一、一一	後一〇、一一
	驛名	豐橋	國府津	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋
時勤	問務	九、五七	九、二六	九、四三	九、五二	九、二四	一〇、四三	九、三四	一〇、三九
		大東	東下	大東	東下	大東	東下	東下	東下
		京阪京／關	羽京京／關	鳥東京／關	東京／關	名東京／關	大東京／關	豐東京／關	國米神奈川
發着驛		發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發

區別 / 時刻	番列 / 號車	9	10	11	12	13	14	15	16	17
乘車	驛名	豐橋	國府津	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋
	發車時刻	一一、二二	一〇、一八	一〇、〇八	三、三三	一、三五	一一、二二	一一、一二	一一、一〇	一一、〇〇
	驛名	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡
下車	着車時刻	後一一、二二	後一〇、一八	後六、一四	後三、三三	後八、四三	後一、三五	後一一、一二	後一一、〇二	後一一、〇〇
	驛名	豐橋	國府津	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋	靜岡	豐橋
時勤	問務	一〇、一九	八、三三	一一、三四	一一、四四	一〇、二七	一一、三三	九、三六	八、三三	八、〇二
		東京	東京	東下	東下	大東	東下	大東	東下	大東
		京都	都府／關	京京／關	京石京／關	鳥東京／關	石津津垣／關	京阪京／關	路津津石／關	京阪阪京／關
發着驛		發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發	發行發

乘務員	月日	五月十三日	五月十四日	五月十五日	五月十六日	五月十七日	五月十八日	五月十九日	五月二十日	五月二十一日	五月二十二日
所屬別	氏名										
特高課	田村忠一	1	2		3	4	5	6	7	8	9
靜岡署	谷澤藤一	2		3	4	5	6	7	8	9	10
〃	權田富作		3	4	5	6	7	8	9	10	11
刑事課	牟田京平	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
〃	桶田彌次郎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
高等課	鈴木末男	5	6	7	8	9	10	11	18		13
衞生課	藤枝喜一	6	7	8	9	10	11	12		13	14
靜岡署	森作次郎	7	8	9	10	11	12		13	14	15
刑事課	片桐統一	8	9	10	11	12		13	14	15	16
靜岡署	鹽澤伊佐男	9	10	11	12		13	14	15	16	
〃	杉浦春平	10	11	12		13	14	15	16		17
刑事課	齋藤一男	11	12		13	14	15	16		17	18
〃	西尾政一	12		13	14	15	16		17	18	19
靜岡署	村松嘉六		13	14	15	16		17	18	19	20
藤枝署	大浦妤雄	13	14	15	16		17	18	19	20	21
保安課	伊藤壽雄	14	15	16		17	18	19	20	21	22
藤枝署	松島長作	15	16		17	18	19	20	21	22	23
刑事課	小笠原德	16		17	18	19	20	21	22	23	1
靜岡署	澤入義平		17	18	19	20	21	22	23	1	2
水上署	宮崎銀次郎	17	18	19	20	21	22	23	1	2	
清水署	籔崎忠一	18	19	20	21	22	23	1	2		3
清水署	青島友作	19	20	21	22	23	1	2		3	4
水上署	田中善	20	21	22	23	1	2		3	4	5
靜岡署	山本稔	21	22	23	1	2		3	4	5	6
〃	角ケ谷敏郎	22	23	1	2		3	4	5	6	7
〃	籔崎壽作	23	1	2		3	4	5	6	7	8

東海道線列車運轉時刻表	23	22	21	20	19	18
第一期移動警察	二四二	四一	三一	一八	九	一〇
	三九	七〇八	七一九	一八	九	七一七
	七一六	三一一	三一四	七一一	九	七一一
	東鳥明東	沼姫米東	靜東沼	大靜米東	東明靜下	東神下東	京國東下	明靜
	京羽石京	津路原京	岡京津	阪垣岡原	京京石岡	ノ京京戶	都津京ノ	關石岡
	行發行發	行發行發	行發行發	行發行發	關行發行	關行發行	府府關行	行發行發
	濱島豐靜	沼舞靜	御濱靜	國豐靜				
	松田橋岡	津坂岡	場松岡	津橋岡	府			
	前後後後	後後後	前前前	前後後	前後後	前後後	前後後	前
	一二四五	一〇三〇	九四五	三一三	一二三	一二三	一〇二	五五〇
	靜濱島豐	靜沼舞	靜御濱	靜國豐				
	岡松田橋	岡津坂	岡場松	岡津橋	府			
	後後後後	後後後	後後前	後後後	前後後	前後後	前後後	前
	二〇三七	一〇三七	八三九	八〇七	七三四	一〇二三	五〇六	八五三
	靜濱島豐	靜沼舞	靜御濱	靜國豐				
	岡松田橋	岡津坂	岡場松	岡津橋	府			
	後後後後	後後後	後後前	後後後	前後後	前後後	前後後	前
	一〇三七	一〇三七	八三九	八〇七	七三四	一〇二三	五〇六	八五三

區別	時刻	番列	號車	發着驛	乘名	發車時刻	下車	着車時刻	時勤	間務
1	三	三五	大東京行發	東京都行發	靜岡	后 六、〇四	豐橋	后 八、二四	九、五七	
	四	二八	大東京行發	明東京行發	豐橋	后 一〇、一四	國府津	前 四、〇一		
2	四	二四一	東大京行發	國府津行發	靜岡	后 一一、三七	豐橋	前 四、三五	九、二六	
	三	三二	東大京行發	鳥羽京行發	豐橋	前 六、〇〇	靜岡	前 九、〇三		
3	四	二四二	東鳥羽京行發	姬國府津行發	靜岡	前 二、一四	國府津	前 五、〇三	九、四三	
	七	七一五	明石津行發	明東京行發	豐橋	前 五、四〇	豐橋	前 一一、五九		
4	四	四四	東明京行發	東京石行發	豐橋	前 一、三五	國府津	前 七、五八	九、五二	
	二	二九	神東京行發	下東京行發	國府津	前 八、〇八	靜岡	前 一一、二七		
5	三	三二	東大京行發	名古屋行發	靜岡	前 九、〇八	國府津	后 一二、二九	一〇、四二	
	三	三三	東大京行發	名古屋行發	國府津	后 一、二五	豐橋	后 七、五〇		
6	三	三六	東大京行發	東大京行發	豐橋	前 一〇、二九	國府津	后 三、四六	九、三四	
	三	七	東大京行發	豐東京行發	國府津	后 四、四五	靜岡	后 八、〇三		
7	二	九	神東京行發	神東京行發	靜岡	前 一一、三二	豐橋	后 二、四四	一〇、三九	
	七	七一〇	國米原行發	國府津行發	豐橋	后 三、五一	國府津	后 一〇、一一		
8	三	五	大東京行發	大東京行發	國府津	后 三、〇八	靜岡	后 六、〇一	八、〇二	
	三	七	豐東京行發	豐東京行發	靜岡	后 八、〇八	豐橋	后 一一、一〇		

區別	時刻	番列	號車	發着驛	乘名	發車時刻	下車	着車時刻	時勤	間務
9	三	三八	東京都行發	東京都行發	靜岡	后 六、〇四	豐橋	后 八、二四	九、五七	
	三	九	明東京行發	明東京行發	豐橋	后 一〇、一四	國府津	前 四、〇一		
10	七	七一七	國府津行發	國府津行發	靜岡	后 一一、三七	豐橋	前 四、三五	九、二六	
	四	四	東下京行發	東下京行發	豐橋	前 六、〇〇	靜岡	前 九、〇三		
11	二	五	東下京行發	東下京行發	靜岡	前 二、一四	國府津	前 五、〇三	九、四三	
	七	七一四	明石津行發	明石津行發	豐橋	前 五、四〇	豐橋	前 一一、五九		
12	三	一	東東京行發	東東京行發	靜岡	前 一、三五	國府津	前 七、五八	九、五二	
	四	〇	明石津行發	明石津行發	豐橋	前 八、〇八	靜岡	前 一一、二七		
13	二	七	下東京行發	下東京行發	國府津	前 九、〇八	國府津	后 一二、二九	一〇、四二	
	七〇四	四	名古屋行發	名古屋行發	靜岡	前 一、二五	豐橋	后 七、五〇		
14	七	三	東大京行發	東大京行發	靜岡	前 九、〇八	國府津	后 三、四六	九、三四	
	二	六	東大京行發	東大京行發	豐橋	前 一、二五	靜岡	后 八、〇三		
15	三	三	東大京行發	東大京行發	靜岡	前 九、〇八	國府津	后 二、四四	一〇、三九	
	七	七一二	明石津行發	明石津行發	豐橋	前 一、二五	豐橋	后 一〇、一一		
16	七	七二三	姬沼津行發	姬沼津行發	靜岡	前 一一、三二	國府津	后 六、〇一	八、〇二	
	四	二	東大京行發	東大京行發	豐橋	后 三、五一	豐橋	后 一一、一〇		
17	四	三	大東京行發	大東京行發	國府津	后 三、〇八	靜岡	后 六、〇一	八、〇二	

區別	時刻	番列	號車	發着驛	乘名	發車時刻	下車	着車時刻	時勤	間務
1	三	三五	大東京行發	大東京行發	靜岡	后 六、〇四	豐橋	后 八、二四	九、五七	
	二	二八	豐東京行發	豐東京行發	豐橋	后 一〇、一四	國府津	前 四、〇一		
2	二	二四一	鳥羽京行發	鳥羽京行發	國府津	后 一一、三七	豐橋	前 四、三五	九、二六	
	三	二	東大京行發	東大京行發	豐橋	前 六、〇〇	靜岡	前 九、〇三		
3	二	二四二	東鳥羽京行發	東鳥羽京行發	靜岡	前 二、一四	國府津	前 五、〇三	九、四三	
	七	七一五	姬國府津行發	姬國府津行發	國府津	前 五、四〇	豐橋	前 一一、五九		
4	四	四四	明東京行發	明東京行發	豐橋	前 一、三五	國府津	前 七、五八	九、五二	
	二	二九	神東京行發	下東京行發	國府津	前 八、〇八	靜岡	前 一一、二七		
5	三	二	東大京行發	東大京行發	靜岡	前 九、〇八	國府津	后 一二、二九	一〇、四二	
	三	三	名古屋行發	名古屋行發	國府津	后 一、二五	豐橋	后 七、五〇		
6	三	六	東大京行發	東大京行發	豐橋	前 一〇、二九	國府津	后 三、四六	九、三四	
	三	七	豐東京行發	豐東京行發	國府津	后 四、四五	靜岡	后 八、〇三		
7	二	九	神東京行發	神東京行發	靜岡	前 一一、三二	豐橋	后 二、四四	一〇、三九	
	七	七一〇	國米原行發	國府津行發	豐橋	后 三、五一	國府津	后 一〇、一一		
8	三	五	大東京行發	大東京行發	國府津	后 三、〇八	靜岡	后 六、〇一	八、〇二	
	三	七	豐東京行發	豐東京行發	靜岡	后 八、〇八	豐橋	后 一一、一〇		

第二期移動警察勤務表　靜岡縣

官職	氏名	五月二十三日	五月二十四日	五月二十五日	五月二十六日	五月二十七日	五月二十八日	五月二十九日	五月三十日	五月三十一日	六月一日	六月二日	六月三日
巡査 同	岩間政四郎 松下松一	10	11	12		13	14	15	16		17	1	2
巡査部長 同	淺田德一 高橋佐太郎	11	12		13	14	15	16		17	1	2	
巡査 同	馬路寅一 鵜飼茂	12		13	14	15	16		17	1	2		3
巡査部長 巡査	牛田京平 伊藤正		13	14	15	16		17	1	2		3	4
巡査部長 巡査	望月儀市 榑松春義	13	14	15	16		17	1	2		3	4	5
巡査 同	小田秀重 大場泰	14	15	16		17	1	2		3	4	5	6
巡査 同	蒔田綠郎 吉田義雄	15	16		17	1	2		3	4	5	6	7
巡査 同	松本登米雄 左右田朝吉	16		17	1	2		3	4	5	6	7	8
巡査 同	片桐統一 齋藤一男		17	1	2		3	4	5	6	7	8	9
巡査 同	紅谷源吉 梅內俊平	17	1	2		3	4	5	6	7	8	9	10
巡査 同	小笠原德 西尾政一	1	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11
巡査 同	加藤半一 深谷善太郎	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
巡査 同	島村仁平 秋田作太郎		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
巡査 同	奈良俊治 鈴木國太郎	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13
巡査 同	安田貞雄 榎本二郎	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14
巡査 同	柳田金三郎 飯野義信	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15
巡査 同	大西政吉 下里長次郎	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16
巡査 同	佐橋嘉市 淺井五壽男	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	
巡査 同	杉下林造 石田清次郎	8	9	10	11	12		13	14	15	16		17
巡査 同	梶村操太郎 二宮竹次郎	9	10	11	12		13	14	15	16		17	1

組名	乘務 所屬別
イ	靜岡 同
ロ	新榮 笹島
ハ	新榮 同
ニ	刑事課 靜岡
ホ	刑事課 靜岡
ヘ	新榮 同
ト	門前 同
チ	門前 同
リ	刑事課 同
ヌ	熱田 同
ル	刑事課 同
ヲ	熱田 同
ワ	江川 同
カ	江川 同
ヨ	江川 鍋屋
タ	鍋屋 同
レ	鍋屋 同
ソ	笹島 同
ツ	笹島 水上築地
ネ	一宮 津島

各停車場配置人員調

署名	驛名	取締人員
熱海	熱海	二
沼津	沼津	六
	三島	二
	裾野	一
	原	一
吉原	富士	○三
	鈴川	一
清水	江尻	○三
	興津	一
	蒲原	一
	由比	一
	岩淵	一
靜岡	靜岡	○五
	用宗	一
	草薙	一
藤枝	藤枝	一
	燒津	一
島田	島田	一
金谷	金谷	一
堀ノ內	堀ノ內	一
掛川	掛川	一
見付	袋井	一
	中泉	一
濱松	濱松	○五
	天龍川	一
	高塚	一
	舞阪	一
	辨天島	一
新居	新居	一
	鷲津	一
計	三〇	五三

備考　○ハ巡査部長ヲ示ス

第二節　直接警衛

第一項　私服大隊の編成竝活動

一、編成並配置

五月二十三日警視廳愛知神奈川兩縣よりの應援幹部は正午より順次來着したるを以て警衛部長の訓示其他各係長の挨拶及注意を受け更に翌二十四日は同所に於て情報係のみの打合せを爲し同日正午より同二十六日迄に夫々御巡幸地御道筋の地形其他配置に關する實地見分を爲したり。而して二十六日前記各廳縣の應援警察官の到着するや同日午後一時より靜岡師範學校附屬小學校庭に於て警視一警部五警部補一三巡査部長六一巡査三八九名を以て左表の如く特設隊（私服隊）を編成し知事警衛部長の訓示を受け愈々活動に入れり。

又大阪府應援警察官五〇名は五月二十八日濱松市に於ける特設隊應援の爲來援したるを以て別に之を田中警部補を小隊長とし七分隊に編成したり。編成表左の如し。

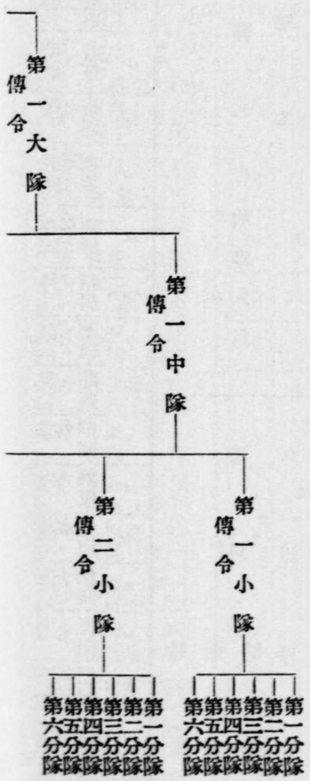

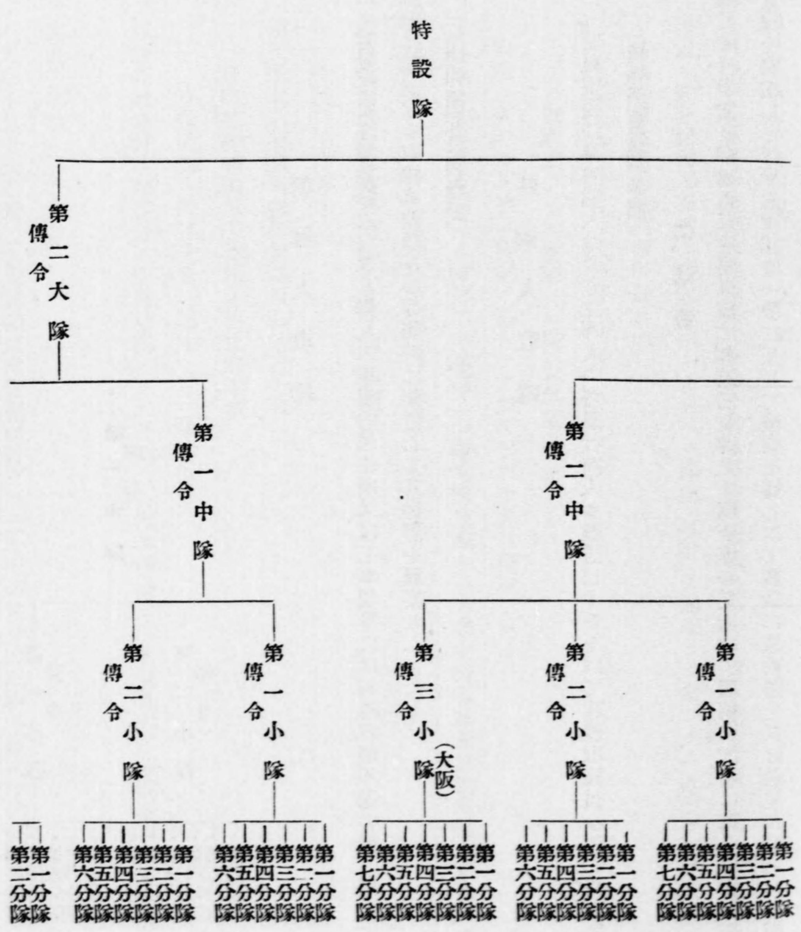

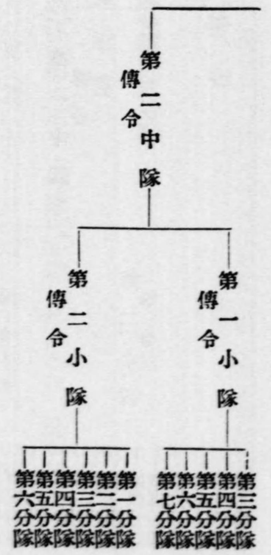

朝鮮人取締

本縣には要視察要注意朝鮮人なきも鮮人の集團的居住所又は工事場等には何時容疑不逞の鮮人潛入するやも測り難きを以て朝鮮語に勘能なる取締專務員を必要個所に配置して其動靜を視察せしめたり。

（情報係要員調參照）

外國人取締

本縣には要視察要注意外國人なきも支那人の蕎麥行商人多數居住するを以て專務取締員を附し視察警戒に當らしめたり。

（情報係要員調參照）

二、活動

特設隊員は行幸當日御通過三時間以前に御道筋並御立寄個所等必要指定の個所に配置に就き直接警衛に從事したるが尙別に檢索隊を編成して行幸前夜其地一帶に亙りて檢索を爲し以て事故の未前防止又は發見に努めたり期間中に於て取扱ひたる事故の主なるもの左の如し。

イ、五月二十八日夜特設第二大隊第二中隊ヵ清水市内ノ檢索ヲ爲スニ當リ第四分隊長玉造盛外二名ハ市内入江町稚兒橋附近ニ於テ擧動不審者ヲ發見誰何シタルニ「赤旗ノ歌」ヲ鉛筆ニテ記シタル紙片ヲ所持セルヲ發見取調ヘタルニ

本籍新潟縣高田市新河原町無番地
住所靜岡市二番町七〇戶主留吉二男
印刷工　本間　保　當二十二年

ト判明シタルカ其他ニ容疑ノ點ナキヲ以テ翌二十九日釋放シタリ。

ロ、又五月三十一日夜第二大隊第二中隊第二小隊第四分隊ヵ田方郡中狩野村靑羽根附近ノ檢索ヲ爲スニ當リ同夜十時頃靑羽根四六番地旅人宿松屋事堀江爲兄方ニ止宿中ノ

本籍鹿兒島縣大島郡奧論村大字茶ノ花四一
平民戶主富方弟
現住所東京府南葛飾郡吾嬬町請地三七八
自由勞働同盟大工職組合準正會理事

警視廳編入思注上野　富用　當三十三年

ハ、自由勞働同盟ニ加盟方ヲ宣傳勸誘スルビラ約二百枚ヲ所持セルヲ發見大仁警察署ニ檢束シ取調ノ上六月十三日釋放シタリ。

ニ、其他ノ事故

五月三十日午後七時三十九分頃東京發豐橋行下リ三十七列車ヵ由比驛ニ進入中同列車々掌ヵ由比驛東方信號機ノ燈

火カ消エ居ルニ氣付キ之ヲ由比驛長ニ申告シタルヲ以テ驛長ハ直ニ驛員ヲシテ現場ヲ調査セシメタルニ何者カ信號燈火ヲ消シ「カヴレターウエート」ニ妨害ヲ爲シ原狀ニ復セサルヤウ長サ六尺位ノ古竹ヲ立掛ケ倘入換線ノ轉轍機ヲ定位ヨリ變更シタル者アリ取調ノ結果

本籍　自稱秋田縣生レ

住所　庵原郡由比町今宿八十九番地

酒小賣商宮原源作方寄寓

伊藤喜三郎　當十三年

ノ惡戲ナルコト判明同人ハ各地浮浪ノ不良少年ニシテ窃盜犯ノ餘罪モアリ五月二十五日清水市三保所在三保感化院ニ收容セリ。

第二項　特設隊及移動警察隊の成績

特設隊及特別移動警察隊等の設置は本縣としては全く未曾有の事にして本項冒頭概說に記述の如き社會情勢の下に全く其必要に迫られ施設せられたるものなり從つて其效果に至りても相當各方面より注視の的となりたるが效果豫期以上に見るべきものありたり是れ全く其事務に從事せられたる警察官各位の努力の賜に依るものたらずんばあらず其成績左の如し。

特設隊成績一覽（自昭和五年五月二十七日至同年六月三日）

摘要	件數	備考
不穩檄書發見	一	
思想容疑者發見	一一	
浮浪者發見	四	
朝鮮人容疑者發見	一	
精神病者發見	二六	
白痴發見	二	
檢索箇所	六、七六六	
尋問件數	七、五三〇	
思想要注意人發見	二	

一、移動警察官乘込度數及列車表（自五月十三日至六月三日）

靜岡縣

列車番號	區間 自驛	區間 至驛	乘込度數 警部補以上	乘込度數 巡査部長	乘込度數 巡査	乘込度數 計
第三號	國府津	豐橋	一	五	二二	二八
第三號	靜岡	豐橋	一	一	三	三
第三號	國府津	靜岡	一	一	二	三
第四號	豐橋	國府津	一	四	二八	三三
第四號	靜岡	國府津	一	一	一	二
第五號	國府津	靜岡	一	一	二	二
第五號	沼津	靜岡	一	一	一	一
第九號	靜岡	豐橋	一	一	九	一〇
第九號	國府津	靜岡	一	一	一一	一一
第一〇號	豐橋	國府津	一	一	一〇	一〇
第一〇號	靜岡	沼津	一	一	一	一
第一〇號	靜岡	國府津	一	一	一	一
第一一號	東京	國府津	一	一	一	一
第一八號	豐橋	國府津	一	一	九	九
第一八號	靜岡	國府津	一	一	一	一
第一八號	豐橋	靜岡	一	一	一	一
第二五號	靜岡	豐橋	一	五	四九	五四
第二五號	國府津	靜岡	一	一	八	八
第二五號	國府津	豐橋	一	四	二三	二七
第二五號	靜岡	島田	一	一	一	一
第二六號	豐橋	國府津	一	五	二四	二九
第二六號	島田	沼津	一	一	一	一
第二六號	靜岡	國府津	一	一	一	一
第二六號	豐橋	御殿場	一	一	一	一
第二六號	豐橋	濱松	一	一	一	一
第二六號	豐橋	靜岡	一	一	二	二
第二七號	國府津	豐橋	一	六	二六	三三
第二七號	靜岡	豐橋	一	一	四	五
第二八號	豐橋	國府津	一	四	二七	三一
第二九號	國府津	靜岡	二	七	三〇	三九
第二九號	靜岡	豐橋	一	三	二九	三二
第三〇號	靜岡	國府津	一	一	一	一
第三一號	靜岡	豐橋	一	五	三六	四一
第三一號	靜岡	二川	一	一	一	一
第三一號	國府津	靜岡	一	三	二	八

第三一號	御殿場	靜岡	—	一	一一	一三
第三一號	富士	靜岡	一	—	—	一
第三二號	豐橋	靜岡	—	七	二七	四二
第三二號	靜岡	國府津	—	三	三三	三六
第三二號	二川	靜岡	—	三	三一	三三
第三二號	豐橋	國府津	—	—	一	一
第三二號	豐橋	濱松	—	一	—	一
第三三號	二川	濱松	—	一	—	一
第三三號	國府津	靜岡	—	一	一	二
第三三號	靜岡	豐橋	一	—	—	一
第三三號	東京	靜岡	—	一	—	一
第三三號	國府津	豐橋	—	一	三二	三三
第三四號	濱松	靜岡	—	一	—	一
第三四號	豐橋	靜岡	—	四	—	四
第三四號	靜岡	御殿場	—	一	—	一
第三四號	豐橋	中泉	—	一	—	一
第三四號	濱松	國府津	—	—	一	一
第三四號	濱松	御殿場	—	—	一〇	一〇
第三五號	靜岡	豐橋	一	六	二七	三四
第三五號	國府津	靜岡	—	二	二八	三〇
第三六號	靜岡	富士	一	—	—	一
第三六號	靜岡	江尻	一	—	—	一
第三六號	靜岡	東京	一	—	—	一
第三六號	豐橋	國府津	—	一	二七	二八
第三六號	靜岡	國府津	—	一	二	三
第三六號	豐橋	江尻	—	—	一	一
第三六號	豐橋	靜岡	—	—	三	三
第三七號	靜岡	豐橋	—	四	二八	三二
第三七號	沼津	靜岡	—	—	一	一
第三七號	國府津	靜岡	—	二	二八	三〇
第三七號	濱松	豐橋	一	一	—	二
第三七號	靜岡	濱松	—	一	—	一
第三八號	沼津	國府津	—	一	—	一
第三八號	濱松	國府津	—	一	—	一
第三八號	靜岡	國府津	—	一	三	四
第三八號	江尻	沼津	—	—	一	一
第三八號	豐橋	靜岡	—	—	三	三
第三八號	豐橋	國府津	—	三	二六	二九
第三九號	國府津	靜岡	—	四	二九	三三
第三九號	島田	濱松	—	—	一〇	一〇

第四〇號	靜岡	國府津	一	二	—	三
第四〇號	沼津	國府津	—	一	—	一
第四〇號	濱松	靜岡	—	一	—	一
第四〇號	豐橋	國府津	—	四	二八	三二
第四〇號	靜岡	東京	—	一	—	一
第四一號	沼津	靜岡	—	一	一〇	一一
第四二號	豐橋	國府津	—	三	二八	三一
第四三號	靜岡	二川	—	—	三	三
第四三號	國府津	二川	—	二	二八	三〇
第四三號	國府津	豐橋	—	—	一	一
第四四號	靜岡	國府津	—	一	二	三
第四四號	豐橋	國府津	—	三	二六	二九
第四四號	豐橋	靜岡	—	—	一	一
第二四一號	沼津	靜岡	—	一	—	一
第二四一號	國府津	豐橋	—	四	二五	二九
第二四一號	靜岡	豐橋	—	—	三	三
第二四二號	靜岡	國府津	—	五	三一	三六
第二四二號	濱松	靜岡	—	—	一〇	一〇
第七〇四號	堀之內	靜岡	—	—	一	一
第七〇四號	豐橋	靜岡	四	八	二七	三九
第七〇四號	中泉	靜岡	—	一	—	一
第七〇四號	豐橋	濱松	—	一	—	一
第七〇四號	靜岡	沼津	—	一	—	一
第七〇四號	二川	靜岡	—	一	—	一
第七〇八號	舞坂	沼津	—	—	一〇	一〇
第七〇八號	濱松	沼津	—	—	一	一
第七〇八號	豐橋	靜岡	一	二	—	三
第七〇八號	舞坂	靜岡	—	—	一	一
第七〇八號	靜岡	沼津	二	—	—	二
第七一〇號	御殿場	國府津	—	—	一	一
第七一〇號	豐橋	靜岡	—	二	—	二
第七一〇號	沼津	國府津	—	—	一	一
第七一〇號	靜岡	國府津	二	五	—	七
第七一〇號	沼津	國府津	二	一	—	三
第七一〇號	豐橋	國府津	—	三	二九	三二
第七一一號	濱松	二川	—	一	—	一
第七一一號	靜岡	豐橋	—	—	二〇	二〇
第七一一號	靜岡	濱松	—	—	一〇	一〇
第七一二號	豐橋	靜岡	—	四	二六	三〇
第七一二號	靜岡	沼津	—	一	一	一

第七一三號	靜岡	豐橋	—	五	二六	三一
第七一四號	豐橋	靜岡	—	一〇	二四	三四
第七一五號	國府津	豐橋	—	三	二七	三〇
第七一五號	國府津	堀之內	—	—	一	一
第七一五號	國府津	靜岡	—	一	五	六
第七一六號	靜岡	沼津	—	二	—	二
第七一六號	豐橋	島田	—	—	一〇	一〇
第七一七號	靜岡	豐橋	—	六	二七	三三
第七一七號	國府津	靜岡	一	—	一〇	一一
第七一九號	靜岡	濱松	—	一	—	一
第七一九號	舞坂	沼津	—	—	一一	一一
第七二三號	靜岡	豐橋	—	四	二九	三三
第七二三號	靜岡	濱松	一	一	—	二
第七二三號	靜岡	豐橋	二	三	—	五
第八〇五號	國府津	熱海	—	一	—	一
第八二六號	熱海	國府津	—	一	—	一
合計			三一	二一三	一、一七三	一、四一七

參考　右ノ內有賃乘車三八五回（櫻特急行料支拂ノモノ二八回）

二、移動警察官取扱ノ犯罪件數（自五月十三日至六月三日分）

靜岡縣

種別／罪名	管內事件 驛構內 發生	驛構內 檢擧	列車內 發生	列車內 檢擧	其他 發生	其他 檢擧	管外事件檢擧	計 發生	計 檢擧
窃盜 掏摸	—	—	四	二	—	—	—	四	二
窃盜 置引	一	—	五	—	—	—	—	六	—
窃盜 其ノ他犯罪	一	—	—	—	一	二	一一	二	一三
詐欺	—	—	四	四	—	一	二	四	七
橫領	—	—	—	—	—	—	二	—	二
其ノ他ノ犯罪	二	二	—	—	—	—	一	二	三
合計	四	二	一三	六	一	三	一六	一八	二七

備考　犯人檢擧人員二十二名

三、移動警察官取扱ノ行政事故表（自五月十三日至六月三日分）

靜岡縣

保護 泥醉者	保護 家出人	保護 老幼病者	保護 其他	視察 刑事要視察人	視察 高等要視察人	視察 其他	擧動不審者取調	其他	計
四	三七	四八	一二	五	二三	一五	四四六五	—	四、七一九

第三節　計畫及實施上の苦心

本縣警衛史上に於て特設隊及移動警察隊の如き私服專務の一隊を編成せしは全く未曾有の事にして其事務に當りたるものは配置轉換要員の算定　舍の割當命令の傳達等幾多困難なる事務に遭遇したり。是れ其事務に經驗なかりしと規模の廣範圍なりしとに依るものにして其間次より次と豫期せざる派生的事務續出し常に係員は其等の處理に忙殺され遂に奔命に疲れ果つるの狀況なりき。又特設隊員移動警察隊員は所定の配置に於ての勤務の外檢索搜索等の爲に殆ど宿舍に休養するの暇なき迄に活動を餘儀なくせられたり、然るに各從事警察官諸子は夫々其部署に於て不屈不撓斃れて後ち已むの慨を以て精勵努力以て此の重大任務をして些の事故なく完了せられたる一に御稜威の然らしむる所なりと雖又以て各員精勵努力の賜に外ならずと謂ふべきなり。

第三編　高等警察

第一章　概說

四月十八日行幸事務規程制定せられ、警衛部に通信係を置き高等課の事務を以て通信係の事務と爲し、普通要視察人、非監置精神病者の取締、新聞通信寫眞撮影に關する事務、御肖像、菊御紋章及皇室に關する文字亂用に關する取締等を主管せり。新聞通信記事材料の提供及新聞通信記者の斡旋接待等は、奉迎部新聞係に於て擔任せるを以て之を除外せり。

普通要視察人及非監置精神病者等の視察取締に關しては、先づ係員を縣下各警察署に派遣し、署員と協力以て從來視線外にありたる要警戒者の發見に努むると共に既定要警戒者の動靜其の他に關する根本調査を爲し、他面情報係と連絡し、四月二十二日行幸特別警戒計畫を制定して執務基準とし、五月十二日當廳に縣下各警察署高等事務主任會議を開催して之が視察取締に關する指示注意を與ふると共に、事務上に關する相互の研究竝事務連絡に關する協議を遂けしめ、五月十三日より移動警察を實施して鐵路に依る要警戒者の檢索發見に努め以て遺漏なきを期したり。

行幸に關する寫眞撮影に關しては、通信記事と相對して其の眞意を明瞭にし且將來に對する歷史の資料たるべきを以て、之が從事者に對しては警衛上支障なき範圍に於て便宜を供與し、以て資料の蒐集に自由ならしむる趣旨に基き其の出願に對しては愼重考慮の上之を決定せり。寫眞撮影指定場所の選定は後述する如く種々なる關係を有し其の適正を得ること極めて至難と認めたるを以て、反覆實地調査を行ひ以て之が完璧を期したり。

その他御肖像の頒布、菊御紋章類似品、皇室に關する文字濫用等の取締に關しては、何れも直接各警察署長をして之が

取締を勵行せしめたり。

以上の各事務に對しては四月十七日より五月五日までを第一期として一切の準備を行ひ、五月六日より同月二十二日までを第二期として間接警戒に當り、五月二十三日より同月二十七日までを第三期として所屬勤務の習練に努め、赤誠以て警衛警備の任に當りたる結果萬遺憾なきを得たり。

第二章　計畫の綱領

第一節　通信係に屬する事務計畫

四月二十日各通信係員協議會を開催し、通信係に屬する事務計畫を左の如く決定し、爾後之が準備を進めたり。

通信係に屬する事務計畫

一、普通要視察人、要注意精神病者其他御警衛上警戒を要するもの、取締に關する事項

(一)各警察署をして縣内に於ける普通要視察人及要注意精神病者に對し嚴密なる視察調査を勵行せしむると共に此の際從來視線外にありたるもの、發見に努め之が名簿を整理する等基本的調査を爲さしめたる上其の總數及所在不明者竝御警衛上拘束又は尾行を要するものを報告せしむること

(二)各警察署の調査狀況を監査し拘束及尾行の要否に對しては愼重審査の上決定し所在不明者に對しては速に手配すること

(三)普通要視察人要注意精神病者は拘束を要するもの、尾行を要するもの、單に視察に止むるもの、三種に區別し名簿を作成し尙拘束尾行を要するものに對しては其の居住地に氏名を表示し普通要視察人要注意精神病者拘束及尾行等の別を附記せる圖面を作成し取締上の便に供すること

(四)各警察署をして非監置精神病者等にして自他に危險を及ぼす虞あり監置の必要ありと認めらるゝも未だ監置せざるものあれば此の際監置せしめ又非監置精神病者の如きは其の病狀に依り可成精神病院に入院せしむる樣取計はしむること

と

(五)各警察署をして監置精神病者及非監置精神病者の看護義務者に對し行幸前より還幸被爲在まで必ず監視人を附さしめ非監置精神病者に對しては可成外出を禁止せしめ若し禁止し能はざる場合は附添人を附さしめ所在不明となりたる時は速に警察署又は警察官吏に屆出づる樣指示せしむること

(六)縣外に於ける普通要視察人及精神病者竝御警衛上警戒を要すと認めらるゝ人物にして行幸期間中縣下に旅行せむとする者に對しては可成阻止の方法を講じ阻止不能の者に對しては必要に應じて追尾の方法を採り其の他の者に在りては附添人を附さしめ出發前出發日時、旅行の目的、旅程、人相特徵其他要警戒事項を卽報し尙所在不明者の調査通報方を各廳府縣に依賴し之が通報を待つて一括印刷に附し各警察署に手配すること

(七)各警察署をして管外に在籍又は管外に主たる居住所を有する非監置精神病者にして管內に滯在するものは此の際可成本籍又は主たる居住所に歸還せしむる樣取計はしむること

二、各種問題に關する注意事項

政治問題地方問題を始め紛爭中なる各種問題に注意し苟も當該問題に關し過激の言動あるもの又は輕擧妄動に出づるが如きもの、行動に對しては特に周密なる視察警戒を加へ萬一にも直願又は要路顯官に對し上書建白面會申込等不敬不穩の擧措に出づるが如きものを無からしむる樣留意するは勿論此の際最も圓滑巧妙なる方法を以て各種問題に關し故に事態を紛糾せしむる虞ある集會の開催又は感情を激發せしむる虞ある文書の頒布等を避けしむる等最善の方法を講じ現に紛糾中の各種問題に關しては四月三十日迄に其の眞相報告方各警察署長に訓達すること

三、新聞通信記者及寫眞撮影從事者に關する事項

(一)縣內に於ける有保證日刊新聞社、通信社、映畫會社等に對し通信竝寫眞撮影從事希望者の調査を爲すと共に之が希望者の身元調査を各警察署長に訓達し其の報告を得て許否を決定すること

(二)縣外に於ける有保證日刊新聞社、通信社、映畫會社等に對し通信並寫眞撮影從事希望者の調査を爲すと共に之が希望者の身元調査を各廳府縣に依賴し其の回答を得て許否を決定すること

(三)新聞通信記者及寫眞撮影從事者一覽表を作成すること

(四)寫眞撮影豫定地を定め實地調査の上之を決定すること（此の場合は保安係と協定を要す）

(五)寫眞撮影從事者の代表と共に實地調査を爲し撮影位置を決定すること

(六)寫眞撮影場所を表示せる圖面を作成印刷すること

(七)新聞通信記者及寫眞撮影從事者心得を作成印刷すること

(八)新聞通信記者及寫眞撮影從事者たることを表示すべき腕章を作成すること

(九)新聞通信記者及寫眞撮影從事者を當廳に出頭せしめ腕章、新聞通信記者の證、寫眞撮影從事者の證、心得書、圖面等を交付すること

(十)御警衛に從事する警察官吏に對し寫眞撮影從事心得書を携帶せしめ之が取締上遺漏なきを期すること

四、御肖像、菊御紋章及皇室に關する文字等の濫用取締に關する事項

(一)御肖像取扱に就ては明治三十一年十二月二十八日內務大臣諭告に依り御肖像は粗造に流れず且不敬に渉るべき場所に掲げ又は陳列し或は露天に於て發賣頒布すべからざること、なり居るを以て各警察署をして繪畫寫眞等の御肖像を製造若は販賣せんとするものに對しては右趣旨を了知せしめ之が取扱に不都合なからしむること

(二)菊御紋章濫用並類似品取締に就ては圖案業、廣告看板業、裝飾具製造業、印刷業、漆器商、菓子商其他多く之を濫用又は使用する虞あるものに對し警察署をして之が濫用又は類似品禁止の趣旨を了知せしむると共に既製の物品に對しては昭和四年十月二十一日內務省訓第一、三六八號に準據措置せしむること

(三)皇室に關する文字濫用取締に就ては各種商品又は觀覽物等に賜天覽、賜御買上の榮又は宮内省御用達等の文字を濫用するものなき樣警察署をして周密なる取締を勵行せしめ濫用に對しては撤去又は抹消せしむる等相當の措置を講ぜしむること

第二節　要員の充實

通信係に屬する事務中寫眞撮影從事者等の取扱は特に重要視するの要あるを以て、之が係員の銓衡に關しては細心の注意を拂ひ、警察官中其の事務に相當經驗を有し且常識に富む者を以て之に充つることとし、高等課勤務警部一、同警部補一、巡査部長三、巡査三、工場課勤務警部一、巡査教習所勤務助教巡査部長一、警察署勤務高等刑事巡査部長一、同巡査一、同外勤巡査部長二、同司法刑事巡査部長一、同巡査三、計警部二、警部補一、巡査部長八、巡査六、合計十七名を專任とせり。

普通要視察人及要注意精神病者等の取締に關しては、計三十六名を要せしも總て所轄警察署長の指揮監督に依り、勤務に從事せしめたり。

第三節　事務分掌

通信係に屬する事務分掌は、行幸期日前と行幸期間中とに區別し、行幸期日前は主として行幸に關する準備事務を掌り、行幸期間中は主として寫眞撮影取締に關する外勤事務に當れり。

通信係事務分掌

係長（警部）　田代榮藏

一、新聞通信に關する事項
一、寫眞撮影の取締に關する事項

係員（警部補）　鈴木藤次郎
同（兼新聞係）（巡査部長）　臼井龍太郎
同（同）　金原甚作
同（巡査）　村山政利

一、精神病者視察取締に關する事項

係員（警部）　藤田春馬
同（巡査部長）　村越彰
同（巡査）　鈴木末男
同（同）（兼）　村山政利
同（巡査部長）（兼）　村越彰

普通要視察人及要注意精神病者等の專任取締勤務員は左の通り

署名	官氏名	
大仁警察署	巡査	牧野重作
三島警察署	同	久保國太郎
同	同	龜山倉一
同	同	矢崎秀吉
沼津警察署	同	佐野重雄
同	同	佐藤信行
同	同	渡邊縞
同	同	杉本健
同	同	渡邊萬
同	同	仲谷勇次郎
同	同	片岡興
沼津警察署	巡査	杉本荒太郎
清水警察署	同	鈴木藤一
同	同	磯部茂治
同	同	大石正
同	同	齋藤義一
同	同	籔崎忠一
同	同	大石光朋
同	同	川合茂
同	同	松井村永
靜岡警察署	同	花島儀平
藤枝警察署	同	大友熊吉
同	同	伊藤音次郎

金谷警察署　巡査　中川藤三郎
掛川警察署　同　森畑勇作
同　同　稻葉玄六
見付警察署　同　鈴木祐一
濱松警察署　同　楠行吉
同　同　山北傳二
同　太田庄吉
濱松警察署　巡査　武田庄兵衛
同　同　花島熊吉
同　同　根本清左衛門
同　同　早馬平太郎
氣賀警察署　同　齋藤文雄
二俣警察署　同　石倉祐欲

第四節　要警戒者の取締

第一項　縣内の基本調査

縣内に於ける普通要視察人及要注意人（非監置精神病者）等の視察取締に關しては係員を關係各警察署に派遣し

一、普通要視察人及要注意人に對する各警察署備付臺帳の整理は完全なりや

二、普通要視察人及要注意人に對する受持巡査又は高等事務係員の視察取締方法の適否（特に必要ありと認むる場合は現狀視察を爲すこと）

三、普通要視察人及要注意人等にして上書建白又は投書の性癖ある者に對し其の家族及郵便官署等の連絡關係の適否等の實地監査を爲すと共に警察署員と協力、從來視線外にありたる之等要警戒者の發見並に既定要警戒者の動靜等に關する基本調査を勵行せり。

第二項　普通要視察人及要注意人

縣内に於ける普通要視察人及要注意人（非監置精神病者）等の視察取締に關しては、四月十七日警衛部長より左記の通り各警察署長に訓達し、之等要警戒者の調査を爲すと共に視察取締上遺漏なきを期したり。

行通第七號
昭和五年四月十七日

各警察署長宛

警衛部長

普通要視察人及要注意人其他調査方ノ件

天皇陛下　ニハ來ル五月下旬本縣下ニ行幸被爲在約一週間御駐輦被遊ルヽ御模様ニ就テハ御警衛上萬遺憾ナキヲ期スル爲其署管内ニ於ケル普通要視察人及要注意人ニ付精密ナル視察ヲ爲シ備付臺帳ノ記載事項ト實際トヲ對照異動事項ハ速ニ訂正シ當部ニ報告スルト共ニ別紙樣式ニ依リ本月末日迄ニ報告（既報告ノ分モ含ム）セラルヘク尚此ノ際從來視線外ニアリタルモノヽ發見ニ努メ發見ノ際ハ其ノ都度名簿ヲ作成報告シ新ニ所在不明トナリタルモノアルトキハ即時縣下ニ手配シ同時ニ當部ニ報告セラルヘシ

第一號表

御警衛上要警戒者調査表

種別		署名
普通（第一種）	總人員	拘束ノ要尾行ノ要所在不明他行中ノアルモノアルモノ者モノ

第三編　高等警察　第二章　計畫の綱領

種別		住所	職業	氏名	年齡	備考
要視察人	第二種					
	第三種					
監置精神病者						
非監置精神病者（除第三種）						
白痴						
瘋癲						
右ノ外御警衛上特ニ要注意者						
計						

備考　一、他管内ヨリ來リ滯在シ居ルモノハ數字ヲ朱書シ且ツ種別本籍住所氏名年齡滯在地ヲ本欄ニ記スコト

一、他行中ノモノハ種別氏名行先地名ヲ本欄ニ記スコト

第二號表

御警衛上要警戒者中拘束ヲ要スル者調

種別	住所	職業	氏名	署名	年齡	備考

凡例

備考欄ニハ拘束ヲ要スル事由ヲ記スコト

第三號表

御警衛上要警戒者中尾行ヲ要スル者調　　署名

種別	住所	職業	氏名	年齢	備考

凡例

備考欄ニハ尾行ヲ要スル事由ヲ記スコト

第四號表

第三項　其の他の要警戒者

行幸に際しては特に縣下の靜謐保持に留意すべきは言を俟たざるところにして、殊に政治問題、地方問題其の他紛爭中の諸問題に關し過激の言動あるもの又は輕擧妄動に出づるが如き者なき樣、事前に注意せしむるの要ありと認め、四月二十一日警衛部長より左記の通り各警察署長に訓達を爲したり。

行通第四二五六號

昭和五年四月二十一日

警衛部長

各警察署長宛

各種問題ニ關シ注意方ノ件

天皇陛下　ニハ來ル五月下旬縣下ニ行幸被爲在御模樣ニ付テハ警衛上萬遺憾ナキヲ期スルハ勿論行幸前ヨリ還幸被爲在迄ハ特ニ縣下ノ靜謐ヲ要スルニ付テハ政治問題地方問題ヲ始メ紛爭中ナル各種問題ニ注意シ苟モ當該問題ニ關シ過激ノ言動アルモノ又ハ輕擧妄動ニ出ツルカ如キモノ、行動ニ對シテハ特ニ周密ナル視察警戒ヲ加ヘ萬一ニモ直願又ハ要路顯官ニ對シ上書建白面會申込等不敬不穩ノ擧措ニ出ツルカ如キコト無カラシムル樣留意スルハ勿論此ノ際最モ圓滑巧妙ナル方法ヲ以テ各種問題ニ關シ殊更ニ事態ヲ紛糾セシムル虞アル集會ノ開催又ハ感情ヲ激發セシムル虞アル文書ノ頒布等ヲ避ケシムル等最善ノ方法ヲ講スルニ努メラルヘク此段及通牒候也

追テ紛糾中ノ前記各種問題ニ關シテハ此際左記項目ニ依リ四月

三十日迄ニ報告シ爾後新ニ發生シタル問題ニ關シテハ其都度追報相成度

左記

一、件名
二、發生年月日
三、事件ノ内容
四、双方ノ主張
五、今後ノ成行見込
六、當局ノ措置
七、問題ニ關シ視察警戒ヲ要スルモノアレハ其ノ住所職業氏名年齢竝視察警戒ヲ要スル理由
八、其他參考事項

第四項　縣外との連絡

普通要視察人及要注意人等の取締に對する縣外との連絡に關しては各隣縣と協定(別記)し其の旨各警察署に訓達せり。

行通第六號

昭和五年四月十七日

靜岡縣知事　白根竹介

各廳府縣長官宛

普通要視察人及精神病者其他ニ關スル調査ノ件

天皇陛下　ニハ來ル五月下旬本縣下ニ行幸被爲在約一週間御駐輦被遊ル、御模樣ニ就テハ貴管下ニ於ケル普通要視察人及精神病者竝御警衛上警戒ヲ要スト認メラル、人物(思想勞働要視察人等特高警察ノ所管ニ屬スル人物ヲ除ク)ニシテ右期間中本縣下ニ旅行セムトスルモノニ對シテハ可成阻止ノ方法ヲ講セラレ度ク阻止不能ノ者ニ對シテハ必要ニ應シテ追尾ノ方法ヲ採リ其他ノ者ニアリテハ附添人ヲ附サシメ出發前出發日時旅行ノ目的、旅程、人相、特徴、其他警戒上ノ參考事項等即報相成度尚所在不明者(曾テ通報アリタルモノヲモ含ム)ニ對シテハ別表ニ依リ御調査ノ上本月末日迄ニ御回報相成度此段及照會候也

追テ別表ノ内容ニ異動ヲ生シタル場合ハ乍御手數其ノ都度通報相成度申添候

第一表

普通要視察人所在不明者調　　廳府縣名

昭和五年　月　日現在

種別	御警衛上特ニ注意ヲ要スヘキ事項	所在不明年月日	人相特徴	本籍住所	職業氏名年齢	備考

第二表

精神病者所在不明者調　　廳府縣名

（別記）

昭和五年　月　日現在

御警衛上特ニ注意ヲ要スヘキ事項	所在不明年月日	人相特徴	本籍住所	職業氏名年齢	備考

要視察人尾行引繼に關する隣縣との協定

一、要視察人其他一切の尾行を付し本縣を通過旅行するものは神奈川縣より直接愛知縣へ（豐橋驛）引繼ぐこと

二、同樣東上するものは愛知縣より直接神奈川縣へ（國府津驛）引繼ぐこと

三、身延鐵道により東行又は西行するものは同縣より直接神奈川縣又は愛知縣へ引繼ぐ

身延鐵道に依り山梨縣方面へ向ふものは神奈川、愛知兩縣より直接山梨縣へ（內船南部驛）引繼ぐこと

四、神奈川、愛知、山梨各縣よりの尾行者にして日歸り旅行者は終始尾行とすること。但本縣へ宿泊するものにして引繼方交涉ありたるものに限り各署に於て引繼を受くるものとす

第五節　新聞通信及寫眞

第一項　新聞通信記者、寫眞撮影從事者、新聞連絡員

行幸に關する新聞通信記者、寫眞撮影從事者、新聞連絡員等は、行幸期日前出願又は屆出せしむるの必要上別記の通り各廳府縣長官及縣下各警察署長に照會又は訓達し、之が調査を行ひたり。

行通第一九號

昭和五年四月十九日

各廳府縣長官宛

靜岡縣知事白根竹介

行幸ニ付新聞通信記者竝寫眞撮影者ニ關スル件

天皇陛下　ニハ來ル五月下旬本縣下ニ行幸被爲在約一週間御駐輦ノ御模樣ニ有之候ニ付テハ行幸ニ關スル新聞記事蒐集又ハ寫眞撮影ノ爲貴管下有保證日刊新聞社　通信社　映畫會社其ノ他ノ者ヨリ本縣下ニ通信記者又ハ寫眞撮影者ヲ派遣セムトスル者有之候ハヽ通信記者ニ對シテハ別紙第一號樣式ノ行幸關係記者屆ヲ、寫眞撮影者ニ對シテハ第二號樣式ノ行幸謹寫屆（活動寫眞撮影者ニ對シテハ謹寫願）ヲ貴廳ニ御取纏ノ上第三號樣式ニ據ル貴廳ノ身元調査書ヲ添付シ五月十日迄ニ當廳ニ御回送相煩度此段及照會候也

追テ御取扱上左記各號御含ミノ上可然御取計相成度申添候

記

一、五月十日迄ニ身元調査書添付ノ願屆書當廳ニ到着セサルモノハ承認セサル方針ナルコト

二、願屆書ニハ本人ノ寫眞（名刺形）一葉ヲ添付（裏面ニ社名氏名年齢記者寫眞班ノ別ヲ明記スルコト）ノコト

三、願屆書ヲ提出シタルモノト雖不適當ト認ムル者又ハ人員等ノ關係上之ヲ承認セサル場合アルコト

四、活動寫眞ヲ撮影セムトスル者ハ撮影者ト助手トヲ區別シ其ノ旨願書ニ記載スルコト

五、活動寫眞ハ機械一臺ニ付二人以內、普通寫眞ハ一機一人タルコト

六、寫眞撮影者ハ當廳係員ノ指示ニ從ヒ行動スヘキコト

七、新聞記者及寫眞撮影者ニシテ當廳ニ於テ承認シタルモノハ當廳ヨリ直接本人ニ其ノ旨ヲ通知ス

八、新聞記者及寫眞撮影者ニシテ當廳ヨリ承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ來縣ノ際新聞社名又ハ會社名ヲ標示スル腕章ヲ携帶スルコト

九、當廳ニ於テ承認シタル新聞記者及普通寫眞撮影者ニ對シテハ本人當廳ニ出頭次第、高等課ニ於テ徽章ヲ、活動寫眞撮影者ニ對シテハ徽章及許可證ヲ交付ス

（第一號樣式用紙美濃紙）

行幸關係記者屆

行幸關係記者トシテ左記ノ者ヲ派遣致度ニ付御承認相成度各本人

ノ寫眞添付此段及御屆候也

昭和五年　月　日

社所在地
社長　氏　名印

靜岡縣知事宛

記

一、本籍住所氏名生年月日

（第二號樣式）
（用紙美濃紙）

行幸謹寫（普通寫眞ト活動寫眞トノ）願（屆）

行幸謹寫ノ爲左記ノ者ヲ撮影從事者トシテ派遣致度ニ付御承認相成度各本人ノ寫眞添付此段及御願（屆）候也

昭和五年　月　日

社所在地
社長　氏　名印

靜岡縣知事宛

記

一、寫眞機臺數

二、撮影從事者ノ本籍住所職業氏名生年月日

三、助手ノ本籍住所職業氏名生年月日

行通第三八號
昭和五年四月二十六日

各警察署長宛

警衛部長

行幸ニ付新聞通信記者竝寫眞撮影者ニ關スル件

天皇陛下　ニハ來ル五月下旬本縣下ニ行幸被爲在約一週間御駐輦ノ御模樣ニ付テハ行幸ニ關スル新聞記事蒐集又ハ寫眞撮影ノ爲有保證日刊新聞社　通信社　映畫會社其ノ他ヨリ行幸地ニ通信記者又ハ寫眞撮影者ヲ派遣セムトスル者アラハ通信記者ニ對シテハ別紙第一號樣式ノ行幸關係記者屆ヲ、寫眞撮影者ニ對シテハ第二號樣式ノ行幸謹寫屆（活動寫眞撮影者ニ對シテハ謹寫願）ヲ其ノ署ニ取纏ノ上第三號樣式ニ據ル身元調査書ヲ添付シ五月十日迄ニ當部ニ進達相成度此段及指示候也

追テ左記事項留意ノ上取扱相成度申添候

記

一、五月十日迄ニ身元調査書添付ノ願屆當部ニ到着セサルモノハ承認セサル方針ナルコト

二、願書ニハ本人ノ寫眞（名刺形）一葉ヲ添付（裏面ニ社名氏名年齡記者寫眞班ノ別ヲ明記ノコト）スルコト

三、願屆書ヲ提出シタルモノト雖不適當ト認ムル者又ハ人員等ノ關係上之ヲ承認セサル場合アルコト

四、活動寫眞ヲ撮影セムトスル者ハ撮影者ト助手トヲ區別シ其ノ旨願書ニ記載スルコト

五、活動寫眞ハ機械一臺ニ付二人以內、普通寫眞ハ一機一人タルコト

六、寫眞撮影者ハ當廳係員ノ指示ニ從ヒ行動スヘキコト

七、新聞記者及寫眞撮影者ニシテ當廳ニ於テ承認シタルモノハ當部ヨリ其ノ社名氏名ヲ所轄警察署ニ通知ス

八、新聞記者及寫眞撮影者ニシテ當廳ヨリ承認セラレタルモノハ新聞社名又ハ會社名ヲ標示スル腕章ヲ携帶スルコト

九、當廳ニ於テ承認シタル新聞記者及普通寫眞撮影者ニ對シテハ本人當廳ニ出頭次第、高等課ニ於テ徽章ヲ、活動寫眞撮影者ニ對シテハ徽章及許可證ヲ交付ス

（樣式は各廳府縣長官宛のものと同一につき省略）

行通第二五七號
昭和五年五月十五日

警衛部長名

各警察署長宛

以上の方法に依り願屆出者に對し身元調査の結果、行幸新聞記者、行幸關係普通（活動）寫眞撮影從事者及新聞連絡員として左記の通り承認し、其の旨各關係府縣に通報すると共に、證憑並腕章等を夫々交付せり。

新聞通信連絡員ニ關スル件

行幸ニ際シテ新聞通信記者竝之カ寫眞撮影從事者ノ派遣方出願アリタル有保證日刊新聞、通信社ニ對シ新聞連絡員（原稿及寫眞等ノ運搬ニ從事スルモノ）ヲ使用スル計劃アラハ別紙樣式ニ依リ至急屆出ツル樣示達シ之カ屆出テヲ受理シタル場合ハ連絡員タルヘキ者ニ對シ客月二十六日行高第三八號通牒第三號樣式ニ依リ身元調査ヲナシ速ニ進達セラルヘシ

（別紙樣式）

新聞連絡員屆

左記ノ者ヲ行幸關係新聞連絡員ト致シ候間此段及御屆候也

昭和五年五月　日

新聞社名

警衛部長宛

記

住所	氏名	年齡	連絡員トシテ勤務スル區域

行幸關係新聞記者

社名	氏名	住所
靜岡新報社	杉本鉄一	志太郡青島町
同	鈴木英夫	靜岡市
同	山本弘	清水市
同	鈴木安吉	濱松市
同	大石秀夫	富士郡吉原町
同	清水昭重	濱松市
同	野澤梅吉	同
同	小坂嘉一郎	靜岡市
同	安藤鐵之輔	安倍郡千代田村
同	淺羽爲作	靜岡市
同	中村當三郎	同
同	大杉孝太郎	田方郡三島町
靜岡民友新聞社	小杉潔	靜岡市
同	三浦宅次郎	同
同	内野啓造	同
同	西尾清三郎	同
同	小田太郎	同
靜岡民友新聞社	瀧榮次	靜岡市
同	鈴木實	同
同	田島金作	同
同	戸塚猛次	同
同	長谷部清一	同
同	新井清一	同
同	渡邊幾次郎	沼津市
同	平岩光	靜岡市
同	刑部榮市	濱松市
時事新報社	仲西初五郎	靜岡市
同	窪田一男	同
同	山口宏	清水市
同	鈴木實	靜岡市
同	渡邊武房	駿東郡御殿場町
同	古川俊雄	沼津市
同	堀内悦夫	濱松市
同	大野幸吉	同
報知新聞社	藤田薫	靜岡市
同	山本幸重	東京市
同	大坪純一	濱松市

報知新聞社	間山祐磨	清水市
同	百武末義	靜岡市
同	楠原穣	沼津市
同	山崎正助	志太郡島田町
國民新聞社	橋本博	靜岡市
同	福島清雄	同
同	山本晉吉	沼津市
東京朝日新聞社	荻田長太郎	靜岡市
同	齋藤一	同
同	張元鐘	同
同	城山一	同
同	澤村克人	東京府荏原郡
同	杉本藤太郎	同
同	高橋橘郎	東京府世田ヶ谷町
同	岡野都留治	濱松市
同	川俣國利	同
同	加藤主計	沼津市
同	藤島秀松	引佐郡氣賀町
同	山本進	清水市
東京日日新聞社	河野田鶴雄	靜岡市
東京日日新聞社	渡部齋	靜岡市
同	青島佐一	同
同	石黒石松	同
同	鶴岡勝一	濱松市
同	影山榮	同
同	高柳滿壽	同
同	北野慧	清水市
同	相山猛雄	沼津市
同	丸山野銀治	駿東郡御殿場町
同	樽林衆夫	賀茂郡下田町
東京日日新聞社 大阪毎日新聞社	藤樫準二	東京市
同	西川甲七	東京府荏原郡
讀賣新聞社	水書茂	靜岡市
同	丸山宗秀	同
同	久保田福太郎	清水市
名古屋新聞社	岩倉義雄	靜岡市
同	秋山文太郎	同
同	佃完三	濱松市
同	平山米吉	同
同	鈴木次郎	沼津市

名古屋新聞社	廣橋　學	名古屋市
同	廣瀨數男	同
同	坂井乘時	同
新愛知新聞社	小橋誠藏	靜岡市
同	增田　武	同
同	深谷清太郎	清水市
同	石塚恭江	沼津市
同	伊藤繁彥	名古屋市
同	吉田留次郎	同
東京每夕新聞社	加藤鐵三	靜岡市
同	荒木武雄	東京市
靜岡都新聞社	旭龍　英	靜岡市
同	飯田英一	同
同	太田金作	同
同	戶塚　稔	同
駿遠日日新聞社	石川昌雄	濱松市
同	松浦錠太郎	同
同	江崎眞之	同
同	菊地敏治	沼津市
靜岡日日新聞社	仲龜健次	清水市

靜岡日日新聞社	尾關忠綱	靜岡市
清水日日新聞社	若林今朝一	清水市
同	伴　傳	同
駿豆新報社	矢田爲夫	沼津市
沼津每日新聞社	牧野行雄	同
同	宇山良治	同
萬國新聞社	高瀨正吉	濱松市
同	三浦武男	同
同	高杉幸太郎	同
時事寫眞速報社	高島駒之助	東京市
駿遠通信社	石田之雄	志太郡青島町
東海中正新聞社	佐藤文雄	清水市
同	瀧　廣太郎	同
同	臼井吉一	同
同	池田文輔	同
東靜日日新聞社	井上　彰	沼津市
同	竹內四郎	同
濱松新聞社	渡邊藤四郎	濱松市
駿遠日報新聞社	長崎　巖	同
同	內山滿壽良	同

駿遠日報新聞社	小川惠見	濱松市
同	高木駒太郎	同
日本電報通信社	小寺信重	東京市
日本新聞通信社	金子有鄰	同
同	相馬宏治	同
東京夕刊新報社	細井吉造	東京府豐多摩郡
同	西島五一	東京市
同	勝川松次郎	東京府荏原郡
日刊寫眞通信社	福澤七五郎	東京府澁谷町
新聞聯合社	塚村敏夫	東京府千駄ヶ谷
同	淺野　豐	東京市外青山穩田
同	藤井信次郎	東京市
日東新聞社	內藤重次郎	濱松市
同	南條茂金吾	磐田郡二俣町
報國新聞社	和田德太郎	磐田郡中泉町
同	大城　劼	小笠郡堀之內町
同	太田勇平	磐田郡中泉町
共立新聞社	白井音治	濱松市
大阪經濟新聞社	岡中榮次郎	大阪市
大正日日新聞社	米田誠夫	大阪市

大正日日新聞社	三谷光見	大阪市
同	宮尾德雄	同
大阪日日新聞社	西本縣治	同
同	沼忠　彰	同
同	黑川義明	同
同	岩佐忠朝	同
每夕新聞社	河上利治	京都市
東海朝日新聞社	岡田　實	豐橋市
帝國通信社	中邑品吉	東京市
同	河口　豪	同
日本民聲新聞社	吉田鶴三郎	濱松市
同	濱田彌太郎	同
同	松永親義	同
同	小島長市	同
同	篠ケ谷員雄	同
同	杉浦治二	同
同	齋藤藤吉	同
日刊大阪日報社	倉本乙次郎	大阪市
同	澤井萬太郎	同
中央通信社	水野鉦一	名古屋市

都新聞社　大森忠吉　靜岡市
新聞之新聞社　松尾與一　大阪市
靜岡日之出新聞社　常川金七　靜岡市
東洋寫眞通信社　星野洪　東京市

行幸關係普通寫眞撮影從事者

社名	氏名	住所
靜岡新報社	杉本鋏一	志太郡青島町
同	鈴木英夫	靜岡市
同	山本弘	清水市
同	鈴木安吉	濱松市
同	清水昭重	同
同	山口猪子	周智郡森町
同	大山爲次	富士郡大宮町
靜岡民友新聞社	三浦宅治郎	靜岡市
時事新報社	仲西初五郎	同
同	岡部和平	同
同	大野幸吉	濱松市
同	前川正三郎	東京市
同	松田太郎	同
報知新聞社	山田晋輔	靜岡市
同	磯木清一郎	東京市
國民新聞社	橋本博	靜岡市
同	福島清雄	同
同	山本晉吉	沼津市
同	池田憲藏	東京市
東京朝日新聞社	荻田長太郎	靜岡市
同	齋藤一	同
同	薄田幸吉	同
同	宮城島眞次	清水市
同	岡野都多治	濱松市
同	佐藤武一郎	同
同	北川謙二	東京市
同	丸山四郎	同
同	山本進	靜岡市
東京日日新聞社	青島佐一	同
同	北野慧	清水市
同	山中宏	東京市
同	唐澤貫一	同
讀賣新聞社	麻原信次郎	同

讀賣新聞社	吉田太郎	東京市
名古屋新聞社	山梨龍平	靜岡市
同	下鄉一雄	名古屋市
新愛知新聞社	林銀之助	同
同	樋江井牧次郎	同
同	岩崎順作	同
日本電報通信社	石川靖	東京市
同	田邊元秀	同
同	下津久男	同
內外寫眞通信社	太田重信	同
時事寫眞速報社	小田松太郎	同
東京夕刊新報社	井澤鐵治	同
東洋寫眞通信社	鈴木將英	同
日刊寫眞通信社	鈴木龜吉	同
同	林友三郎	同
日本寫眞通信社	藤倉吉藏	同
同	辻村英三	同
同	鈴木武夫	同
中外通信社	端山敏雄	同
同	小林東鄉	同
新聞聯合社	柴田斌	東京市
同	中村長次郎	同
科學寫眞通信社	今關初	同
同	影山保之助	同
日本陪審新聞社	今關初	同
同	影山保之助	同
駿遠日日新聞社	吉田一郎	濱松市
同	山梨龍平	靜岡市
日東新聞社	神田彥平	濱松市
駿遠日報社	高橋源吾	同
同	鈴木茂雄	同
日本民聲新聞社	山本京一	同
同	岩本旭	同
東海通信社	上田彌三郎	小笠郡掛川町
報國新聞社	和田德太郎	濱松市
同	大城劼	小笠郡堀之內町
同	太田勇平	磐田郡中泉町
大阪經濟新聞社	山本憲一	大阪市
大阪日日新聞社	松本正次	同
豐橋每日新聞社	布施小一郎	豐橋市

行幸關係活動寫眞撮影從事者

社名	氏名	住所
靜岡新報社	下田文之助	靜岡市
同	下田寅助	同
同	新谷宏	東京府下
同	太田乾一	東京市
同	小林米吉	同
東京日日新聞社	瀧賀	同
同	千葉平八郎	同
同	千葉一郎	同
同	正木健吉	同
同	藤村松之助	同
同	佐藤信郎	同
同	佐藤吟次郎	同
同	杉山大吉	同
同	小谷倉市	同
やまと新聞社	荒川高春	東京市
同	倉島周三	同
同	竹內一雄	同
やまと新聞社	渡邊嘉一	東京市
日本電報通信社	綾谷丹陽	同
同	荒川穆	同
同	住田映介	同
松竹キネマ株式會社	桑原昂	同
同	越智健次	同
同	青木勇	同
同	寺尾清	同
同	田中武治	同
同	田中武二	同
同	日向清光	同
同	青木信太郎	同
同	星野齋	同
同	猪飼助太郎	同
同	濱村義康	同
同	森尾鐵郎	同
同	齋藤正夫	同
同	佐々木太郎	同
同	三浦光男	同
同	杉本正二郎	同
松竹キネマ株式會社	野村昊	東京市
同	長井信一	同
同	小田濱太郎	同
同	小倉金彌	同
同	高橋與吉	同
同	山口辰雄	同
藤谷教育映畫製作所	藤谷恒吉	大阪市
同	河上勇喜	同
同	倉森正義	同
同	吉村秀雄	同
同	鄭得淳	同
靜岡民友新聞社	吉井爲作	靜岡市
同	殿岡貞次	同
同	松村久平	志太郡島田町
同	勝見芳太郎	靜岡市
東京日日新聞社	小川兵藏	東京市
同	田島豐藏	同
同	淺野喜太郎	同
同	山本善一	靜岡市
同	大貫實	同
同	橋本一市	同
同	山本助作	同
同	荒木享一	同
同	植田藤一	同
同	佐々木金吾	清水市
同	村上清	同
同	中野馨	同
同	清水榮一	志太郡島田町
同	內山啓次	濱松市
同	北橋鷲太郎	同
同	酒井鎭一	同

行幸關係新聞連絡員

社名	氏名	住所
靜岡新報社	中村文作	靜岡市
同	大森常藏	同
靜岡民友新聞社	山崎數治	安倍郡服織村
同	杉山菊太郎	靜岡市
同	森田英一	同
同	吉永武一	同

東京日日新聞社	遠藤和作	沼津市	
同	鈴木茂	同	
同	持田臺	同	
同	野田彌太郎	田方郡三島町	
同	田中與一郎	同	中郷村
東京朝日新聞社	小長井眞次	靜岡市	
同	土井茂	同	
同	池谷喜作	同	
同	清瀨清雄	沼津市	
同	小川鶴松	東京市	
同	會田源作	沼津市	
同	岡野正雄	濱松市	
同	田中省巳	同	
名古屋新聞社	鈴木弘一	靜岡市	
同	木村辰之助	志太郡島田町	
同	鹽川源三郎	濱松市	
同	松井松男	同	
濱松新聞社	牧野誠一	磐田郡中泉町	
同	熊谷駒吉	濱松市	
同	大石吉太郎	同	
濱松新聞社	村松春吉	濱松市	
同	王越賢作	同	
報知新聞社	野田耕一	田方郡三島町	
同	田浦清一	濱松市	
同	清水卯佐吉	同	
同	喜田一二	靜岡市	
同	竹島政夫	同	
同	岡本善平	同	
駿遠日報社	山下虎太	濱名郡雄踏町	
萬國新聞社	望月慧	濱松市	
同	久米捨男	同	
同	青山保一	濱名郡中野町村	
同	榎谷有造	同	飯田村
同	鈴木賢一	同	入野村
駿遠日日新聞社	飯島政一	濱松市	
國民新聞社	大隈敏良	田方郡三島町	
同	月見里金治	靜岡市	
日本民聲新聞社	守山力造	濱松市	
同	大村米亨	同	
同	筒浦美壽		

共立新聞社	白井新次郎	濱松市	
同	大村勝隆	同	
駿豆新報	太田重太郎	濱松郡可美村	
沼津毎日新聞社	杉本盛夫	沼津市	
同	樋口貫治	同	
同	杉山嘉一	同	
東海通信社	野木俊雄	同	
東靜日日新聞社	田宮一	小笠郡掛川町	
同	吉川利雄	駿東郡長泉村	
靜岡都新聞社	高島進	沼津市	
	渡邊剛	靜岡市	

行幸關係新聞記者、寫眞撮影者、新聞連絡員證憑

表

第　號

新聞記者之證

昭和五年五月　日

靜岡縣

裏

所屬社名	氏名	年齡	
		當　年	

本證有効期間　自昭和五年五月二十八日　至同　年六月　三　日

行通第三四三號

昭和五年五月二十二日

靜岡縣知事　白根竹介

警視總監　丸山鶴吉　宛

大阪京都愛知各府縣長官　宛

行幸ニ付新聞通信記者竝寫眞撮影者承認ノ件

客月十九日行通第一九號ヲ以テ照會ニ置タル首題ノ件ニ關シテハ種々御配慮相煩候處曩ニ願(屆)書廻送越有之候各關係者ニ對シ本日夫々承認ノ通知ヲ發シ置キ候ニ付此段及通報候也

表

第　號

行幸寫眞撮影者之證

昭和五年五月　日　靜岡縣

裏

所屬社名		
氏名		
年齡	當　年	
本證有效期間	自昭和五年五月二十八日 至同　年六月　三　日	

靜岡縣第　號

記者

巾一寸九分

長サ一尺四寸四分

靜岡縣第　號

寫眞

靜岡縣第　號

新聞連絡員

第二項　行幸寫眞撮影者心得の制定

左記の通り行幸寫眞撮影者心得を制定し行幸前各關係者に配付して嚴重に之を遵守せしめて過誤なからしむることに努めたり。

行幸寫眞撮影者心得

靜岡縣

行幸寫眞撮影者心得

靜岡縣

本縣ノ承認ヲ受ケ指定ノ場所ニ於テ行幸寫眞撮影ニ從事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守セラレタシ

一、本縣ニ於テ指定セル寫眞撮影場所ハ別記ノ通ニシテ撮影者ノ位置ハ現場ニ於テ係員指示ス

二、撮影者ハ所屬社名ヲ標示セル腕章及本縣ヨリ交付セル腕章ヲ左腕ニ附シ且ツ本縣ヨリ交附セル行幸寫眞撮影者之證ヲ携帶スルコト

三、撮影者ノ服裝ハ御親閲場、プラットホーム及屋内ニ在リテハフロックコート又ハモーニングコートトシ其ノ他ノ場所ニ在リテハ成ルヘク黒ノ背廣服トスルコト

四、撮影者ハ御着又ハ御通過一時間前ニ指定ノ場所ニ集合シ係員ノ指示ニ遵フコト

五、撮影者ハ御身邊若ハ鹵簿ニ接近スル等苟モ不敬ニ渉ルカ如キ行爲ハ絶對ニ之ヲ爲サヽルコト

六、撮影ニ際シテハ奉拜者ノ迷惑ト爲ラサル樣留意スルコト

七、活動寫眞ハ寫眞機一臺ニ付二人以内、普通寫眞ハ寫眞機一臺ニ付一人タルコト

八、普通寫眞ノ撮影ハ同一場所ニ於テハ一人一回ニ限ルコト

九、撮影ノ際ハ五間以上ノ距離ヲ保有スルコト

一〇、マグネシユウム其ノ他ノ閃光器ハ絶對ニ使用セサルコト

一一、普通寫眞機ニハ特ニ必要アル場合ノ外三脚ヲ使用セサルコト

一二、撮影者ハ同一個所ニ於テハ普通寫眞ハ一社一人、活動寫眞ハ一社二人以下タルコト

一三、撮影指定場所ノ狀況ニ依リ前項ノ外尚制限スルコトアルヘキコト

一四、撮影者ニ對シテハ係員ニ於テ尙隨時必要ナル制限ヲ爲シ又ハ命令ヲ發スルコトアルヘキコト

一五、警察官吏ヨリ行幸寫眞撮影者之證ノ提示ヲ需メタルトキハ之ニ應スルコト

一六、行幸寫眞撮影者之證及本縣ヨリ交付セル腕章ハ讓渡又ハ轉貸セサルコト

一七、行幸寫眞撮影者之證及本縣ヨリ交付セル腕章ヲ紛失シタルトキハ其ノ旨係員ニ申出ツルコト

一八、行幸寫眞撮影者之證及本縣ヨリ交付セル腕章ハ用濟ノ上ハ返納スルコト

一九、撮影者ニシテ本心得ヲ遵守セス又ハ係員ノ爲シタル制限又ハ命令ヲ肯セサルトキハ寫眞班ヨリ除外スルコトアルヘキコト

第三項　寫眞撮影指定場所の實地調査

本縣に於て承認を與へたる寫眞撮影從事者に對しては、警衛上支障なき範圍に於て、撮影場所を選定指定せるが之が實地調査に當りては細心の注意を拂ひ、中村警衛部長自ら之に當り或は田代係長及鈴木警部補も亦再三實地調査の上御通路と謹寫位置との關係、光線の關係、奉拜者との關係等を考慮し別記四十八箇所を選定し、行幸主官の承認を得て之を決定し、撮影從事者に對しては行幸地見取圖に撮影從事者の位置を標示せる圖面を配付せり。

行幸寫眞撮影指定場所一覽

日時	場所
五月二十八日午後	靜岡驛構內廣場
同	靜岡御用邸正門前
同	靜岡縣廳入口西側道路
同	靜岡縣廳正門內東側
五月二十八日午后	靜岡地方裁判所入口東側道路
同	靜岡師範學校々庭縣民奉拜所
五月二十九日午前	步兵第三十四聯隊營門入口東側道路
同	靜岡中學校野球場
同	淺間神社假宮前
同日午後	靜清國道日ノ出町通
同	安東練兵場御親閱場
五月二十九日午後	江尻驛構內廣場
同	清水築港消防組御親閱場
同	清水築港御野立所
五月三十日午前	靜岡御用邸正門前
同	靜岡驛構內廣場
同	燒津海岸
同	大井川河原
同	國立茶業試驗場工場附近
同	縣立茶業試驗場茶園
同日午後	大日本報德社門內
同	中泉農學校神饌田
同	濱松驛構內廣場
同	飛行第七聯隊營門前
五月三十一日午前	濱松高工校庭縣民奉拜所
同	高射砲練兵場御親閱場
六月一日午前	拂天島驛前通
同	拂天島棧橋附近
同	服部中村養鼈場
同	鷲津御乘船場
同	濱名湖角目網漁場
六月一日午前	佐久米御上陸場
同	井伊谷宮一ノ鳥居前
同日午後	飛行第七聯隊營門前
同	沼津御構內廣場
同	沼津御用邸正門前
同	沼津第四小學校縣民奉拜所
同	沼津繭市場構內
六月二日午前	沼津御用邸裏(或ハ江ノ浦)御乘船場
同	重須御上陸場
同	天城山(宮內官ヨリ指示アル筈)
六月三日午前	沼津御用邸裏岳陽少年團御親閱場
同	沼津御用邸正門前
同	沼津驛構內廣場
同	三島神社寶物殿前
同	三島高等女學校運動場
同	野戰重砲兵聯隊營門前道路
同	三島驛構內廣場

寫眞撮影從事者に配付せる行幸寫眞撮影場所一覽に記載せる一例を示す。

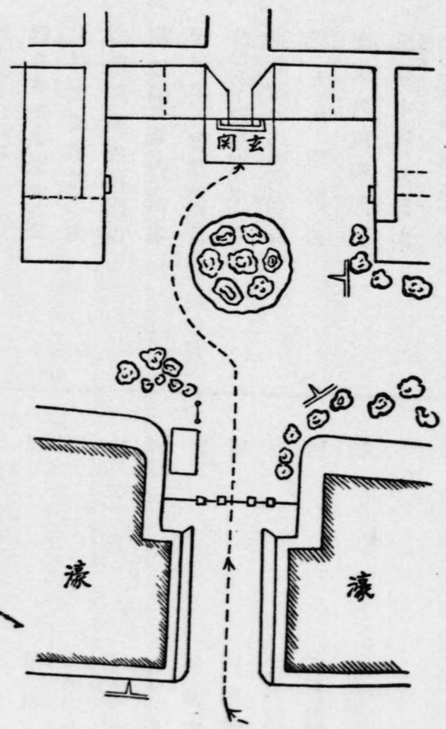

第四項　御立寄所に於ける寫眞撮影

天皇陛下　親しく臨幸遊ばさるゝ、御立寄所の經營者、管理者、學校長其の他行幸地關係市町村長等にして行幸の際寫眞撮影を爲さむとするものに對しては、撮影從事者に對し不敬の所爲なからしむる樣注意すると共に、左記事項を遵守せしめたり。

記

一、撮影從事者の服裝はフロックコート又はモーニングコートとすること
二、撮影從事者は御着又は御通過前に撮影場所に於て撮影準備を完了し置くこと
三、活動寫眞は寫眞機一臺に付二人以内普通寫眞は寫眞機一臺に付一人たること
四、普通寫眞は同一場所に於ては一人一回に限ること
五、撮影の際は五間以上の距離を保有すること
六、マグネシューム其の他の閃光器は絶對に使用せざること
七、撮影從事者は撮影後御目障りと爲らず退去することを得る場所なるときは速に退去すること
八、撮影從事者は御身邊に接近する等苟も不敬に亙るが如き行爲は絶對に之を爲さざること

御立寄所に於ける經營者、管理者、學校長等は、この無上の光榮を永久に記念すべく行幸主務官の承認を得て何れも謹寫せり。尙本縣、靜岡市及濱松市等に於ては左記撮影從事者をして謹寫せしめたり。

行幸關係自治體寫眞撮影從事者

自治體名	氏名	住所
靜岡縣（活動）	高橋銀三郎	東京府下
同	岩岡巽	東京市
同　同	岩岡千里	同
同　同	中塚清	同
靜岡縣（活動）	福井德夫	東京市
同　同	丸子幸一郎	同
同　同	金井正人	同
同　同	百瀨信三郎	同
同　同	永田義夫	同
同　同	松村保次郎	東京府下
同　同	男澤肇	同
同　同	土井利孝	同

靜岡縣(活動)	片岡勝美	東京府下	
同　同	佐藤伸	東京市	
同　(普通)	德田德太郎	靜岡市	
同　同	高畠一雄	同	
同　同	山角峻	同	
同　同	加藤周藏	同	
同　同	山端祥玉	東京市	
同　同	渡邊淳	同	
靜岡縣(普通)	大村成雄	東京市	
靜岡市　同	柴田量平	靜岡市	
同　同	渡邊祐藏	同	
同　同	前田晴夫	同	
濱松市　同	伊達善次郎	濱松市	
同　同	磯村庄太郎	同	
同　同	池谷啓治	同	

第六節　御肖像、菊御紋章類似品、皇室に關する文字濫用等の取締

御肖像、菊御紋章類似品及皇室に關する文字濫用等の取締に關しては、四月二十六日警衛部長より各警察署長に對し左の如き訓達を爲し以て之が取締上遺漏なきを期したり。

行通第三三號
昭和五年四月二十六日

警衛部長

各警察署長宛

御肖像、菊御紋章、皇室ニ關スル文字等ノ濫用取締ニ關スル件

天皇陛下ニハ五月下旬本縣下ニ行幸被爲在御模樣ニ就テハ此ノ際御肖像ヲ出版スルモノ或ハ記念品其ノ他ノ物件ニ菊御紋章及其ノ類似ノ圖形ヲ描出スルモノアルヘク又皇室ニ關スル文字ヲ濫用スルモノ無キヲ保シ難ク認メラル、ニ付大要左記ニ依リ周到適切ナル取締ヲ勵行シテ萬遺漏ナキヲ期セラルヘシ

記

一、御肖像取扱ニ就テ

御肖像取扱ニ關シテハ明治三十一年十二月二十八日內務大臣訓告ニ依リ御肖像ハ粗造ニ流レス且不敬ニ渉ルヘキ場所ニ揭ケ又ハ陳列シ或ハ露天ニ於テ發賣頒布スヘカラサルコト、相成居ルヲ以テ此ノ際繪畫寫眞等ノ御肖像ヲ製造若ハ販賣セムトスルモノニ對シテハ右趣旨ヲ了知セシメ之カ取締ニ不都合ナカラシムルコト

二、菊御紋章濫用竝類似品取締ニ就テ

菊紋章濫用竝其類似品取締ニ關シテハ圖案業廣告看板業裝飾具製造業印刷業漆器商菓子商其他多ク之ヲ濫用又ハ使用スル虞アルモノニ對シ之カ濫用又ハ類似品禁止ノ趣旨ヲ了知セシムルト共ニ既製ノ物品ニ對シテハ昭和四年十一月三十日高第一三、四三〇號通牒ニ準據措置スルコト

三、皇室ニ關スル文字濫用取締ニ就テ

各種ノ商品又ハ觀覽物等ニ賜天覽賜御買上ノ榮又ハ宮內省御用達等ノ文字ヲ濫用スルモノニ對シテハ此ノ際周密ナル取締ヲ勵行シ濫用ニ對シテハ撤去又ハ抹消セシムル等相當ノ措置ヲ講スルコト

第三章　警衛實施

第一節　寫眞撮影現場の取締

第一項　係員及其の配置

寫眞撮影指定場所に於ける現場取締に關しては、高等課員主として之れに任じ巡査教習所及各警察署勤務の警察官中經驗者を選抜補充し、左記(第一號)行幸寫眞撮影指定場所に於ける係員配置表に依り、期日前各係員に其の擔當場所の實地踏査を爲さしめたる後勤務に服せしめたり。

尙寫眞撮影取締に關しては左記(第二號)の通り關係警察署長に訓達して取締の適切と齊一とを期し、寫眞撮影指定場所以外に於て謹寫せむとする者は一般奉拜者としての取扱を受くるは勿論本縣訓令行幸啓警衛心得(第九章寫眞撮影取締參照)に準據し警衛配置警察官に於て之が取締を勵行せり。

寫眞撮影係員

所屬課署名	勤務別	官職	氏名
高等課		警部	田代榮藏
工場課		同	藤田春馬
高等課		警部補	鈴木藤次郎
高等課	高等刑事	巡査部長	臼井龍太郎
高等課	內勤	巡査部長	村越彰
高等課	高等刑事	巡査部長	金原甚作
高等課	內勤	巡査	鈴木末男
高等課	同	巡査	村山政利
教習所	助教	巡査部長	鈴木銀藏
藤枝署	高等刑事	巡査部長	飯塚定次郎
濱松署	派出所	巡査部長	山崎平吉
堀之內署	外勤	巡査部長	仲安弘
大宮署	司法刑事	巡査部長	森下文一
沼津署	特務	巡査	藤浪仁五
清水署	司法刑事	巡査	高田垣
靜岡署	司法刑事	巡査	鈴村篤太郎
靜岡署	同	巡査	籔崎壽作

尤も田代警部藤田警部鈴木警部補等は何れも一般警衛要員尠きを以て寫眞撮影現場取締の一般監督を爲すと共に警衛先竄後驅或は顯官の警衛に任じたり。

(別記第一號)　行幸寫眞撮影指定場所に於ける係員配置表

五月二十八日

場所	發着時									
靜岡驛構內廣場	後 二、二五	飯塚、藤浪								
靜岡御用邸正門前	後 二、二五	中安、鈴木	同 二、三五	後 三、〇〇	〃	後 三、四〇	同 四、〇〇	同		
靜岡縣廳入口西側道路	同 二、三五	鈴銀	同 三、三五	後 三、四〇	同 四、三〇	後 三、四五	同 四、〇五	同		
同 正門內東側	同	籔崎、山崎								
靜岡地方裁判所入口東側道路		森下、村山								
靜岡師範學校竪庭縣民奉拜所		臼井、鈴村 高田								
記者係	金原、村越									

五月二十九日

場所	發着時									
步兵三十四聯隊營門入口東側道路	前 九、〇五 九、三五	籔崎、鈴銀	同 前 九、四五 一〇、一五	同 前 一〇、五五 一一、〇五	後 一、三〇	同 後 一、四〇 二、二五	後 三、三五	後 三、四五 四、〇五	同	

靜岡中學校野球場		飯塚、鈴末								
淺間神社假宮前			中安、村山							
靜清國道日ノ出町通				山崎、森下						
安東練兵場御親閲場					臼井、鈴村、高田					
江尻驛構內廣場						籔崎、鈴銀				
清水築港消防組御親閲場							臼井、鈴村、高田、藤浪			
清水築港御野立所								飯塚、鈴末		
記者係	金原、村越									

五月三十日

場所／發着時	前九、一五	前九、二五	前九、五〇 同一〇、一五	前一〇、五〇 同一〇、五五	前一一、〇五 同一一、三五	前一一、四五 後一二、四五	後一、四五 同二、一五	後三、〇〇 同三、二五	後三、四五	後四、一〇
靜岡御用邸正門前	中安									
靜岡驛構內廣場		山崎								
燒津海岸			飯塚、鈴末							
大井川河原				籔崎、森下						
國立茶業試驗場工場附近					金原、藤浪					
縣立茶業試驗場茶園						鈴銀、村山				
大日本報德社門內							中安			
中泉農學校神饌田								飯塚、鈴末		
濱松驛構內廣場									村山、鈴村	
飛行第七聯隊營門前										山崎、高田
記者係	村越、臼井									

五月三十一日

場所／發着時	前九、三五 同一〇、〇五	後三、一〇 同三、五五								
濱松高工校庭縣民奉拜所	籔崎、山崎、森下、藤浪									
高射砲練兵場御親閲場		臼井、高田、鈴村								
記者係	金原、鈴木、村山、鈴銀、飯塚、中安、村越									

六月一日

場所／發着時	前九、〇〇	前九、〇五	前九、一五 同九、二五	前一〇、〇〇	前一一、〇〇 同一一、〇五	前一一、三〇 同一一、四〇	後一二、一五 同一、一〇	後一、三五	後四、〇〇	後四、一五 同四、三〇	後四、四〇 同五、〇五	後五、一〇 同五、二五
辨天島驛前通	村越、村山											
辨天島棧橋附近		鈴銀										
服部中村養鼈所			山崎									
鷲津御乘船場				森下、藤浪								
佐久米御上陸場					中安、鈴末							
井伊谷宮一ノ鳥居前						飯塚						
飛行第七聯隊營門前							臼井					

場所											
濱松驛構內廣場								鈴村			
沼津驛構內廣場									籔崎、高田		
沼津御用邸正門前										金原、村山	
沼津第四小學校縣民奉拜所											鈴銀、村越
沼津繭市場構內											籔崎、高田

六月二日

場所／發着時	前七、五五 同八、〇〇	同	前八、四〇 同八、四五	後三、四五 同一、四五					
御用邸裏（或ハ江ノ浦）御乘船場	籔崎、中安、鈴末								
江ノ浦		飯塚、村山							
重須御上陸場			鈴銀、藤浪						
天城山				村越、金原、山崎、森下					
記者係	臼井、高田、鈴村								

六月三日

場所／發着時	前九、三〇	前一〇、〇〇	前一〇、一五 同一〇、二五	前一〇、三五 同一〇、四五	前一〇、五〇 同一一、一五	前一一、二〇 同一一、五〇	正午			
沼津御用邸裏岳陽少年團御親閱場	臼井、鈴村、高田									
沼津御用邸正門前		鈴銀								
沼津驛構內廣場			飯塚							
三島神社寶物殿前				中安、鈴末						
三島高等女學校運動場					山崎、村山					
野戰重砲兵聯隊營門前道路						籔崎、森下				
三島驛構內廣場							金原、藤浪			
記者係	村越									

寫眞撮影係員ノ腕章

寫　眞　係

巾一寸九分

長サ一尺四寸四分

係員ノ佩用セル徽章

（別記第二號）

行通第三四八號

昭和五年五月二十三日

警衛部長

關係各警察署長宛

行幸寫眞撮影指定場所ニ關スル件

天皇陛下　今回縣下行幸ニ際シ新聞社其他ノ寫眞撮影場所別紙ノ通リ指定シタルニ付奉拜者ノ位置配置ニ際シテモ相當御考慮相成度撮影當日ハ專任取締警察官吏ヲ派遣致スヘキモ其署附近ノ配置員ニ於テモ相當注意スル樣取計ハレ度シ

追テ右指定場所以外ノ沿道ニ於テ撮影スルモノハ沿道配置員ニ於テ取締ヲ爲スヘキモノニ付爲念申添フ

第二項　係員の宿所

寫眞撮影指定場所に於ける寫眞撮影係員間に於ける連絡保持に努むる爲係員の宿所を左記の通り指定せり。

寫眞撮影係員宿所一覽表

月日	宿所	氏名
五月二十六日	靜岡市清濤館	飯塚、中安、山崎
同日	自宅	森下、高田、藤浪
		田代、藤田、鈴木
		鈴木(銀)臼井、
		村越、金原、簱崎
		鈴木(末)、村山、
		鈴村
五月二十七日	靜岡市清濤館	飯塚、中安、山崎
		森下、高田、藤浪
同日	自宅	田代、藤田、鈴木
		鈴木(銀)臼井、
		村越、金原、簱崎
		鈴木(末)、村山、
		鈴村
五月二十八日	靜岡市清濤館	飯塚、中安、山崎
		森下、高田、藤浪
同日	自宅	田代、藤田、鈴木
		鈴木(銀)、簱崎、
		鈴木(末)、臼井、
		村山、鈴村、金原
		村越、飯塚、藤浪
		中安、森下、高田
同日	自宅	山崎
五月三十一日	濱松市島屋	村越、鈴木(銀)、
		森下、臼井、村山

		鈴木(末)、臼井、
		村越、金原、簱崎
		鈴木(末)、村山、
		鈴村
五月二十九日	燒津町丸友館	飯塚、鈴木(末)
同日	島田町魚福館	森下、簱崎、眞瀨
同日	金谷町福一樓	鈴木(銀)、村山、
		藤浪、金原
同日	自宅	田代、藤田、鈴木
		村越、臼井、鈴村
同日	靜岡市清濤館	中安、山崎
五月三十日	濱松市島屋	田代、藤田、鈴木
		鈴木(銀)、簱崎、
		鈴木(末)、臼井、
		村山、鈴村、金原
		村越、飯塚、藤浪
		中安、森下、高田
同日	自宅	山崎
五月三十一日	濱松市島屋	村越、鈴木(銀)、
		森下、臼井、村山
		鈴村、藤浪、藤田
五月三十一日	自宅	山崎
同日	氣賀町	飯塚
同日	東濱名村都築伊藤旅館	中安、鈴木(末)、
		眞瀨
同日	沼津市松鶴樓	田代、鈴木、高田
		金原、簱崎
六月一日	同	中安、飯塚、村山
		簱崎、鈴木(末)
同日	内浦村三津	鈴木(銀)、藤浪、
		眞瀨
同日	上狩野村湯ヶ島湯川屋	田代、藤田、鈴木

第二節　所要警戒者の取締

要警戒者の視察取締に關しては細密なる調査を行ひ、其の大部分は保護者に懇諭して自宅保護を爲さしめ、一面所在地消防組員等に之が監視を依頼し、或は靜岡、濱松、沼津等に於ける腦病院に入院せしむる等の方法に依り可成拘束尾行等を多からしめざる方針に出で之が視察取締上遺漏なきを期したり、因に警戒期に於ける要警戒者は別表の通りなり。

同	日	沼津市松鶴樓
六月二日	同	
同	日	三島町六反田狩野屋

御警衛上要警戒者調査表

通信係

昭和五年五月二日調

種別＼署名	普通要視察人 第一種 總人員	第一種 拘束	第一種 尾行	第一種 入院	第一種 所在不明	第一種 他行中	第二種 總人員	第二種 拘束	第二種 尾行	第二種 入院	第二種 所在不明	第二種 他行中	第三種 總人員	第三種 拘束	第三種 尾行	第三種 入院	第三種 所在不明	第三種 他行中
下田	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	四	―	―	―	―	一
松崎	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―
三島	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―	一	―	―	―
熱海	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―
伊東	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	―	―	―	―
大仁	―	―	―	―	―	―	一	―	一	―	―	―	二	―	―	―	一	―
御殿場	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	二	―	二	―	―
沼津	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	一	―	三	―	三	―	―	―
吉原	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―
大宮	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	―	―	―	一
清水	一	―	一	―	―	―	―	―	―	―	―	―	六	―	六	―	―	―
静岡	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	五	一	一	―	―	―
藤枝	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―	二	―	一	―
島田	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―
川崎	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	一
金谷	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
掛川	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―	一	―	―	―
堀之内	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	一
森町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
水窪	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
見付	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―	一	―	―	―
二俣	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	一	―	―	―
濱松	二	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	―	三	―	二	一	―	―
新居	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
氣賀	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	三	―	一	―	一	―	三	―	一	―	一	一	四八	三	一六	三	二	四

署名	精神病 監置 總人員	監置 拘束	監置 尾行	監置 入院	監置 所在不明	監置 他行中	非監置 總人員	非監置 拘束	非監置 尾行	非監置 入院	非監置 所在不明	非監置 他行中	白 總人員	白 拘束	白 尾行	白 入院
下田	一〇	―	―	―	―	―	三五	―	―	―	―	―	三一	―	―	―
松崎	五	―	―	―	―	―	三一	―	―	―	―	―	二一	―	―	―
三島	一二	―	―	―	―	―	三二	―	二	―	―	一	一四	―	―	―
熱海	―	―	―	―	―	―	二一	―	―	―	一	―	二	―	―	―
伊東	一	―	―	―	―	―	三一	一	―	―	―	―	八	―	―	―
大仁	一	―	―	―	―	―	二九	―	―	二	―	―	一三	―	―	―
御殿場	一	―	―	―	―	―	四六	―	―	二	―	五	一九	―	―	―
沼津	一〇	―	―	―	―	―	八九	二	五	一	四	―	三五	―	―	―
吉原	一〇	―	―	―	―	―	五三	―	―	二	三	―	三〇	―	―	―
大宮	五	―	―	―	―	―	六一	―	―	―	二	三	一七	―	―	―
清水	一三	―	―	―	―	―	一三〇	―	一	三	三	九	四九	―	―	―
静岡	七	―	―	―	―	―	一六四	―	―	二	六	一	四六	―	―	―
藤枝	一四	―	―	―	―	―	一〇九	―	―	―	一	―	三〇	―	―	―
島田	九	―	―	―	―	―	三四	―	―	―	―	二	五	―	―	―
川崎	一三	―	―	―	―	―	七六	―	―	一	三	四	二	―	―	―
金谷	三	―	―	―	―	―	四〇	一	一	一	―	五	八	一	―	―
掛川	八	―	―	―	―	―	七五	―	一	二	―	六	三二	二	―	―
堀之内	三	―	―	―	―	―	五四	二	―	三	二	―	一六	―	―	―
森町	四	―	―	一	―	―	五一	―	―	―	一	―	一八	―	―	一
水窪	三	―	―	―	―	―	二	―	―	―	―	―	九	―	―	―
見付	六	―	―	―	―	―	九〇	一	―	三	二	―	四五	―	―	―
二俣	三	―	―	―	―	―	二四	―	―	―	一	二	二〇	―	―	―
濱松	一六	―	―	―	―	―	一七八	―	三	二三	四	九	六〇	―	―	―
新居	四	―	―	―	―	―	二七	―	―	一	一	―	一二	―	―	―
氣賀	五	―	―	―	―	―	四六	―	―	七	一	四	三五	―	―	―
計	一六五	―	―	一	―	―	一、六〇九	七	一三	五三	三四	五二	五七六	三	―	一

者 痴 所在不明	者 痴 他行中	者 瘋癲類 總人員	者 瘋癲類 拘束	者 瘋癲類 尾行	者 瘋癲類 入院	者 瘋癲類 所在不明	者 瘋癲類 他行中	其他御警衛上要注意者 總人員	其他御警衛上要注意者 拘束	其他御警衛上要注意者 尾行	其他御警衛上要注意者 入院	其他御警衛上要注意者 所在不明	其他御警衛上要注意者 他行中	合計 總人員	合計 拘束	合計 尾行	合計 入院	合計 所在不明	合計 他行中
—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七三	—	—	—	—	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九	—	—	—	—	—
—	—	二	—	—	—	—	—	二	二	—	—	—	—	六四	二	三	—	—	一
—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一五	—	—	—	一	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三	—	—	—	—	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四六	—	一	二	—	一
一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六九	二	—	四	一	五
三	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四〇	二	八	一	八	—
—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九六	—	—	二	三	一
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八五	—	—	—	二	五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八九	—	八	—	三	九
一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	三三	一	一	二	七	一
—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	一五六	—	二	—	二	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四九	—	—	—	—	二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇一	—	—	一	三	五
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五一	二	一	一	—	五
一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二八	二	二	二	一	六
—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七七	二	—	三	二	一
—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七三	—	—	—	一	一
—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	—	—	—	—	—
—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四五	一	一	三	二	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六八	—	一	—	一	二
—	—	四	—	—	—	—	一	一	—	二	—	—	—	二六四	—	七	二四	五	一〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五三	—	—	一	一	—
—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	一	—	—	—	九八	—	一	七	一	四
六	二	二〇	—	—	—	—	一	一八	二	三	—	—	—	二、四〇一	一五	三六	五八	四四	六二

第三節　御肖像、菊御紋章類似品の取締

御肖像の取扱及菊御紋章類似品等の取締に關しては、前章に述べたるが如く各警察署長に訓達して之が取締の徹底を期したるがその實施に當り特に注意訓戒を與へたるものは左記の通りなり。

御肖像の取扱、菊御紋章類似品取締表

署名	取締月日	取締の内容	取締件數	取締場所
下田	—	—	—	—
松崎	—	—	—	—
三島	六月五日 同六日	御肖像の取扱	注意　三	三島町
熱海	—	—	—	—
大仁	五月二十日	菊御紋章類似品	注意　一	田中村
伊東	—	—	—	—
沼津	六月四日	御肖像の取扱	注意　一	沼津市
御殿場	—	—	—	—
吉原	—	—	—	—
大宮	—	—	—	—
清水	五月七日 同二十三日 同二十七日 六月二日	菊御紋章類似品 御肖像の頒布	訓戒　二 注意　二	清水市
静岡	四月二十六日 五月二十五日 同二十九日	御肖像の取扱	注意　三	静岡市
藤枝	五月十五日 同二十九日 同三十日	御肖像の取扱	訓戒　一 注意　三	藤枝町 燒津町
島田	—	—	—	—
川崎	—	—	—	—
金谷	六月九日	御肖像の取扱	注意　一	金谷町
掛川	六月五日 同七日	御肖像の取扱	注意　四	掛川町
堀ノ内	—	—	—	—
森町	五月十五日	菊御紋章類似品	注意　一	山梨町

水窪 ― ― ― ―
見付 ― ― ― ―
二俣 六月五日 御肖像の取扱 注意 二俣町
同十八日 御肖像の取扱 訓戒 三 濱松市

第四節　皇室に關する文字濫用取締

御還幸後、天覽を賜はりたる各種工藝品及農產物等に對し、賜天覽等の皇室に關する文字を使用せむとするもの續出し、之が取締に關しては前述の通り各警察署長に訓達して、關係取締例規に依り取締を勵行せるが本件の取扱に關し幾多の疑問を生ずるに至りたるを以て左記の通り內務省に稟伺の上取締の徹底を期したり。

濱松 六月四日 御肖像の取扱 三 濱松市
同 同五日 皇室に關する文字濫用 訓戒
新居 ― ― ― ―
氣賀 ― ― ― ―

高第六〇〇五號
昭和五年六月二十一日
靜岡縣知事　白根竹介
內務省警保局長宛

皇室ニ關スル文字濫用ノ取締ニ關スル件

皇室ニ關スル文字濫用取締ニ關シ左記事項ニ付聊カ疑義有之候條至急何分ノ御回報相煩度此段及照會候也

記

一、縣下行幸ニ際シ
(一)宮內省大膳寮ヨリ田方郡田中村東洋釀造株式會社ニ對シ調味料トシテ日本酒力正宗（一立入）四本ヲ納入スヘク下命アリタルニ對シ該會社ハ本月四日東京日々新聞ニ「御料酒御下命」ナル文字ヲ使用シ販路擴張ノ爲ニスル廣告ヲ爲シタルカ右ハ穩當ナラスト解シ可然哉
(二)靜岡市商品陳列所ニ於テ多數ノ各種生產品ヲ陳列天覽ニ供シタルカ當時同所ニ陳列セル全部ノ物品ハ何レモ「賜天覽」ノ文字ヲ用ヒ販路擴張ノ爲ニスル新聞廣告等ニ揭載シ差支ヘナキヤ
(三)田方郡上狩野村所在淨蓮瀧ニ行幸被爲在タルニ對シ同地ノ商人ニ於テ同所ノ繪葉書ニ「天覽」ナル文字ヲ用ヒタル「スタムプ」ヲ押捺販賣スルハ差支ナキヤ

二、御用、御料、賜天覽、賜御買上の榮、傳献御嘉納、賜御使用の榮等ノ文字ヲ新聞廣告等ニ用フル場合ハ該當事實アレハ差支ヘナキヤ又前記文字ヲ使用スルニハ其ノ時場所事由等ヲ必ス明記セシムヘキモノナルヤ

警保局警發乙第七五〇號
昭和五年六月二十七日
內務省警保局長
靜岡縣知事宛

皇室ニ關スル文字濫用取締ニ關スル件

本月二十一日高第六、〇〇五號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件左ノ通リ御了知相成度候

記

一、大膳寮ヨリ注文ヲ受ケタルノ故ヲ以テ直ニ「御料酒御下命」ノ文字ヲ使用スルハ穩當ナラス
二、天覽、御買上献上御嘉納カ事實ナル場合ニ於テ之ヲ其年月日場所場合及事由ヲ明記シ其事實ヲ記述スルハ支障ナキモ單ニ「賜天覽、賜御買上之榮」等ノ文字ヲ使用スルモノニ付テハ相當取締ヲ要ス
三、淨蓮瀧繪葉書ニ「天覽」ナル文字ヲ使用セル「スタムプ」ヲ押捺スルハ取締ヲ要ス

第五節　行幸關係寫眞の檢分

行幸に際し、御尊影を謹寫せる寫眞にして、謹寫時に於ける光線其の他の關係等に依り　御英姿の鮮明を缺くが如きことあるは實に恐懼に堪へざる所なるを以て御立寄所主、學校長、市町村長等に照會し通信係に於て夫々檢分を爲し以て趣旨に背かざることに努めたり。

第六節　將來參考となるべき事項

一、寫眞撮影指定位置の選定
寫眞撮影指定位置の選定は最も苦心とするところにして撮影場所に於ける

(一)光線との關係　(二)普通寫眞と活動寫眞との關係
(三)御通路との關係　(四)車輛置場との關係
(五)奉拜者との關係　(六)背景との關係
(七)撮影從事者の退出路との關係　(八)一日間に於ける撮影度數との關係

等を考慮せざるべからず、その中最も困難を感ずるは光線との關係及車輛置場との關係ならむ。故に光線との關係については必ず御發、御着、御通過等の御豫定時刻に準じて豫行を爲さしむることを適當とすべく尙車輛置場との關係についても當該係員と周到なる交涉の上決定し置くの必要あり。その他の關係一切に對しても期日前當該係員と克く打合せの上遺憾なきを期するの要あり。今次の行幸に際しては之が位置の選定に關し大體好評を得たるも本件は通信係として意想外に苦心せるところなり。尙撮影位置の選定に際し關係技術者をして立會せしむるも一方法ならむも極て至難なるを以て、寧ろ各關係係員と充分なる連絡を計ること肝要なり。

二、寫眞撮影係員の人選

行幸、期間一週日に涉り且各地に御巡幸被爲在場合に於て、寫眞撮影從事者に對する取締は最初より一定員數を以て寫眞班を組織し、期日前充分なる訓練を行ひ從事せしむるに於ては其の成績極めて良好にして、從來、地理を知悉し居る等の關係を考慮し、時に所屬警察署員をして交互に之が取締に從事せしめたることあるも今回の事例に徵するに、前示方法に依るときは取締員と撮影從事者との關係に於て常に取締上の圓滑を期し、極て少數の係員をして取締の完璧を期することを得たり。

三、非監置精神病者に對する取締

非監置精神病者の視察取締に關し、その狂暴性を有し諸所を徘徊するが如き病者に對しては、所轄警察署長に於て監護義務者並最寄腦病院に直接交涉し、極て低廉なる入院料にて警戒期間中入院せしめ、又他人に危害を加ふる等の虞なき病者に對しては、監護義務者に注意せしむると共に所在地消防組員等に之が看視を依賴せるに、其の成績極て良好にして且之が取締に要する警察官要員を激減せしむるの利あるのみならず保護者に於ても拘束處分及尾行等に比し寧ろ此の種の措置を希望し居るもの多し。

第四編　保安警察

第一章　概說

御巡幸に關する準備は多方面に亙りて極めて複雜なりと雖就中保安警察に關する施設取締にして其宜しきを得ず爲に御巡幸時に於て不測の事故を惹起するが如き事あらんか誠に一大不祥事にして恐懼に堪へざる所なりとす。故に之が計畫に付ては執務方針事務の按配等に意を用ふる外關係府縣竝に縣下各警察署及關係各種團體事業者等と連絡協調を執り或ひは方針を示して之が實行を督勵し更に又消防交通等の關係に至りては特に遵守すべき事項を縣民一般に示して注意心を喚起せしむると共に訓練に意を用ひ公安の保持に力を致さしむる等官民相共に努力するにあらざれば萬全を期し難きは言を俟たず而して保安に關する大半の施設取締は最も早期に計畫を樹て直ちに實行に着手し御巡幸時には全く遺漏なき狀態にあらしむることを必要とするを以て之等の點に意を濺き一面事相に鑑み適切なる方途を考究せざるべからず。故に事務分掌も卽時に車輛班、銃砲火藥類其他危險物取締班、瓦斯電氣取締班、消防班、公安班、交通班、工場班、及庶務班に分ち此の新陣容により係員は警衞警備の任務に服する無上の光榮に感激して所定の計畫に基き誠心誠意を以て重大事に當れり因に當時の保安係事務分掌を左に記す。

保安係事務分擔

係長　保安課長　小澤正理

副係長　工場課長　上山顯

一、庶務班

記錄及文書ノ整理、各班及各係ノ連絡、其ノ他他班ニ屬セサル事項

ル事項

主任　屬兼警部　八田健次
巡査　伊藤壽雄
雇　加藤郁夫

二、鹵簿列外ノ車輛整理班

主任　警部　山内篤郎
警部補　梶文芳
同　渥美賢三
製圖技手　大和田千代治
製圖同　山越五郎
同　市川鐵治平
同　大石要一
同　田口信一
警察技師　今野義司
巡査部長　八木長一
同　石崎廣次
同　大塚喜作
同　井坂兵藏
巡査　佐野藤吉
同　堀田武一

三、銃砲火藥類其ノ他取締班

主任　技手兼警部　長谷川清吉
技手　森志郎
巡査部長　石黒泰讓
巡査　鎌田金藏

四、瓦斯電氣取締班

主任　技師　坂本信憲
技手　鈴木義枝
巡査　鎌田金藏

五、消防班

主任　警部補　大石覺
巡査部長　望月靖彦
書記　山口惣作

六、公安班

奉祝催物、建築物、其ノ他公安風俗

主任　警部補　梶文芳
巡査部長　井坂兵藏
同　沖本虎吉
兼務　高橋文雄
林榮吉

七、交通班

交通取締、航空取締

主任　警部補　渥美賢三
巡査部長　大塚喜作
巡査　堀田武一
技手　林榮吉
同　高橋文雄

八、工場班

御視察工場ノ特別臨檢取締及沿道沿線ノ有害危險工場ノ臨檢取締、沿道沿線ノ汽罐取締

主任　工場課長　上山顯
警察技師　今野義司
技手　荏原淳平
同　川野俊三郎
同　田口信一
同　齋藤久吉
巡査部長　沖本虎吉

第二章　鹵簿並列外車輛の整理

第一節　準備計畫

今回の行幸に際しては、縣下各地に御駐輦御巡幸あらせられ而も御道筋に當る道路並に御發着箇所等も別に改めて工事施設を爲すことなく、ありのまゝを御使用せられたるを以て勢ひ狹隘なる箇所多く自動車の操車上は勿論之が準備實施に相當苦心を要したり。

然共係員の周到なる準備計畫により行幸七日間に亙り一糸亂れず鹵簿嚴然として何等の過誤なく整理の大任を果すことを得たり。

猶行幸事務分掌中鹵簿並に列外車輛整理の事は當初警務係に配屬せられ居りたるも其の後に變更せられ保安係の主管となれり。

なりたり。他の多くの行幸警察事務は增員、助勤等により倍加せられたるも車輛整理に關しては現在人員を以て終始したるを以て之が準備計畫に際し一、時日の比較的切迫せること。二、係員の尠かりしこと。三、經費を節減せられたること等の點にてより可なりの難事を來せり。

車輛班の編成

車輛班の事務は御巡幸の御決定する迄は、準備として爲すべき事殆んどなく左記係員の編成ありたるも概して他の班の事務を助勤せるに過ぎず只管御巡幸先の御確立を待ち奉れり。

警部　警部補　巡査部長　巡査　技手　計
一　一　二　三　三　一〇

車輛班員の心得

車輛班員の事務は頗る重大なれば其の職責を完全に遂行する爲班員の心得を左の通り制定し以て完璧を期したり。

車輛班員心得

第一條　車輛班員ハ言動ヲ愼ミ接スルニ懇切叮嚀ヲ旨トシ殊ニ運轉手ヲシテ誠實勞務ニ服セシムル樣心掛ケ苟モ反感等起サシムルカ如キ事ナキ樣深甚ノ注意ヲ拂フベシ

第二條　車輛標識ハ左ノ類別ニ依ル

一、宮內省用ハ　「宮」
二、縣廳用ハ　「縣」

第三條　鹵簿列外車輛整理係ノ職責左ノ如シ

一、列外自動車ニハ特ニ指示番號ヲ定メ本番號ニ依リ整理配給上ノ統一ヲナスベシ
二、御發着地點ニツキ豫メ完全ナル實査ヲ遂ケ車輛序列ノ位置ヲ定メ置クヘシ
三、行幸當日ハ最モ周匝ナル注意ヲ用ヒ御發着ニ際シ些ノ支障ナキ樣萬全ヲ期スヘシ
四、整理後ハ其ノ附近適宜ノ位置ニツキ雜踏ノ整理ニ當ルヘシ

第四條　車輛運轉手監督係ノ職責左ノ如シ

一、車輛運轉手ノ雇ヒ上ゲニ關シテハ用度係ト連絡ヲ採リ最モ綿密ナル調査ヲナシ（車體ノ良否、外觀運轉手ノ素行來歷）毫末ノ遺漏ナキヲ期スヘシ
二、行幸前日運轉手ニ對シ行幸御發着ノ時刻場所御通路發着場所ニ於ケル位置ニ付確實ニ周知セシメ置クベシ
三、御發車一時間前ニ車輛ハ所定ノ位置ニ遲滯ナク集合セシムヘシ
四、御用邸行在所停車場御發車前ハ每日必ス技術係ト協力シ車輛及運轉手ノ點檢ヲナシ運轉手ノ監督ハ終始全責任ヲ以テ之ニ當リ特ニ溫情ヲ忘ルヘカラス
五、御用邸行在所御着後ハ每日車體檢查ヲ爲シ明日ノ行幸ニ支障ナカラシムルト共ニ運轉手ニ對シ宿舍心得ヲ訓示スヘシ
六、車輛並運轉手ノ所在ハ之ヲ明カニシ急遽應招ニ支障ナカラシムヘシ
七、運轉手疾病ニ罹リ又ハ負傷シタルモノハ直ニ救護方法ヲ講シ係長ニ報告スヘシ

第五條　技術係ヲ自動車技術員ト製圖技術員トニ分ツ

一、自動車技術員ハ用度係及車輛運轉手監督係ト連絡ヲ採リ雇ヒ上クヘキ車輛ノ檢查ヲ最モ嚴密ニナスヘシ
二、御用邸行在所停車場御發車二時間前ニ於テ車輛運轉手監督係ト共ニ車體並附屬品ノ點檢ヲ行ヒ絕對ニ故障支障ノ起ラサル樣全責任ヲ以テ之ニ當ルヘシ
三、製圖係技術員ハ整理係員ト共ニ御發着地點ノ實查ヲ遂ケ鹵簿並列外車輛ノ發着地點其ノ他必要ナル製圖ヲ作成スヘシ
四、圖解ハ最モ簡單明瞭ニ一目シテ其ノ位置ヲ知悉シ得ル樣作成スヘキモノトス

第六條　傳令ハ車輛主任ニ隷屬シ各係間ノ連絡ニ必要ナル事項ノ傳令ニ從事スルモノナルモ祕密ヲ嚴守シ極メテ敏速ニ行動スヘシ。

傳令ハ傳令ト書シタル腕章ヲ左腕ニ附シ自轉車ヲ用フヘシ

御發着箇所の實地踏查

車輛の整理は主として御發着箇所のみ之を爲し御道筋は之を省略せり、御巡幸先大體御決定と同時に自動車鹵簿に關係ある箇所に付、其の地積、地勢及障碍物等を測量し各箇所に於ける要圖を作製し鹵簿並に列外車輛の隊形と其の位置の大體を決定せり。

行幸主務官の下檢分

御發着箇所の實地踏査を終了すると間もなく行幸主務官一行の下檢分ありたるを以て其の際要圖と實地とに付宮内省係員と打合せ各箇所に於ける車輛の配置並に轉換場所等の決定を見たり。

自動車配置要圖の印刷配本

各御着發箇所に於ける自動車の配置も決定したるを以て關係者に周知せしむる爲之を整理係員、宮内省内務省關係、雇上運轉手、發着箇所に關係ある警衛大、中隊長、巡幸先の管理責任者等に要圖を添へ印刷配本せり。

豫行演習

行幸前約六日間の日割を以て當日整理の爲め勤務する係員の指揮に基き、車輛及運轉手を召集し、御發着箇所の實際動作を豫め行ひ行幸當日の誘導法、停止位置、距離間隔等練習を爲さしめたり。

豫行演習には經費の點を考慮し運轉手は全部集合せしめたるが車輛は先驅後驅各列外車輛の先頭後尾のみ雇上演習を爲したる處良好なる結果を得たり。

第二節　車輛の雇上及運轉手の監督

車輛の雇上に關しては經費の關係伴ふを以て主として用度係にて之を取扱ひたるも繁忙の際とて連絡協調意の如くならず多々遺憾の點を生じたり。乃ち用度係の雇上方針として

一、可及的各地に雇上の光榮に浴せしむること、

二、なるべく同一型のものを雇上る事、

以上の二點を雇上條件と爲したるが事實之が選擇に付ては少なからざる支障を生じたるのみならず實際に於て車輛の決定に忙殺され運轉手の良否を顧みるの暇もなく、且各地毎に異る車輛を雇上るの止むなきに至りたるを以て運轉手の數も多く從つて之が訓練上徒費を生ずる等の弊害を醸したり。

車輛の雇上と運轉手及車輛整理に付ては双方緊切なる關係あるを以て一係にて一括取扱ふを便とするものなれば敢へて將來の爲參考に供し置く次第なり。

車輛の雇上及檢査

車輛の雇上に際しては用度係の方針に基き車輛臺帳にて適當なるものを前以て選び置き、各地に該車輛に出車を命じ機能の狀況と外觀に付嚴密檢査を爲し合格したる車輛のみ雇上げたり。

尚伊豆の東海、富士屋兩自動車株式會社よりは纏めて多數の車輛を雇上げ得たるを以て實施上好結果を見たり。

車輛の標識

鹵簿並に列外車輛に雇上になりたるもの全部に對し左の標識を定め實施上に便ならしめたり。

一、雇上箇所の區別

車輛の縣に屬するものを縣、宮内省に屬するものを、宮、の字を前面「ウィンドグラス」に添付せしめたり。

二、進行中の順序

第一列外に屬するものは赤色、第二列外に屬するものは白色とし丸型に數字を表はしたり。

三、乘用者の職名掲示

罐形　乘車の際自己の車輛を一瞥して明瞭ならしむる樣別記罐形の厚紙を相當運轉手に持參せしめたり。

内務大臣
警保局長　3寸

運轉手の監督

雇上車輛の運轉手も前述の通り縣下各地より雇上けたるを以て其の數百三十七名の多きに上り之が身元調査訓練に就ても多大の注意を要したり。

一、運轉手の身許調査

運轉手の身許調査は所轄警察署をして左記事項を調査せしめ優良運轉手のみ之を採用せり。

イ、性質素行　ニ、行幸に際し雇上運轉手としての適否
ロ、傳染性疾患の有無　ホ、雇上車輛を日常運轉し居るや
ハ　思想上注意を要するものに非らざるや　ヘ、其の他參考事項

二、運轉手の心得事項

雇上運轉手に對しては別記の如く豫行演習を爲したるも更に行幸當日心得事項に付訓示を爲し萬全を期したり尙左記運轉手心得を作成して雇上運轉手に配付せり。

運轉手心得

一、常ニ車輛班員ノ指ホニ從ヒ誠實勤務ニ服スヘシ
二、職責ノ重大ナルヲ辨ヘ常ニ敬虔ノ念ヲ失セサル樣注意スヘシ
三、車輛班員ヨリ特ニ命セラレタル事柄ハ速カニ遵守シヘス
四、身體服裝ハ淸潔整正ヲ保持スヘシ
五、自動車ニハ制規ノ標識ヲ附スヘシ
六、行幸前日迄ニ御發着ノ時刻、場所、御通路、御發着場所ニ於ケル位置ヲ係員ノ指示ニヨリ確實ニ知悉シ置クヘシ
七、御發車前ハ必ス車輛ニ對シ周密ナル檢査ヲ爲シ些ノ故障ナキ樣注意スヘシ
八、御發車一時間前ニ車輛ハ所定ノ位置ニ遲滯ナク集合シ自動車並所持ノ時計ハ正確ニ東海道驛標準時計ト合セ置クヘシ
九、御立寄所御着ノ場合ハ車輛ヲ所定ノ位置ニ止メ係員ノ指示ニ依リ順次迅速ニ所定御發ノ位置ニ就クヘシ
一〇、御立寄所御着ノ場合ハ車輛ハ常ニ直ニ發車シ得ル樣準備シ置クヘシ
一一、御發着共車輛ヲ所定ノ位置ニ定メタル後ハ車輛ニ近接シテ休憩シ極メテ靜肅ヲ保ツヘシ
一二、御用邸、行在所停車場御着ノ後ハ所定ノ位置ヲ保チ係員ノ指示アルニ非ラサレハ退散スヘカラス
一三、宿舍ハ係員ニ屆出テ常ニ出先ヲ明カニシ急遽應招ニ支障ナキヲ期スヘシ
一四、宿舍ニ於テハ節制ヲ旨トシ衞生ニ注意シ健康保持ニ努ムヘシ
一五、常ニ係員ト密接圓滿ナル聯絡ヲ保持シ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ翌日ノ運轉ニ支障ノ虞アル場合ハ速カニ係員ニ屆出ツヘシ

第三節　實施狀況

車輛整理に關しては既に準備計畫の一切は整備せりと雖も萬一事故を生ずる如きとあらば洵に恐懼に堪へざる所なるが故に係員一同各〻充分の覺悟を以て之が整理の任に當れり。猶ほ鹵簿に接近して爲すべきと多く且瞬間的に敏捷の行動を採らざるべからざる關係上餘りに緊張し畏懼に過ぎて却て本旨を誤ることあるを慮り互に相戒めて最善を竭すに努めたり

整理要綱

整理に付ては各箇所に於て異るも別記配置要圖に基き

一、御料車の位置を標準として隊形を備ふること

二、支障なき限度に距離間隔を縮少せしむること

三、其他配置要圖にのみ拘泥せず臨時の處置をとること、等の諸點に留意せり。

自動車團簿の編成

自動車團簿の編成に就ては宮内省に於て指定せられたるものなるも第一、第二列外車輛數は御發着箇所狹隘の爲め大に制限を加へたり。殊に列々外に追從せんとする市町村長通信新聞記者等の自動車に就ては便宜迂回先着等の方法を取らしめ混雜を防止するに努めたり。

靜岡縣下行幸團簿竝列外自動車配列順序

五月二十八日　自靜岡驛至靜岡御用邸（靜岡市内）

御列	第一列外	第二列外
1 先驅 縣 二、〇〇〇	1 宮内高等官	1 縣 一五、〇〇
2 御料車	2 宮内高等官	2 内務省 六、七四二
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 東海 二、八八六	3 内務省 三、〇〇〇
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 東海 二、九一七	4 靜岡 一一九
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衞戍指令官 師團長 東海 二、九一三	4 靜岡 三、一一〇
6 後 東海 二、九一六	6 内務大臣 警保局長 内務省 四四九	1 備後 靜岡 五八五
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月二十九日　自靜岡御用邸至江尻驛（靜岡市内）

御列	第一列外	第二列外
1 先驅 縣 二、〇〇〇	1 宮内高等官	1 縣 一、五〇〇
2 御料車	2 宮内高等官	2 内務省 六、七四二
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 東海 二、八八六	3 内務省 三、〇〇〇
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 東海 二、五七六	4 靜岡 一一九
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衞戍司令官 憲兵隊長 東海 二、五七九	5 靜岡 三、一一〇
6 後驅 東海 二、九一三	6 内大臣 警保局長 内務省 四四九	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月二十九日　自江尻驛至（清水港）

御列	第一列外	第二列外
1 先驅 東海 二、九一七	1 宮内高等官	1 縣 一、〇〇〇
2 御料車	2 宮内高等官	2 東海 二、九一五
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 東海 二、八八七	3 清水 三、〇六八
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 東海 二、九一五	4 清水 二、八五〇
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衞戍司令官 師團長 東海 二、五八五	5 清水 二、六六六
6 後驅 東海 二、九一三	6 内務大臣 警保局長 内務省 二、九六五	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月二十九日　自靜岡驛至靜岡御用邸

御列	第一列外	第二列外
1 縣 二、〇〇〇	1 宮内 高等官	1 縣 一、五〇〇
2 御料車	2 宮内 高等官	2 内務省 六、七四二
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 東海 二、八八六	3 内務省 三、〇〇〇
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵隊長 東海 一、五七六	4 靜岡 一一九
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衛戍司令官 師團長 東海 一、五七九	5 靜岡 三、一一〇
6 後 東海 一、九一六	6 内務大臣 警保局長 内務省 四四九	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月三十日　自靜岡御用邸至靜岡驛

御列	第一列外	第二列外
1 縣 七〇〇	1 宮内 高等官	1 靜岡 一一九
2 御料車	2 宮内 高等官	2 靜岡 三、一一〇
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 靜岡 一、八五五	3 靜岡 三、一一一
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 靜岡 五八五	4 靜岡 三、一一五
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衛戍司令官 師團長 縣 三、〇〇〇	5 靜岡 二、六二六
6 後 縣 九〇〇	6 内務大臣 警保局長 内務省 六、七四二	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月三十日　自燒津驛至島田驛（燒津海岸）

御列	第一列外	第二列外
1 縣 東海 二、九一七	1 宮内 高等官	1 青島 二、九七〇
2 御料車	2 宮内 高等官	2 燒津 一、〇〇一
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 内務省 三、〇〇〇	3 燒津 一、七八〇
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 東海 一、五七六	4 靜岡 二、五五二
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衛戍司令官 師團長 東海 一、五七九	5 靜岡 二、五五三
6 後 東海 一、九一三	6 内務大臣 警保局長 内務省 一、九六五	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月三十日　自島田驛至牧ノ原

御列	第一列外	第二列外
1 縣 二、〇〇〇	1 宮内 高等官	1 東海 二、九一五
2 御料車	2 宮内 高等官	2 島田 三、〇八八
3 侍從武官 侍醫	3 地方長官 警察部長 東海 二、八八七	3 清水 三、〇六八
4 内大臣 侍從武官長	4 憲兵司令官 憲兵隊長 東海 二、九一五	4 清水 二、八五〇
5 宮内大臣 宮内書記官	5 衛戍司令官 師團長 東海 一、五八五	5 清水 二、六六六
6 後 東海 一、九一六	6 内務大臣 警保局長 縣 一、五〇〇	
	7 供奉 宮内官	
	8 供奉 宮内官	

五月三十日　自掛川驛　至中泉驛

	御列	第一列外	第二列外
1	先驅 縣 五〇〇	宮內 高等官	縣 一、〇〇〇
2	御料車	宮內 高等官	中泉 二、一四三
3	侍從 侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八六	川崎 二、二一九
4	內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 富士屋 六六七	濱松 六二四
5	宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 富士屋 三、一三三	相良 六六五
6	後驅 富士屋 三、一三三	內務大臣 警保局長 內務省 四四九	
7		供奉 宮內官	
8		供奉 宮內官	

五月三十日　自濱松驛　至濱松行在所

	御列	第一列外	第二列外
1	先驅 濱松 五三〇	宮內 高等官	濱松 三八八
2	御料車	宮內 高等官	濱松 三、一〇二
3	侍從 侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 靜岡 一、五九〇	濱松 三、〇五六
4	內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 濱松 一、八〇八	濱松 二、九六〇
5	宮內大臣 宮內書記官	衛戍指令官 師團長 濱松 三、一〇四	濱松 二、七五二
6	後驅 濱松 六三〇	內務大臣 警保局長 濱松 二、三〇〇	1 備豫 濱松 一、七七五
7		供奉 宮內官	
8		供奉 宮內官	

五年三十一日　自濱松行在所　至濱松行在所（濱松市內）

	御列	第一例外	第二列外
1	先驅 縣 五〇〇	宮內 高等官	縣 一、〇〇〇
2	御料車	宮內 高等官	濱松 二、三〇〇
3	侍從 侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八六	濱松 二、七八二
4	內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 富士屋 六六七	濱松 六二四
5	宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 富士屋 三、一三二	濱松 一、七七五
6	後驅 富士屋 三、一三三	內務大臣 警保局長 內務省 四四九	1 備豫 靜岡 一、五九〇
7		供奉 宮內官	
8		供奉 宮內官	

六月一日　自濱松行在所　至濱松驛

	御列	第一列外	第二例外
1	先驅 濱松 五三〇	宮內 高等官	濱松 八八
2	御料車	宮內 高等官	濱松 三、一〇二
3	侍從 侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 靜岡 一、五九〇	濱松 三、〇五六
4	內大官 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 濱松 一、八〇八	濱松 二、九六〇
5	宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 濱松 三、一〇四	濱松 二、七五二
6	後驅 濱松 六三〇	內務大臣 警保局長 濱松 二、三〇〇	
7		供奉 宮內官	
8		供奉 宮內官	

六月一日　自佐久米驛至濱松驛

御列外	第二列外	第一列外	御列
1	1	1	1
先驅 縣 五〇〇	縣 一、〇〇〇	宮內高等官	先驅 縣 二、〇〇〇
2	2	2	2
御料車	濱松 六二四	宮內高等官	御料車
3	3	3	3
侍從武官 侍醫	濱松 一、七七五	地方長官 警察部長 東海 二、八八六	侍從武官 侍醫
4	4	4	4
內大臣 侍從武官長	氣賀 二、六〇五	憲兵司令官 憲兵隊長 富士屋 六六七	內大臣 侍從武官長
5	5	5	5
宮內大臣 宮內書記官	濱松 一、八一〇	衛戍司令官 師團長 富士屋 三、一三二	宮內大臣 宮內書記官
6		6	6
後驅 富士屋 三、一三三		內務大臣 警保局長 內務省 四四九	後驅 富士屋 三、一三三
7		7	
供奉 宮內官		供奉 宮內官	
8		8	
供奉 宮內官		供奉 宮內官	

六月一日　自沼津至濱松御用驛

御列	第一列外	第二列外
1	1	1
先驅 縣 二、〇〇〇	宮內高等官	縣 一、五〇〇
2	2	2
御料車	宮內高等官	富士屋 三、一二七
3	3	3
侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八七	東海 二、九一五
4	4	4
內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 東海 一、九一七	內務省 一、九六五
5	5	5
宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 東海 一、九一三	富士屋 一、四六〇
6	6	
後驅 東海 一、九一六	內務大臣 警保局長 內務省 六、七四二	
	7	
	供奉 宮內官	
	8	
	供奉 宮內官	

六月二日　自沼津至重須（天城）

御列	第一列外	第二列外
1	1	1
先驅 縣 二、〇〇〇	宮內高等官	縣 一、五〇〇
2	2	2
御料車	宮內高等官	富士屋 三、一二七
3	3	3
侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八七	東海 二、九一五
4	4	4
內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 東海 二、九一七	內務省 一、九六五
5	5	5
宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 東海 一、九一三	富士屋 一、四六〇
6	6	
後驅 東海 一、九一六	內務大臣 警保局長 內務省 六、七四二	
	7	
	供奉 宮內官	
	8	
	供奉 宮內官	

六月二日　自江津至沼津御用邸

御列	第一列外	第二列外
1	1	1
先驅 縣 二、〇〇〇	宮內高等官	縣 一、五〇〇
2	2	2
御料車	宮內高等官	富士屋 三、一二七
3	3	3
侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八七	東海 二、九一五
4	4	4
內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 東海 一、五七六	內務省 一、九六五
5	5	5
宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 東海 一、五七九	沼津 二、六四八
6	6	
後驅 富士屋 六六七	內務大臣 警保局長 內務省 四四九	
	7	
	供奉 宮內官	
	8	
	供奉 宮內官	

六月一日　自沼津至御用驛

御列	第一列外	第二列外
1	1	1
先驅 縣 二、〇〇〇	宮內高等官	縣 一、五〇〇
2	2	2
御料車	宮內高等官	富士屋 三、一二七
3	3	3
侍從武官 侍醫	地方長官 警察部長 東海 二、八八七	東海 二、九一五
4	4	4
內大臣 侍從武官長	憲兵司令官 憲兵隊長 東海 一、九一七	內務省 一、九六五
5	5	5
宮內大臣 宮內書記官	衛戍司令官 師團長 東海 一、九一三	沼津 二、六四八
6	6	1 備豫
後驅 東海 一、九一六	內務大臣 警保局長 內務省 六、七四二	沼津 二、六四八
	7	
	供奉 宮內官	
	8	
	供奉 宮內官	

六月三日　自沼津御用邸至沼津驛

御列	1	2	3	4	5	6	7	8
	先驅	御料車	侍從武官	內大臣	宮內書記官	後驅		
	縣	宮內	侍從	侍從武官長	宮內大臣	東海		
	二、〇〇〇	高等官	警察部長	憲兵隊長	師團長	二、九一六	供奉	供奉
第一列外	宮內	宮內	地方長官	憲兵司令官	衛戍司令官	內務大臣	宮內官	宮內官
	高等官	高等官	東海	東海	東海	警保局長		
			二、八八七	二、九一五	一、五八五	內務省		
						六、七四二		

六月三日　自三島驛至三島驛（三島町）

御列	1	2	3	4	5	6	7	8
	先驅	御料車	侍從武官	內大臣	宮內大臣	後驅		
	東海		侍從	侍從武官長	宮內書記官	東海		
	一、九一七					一、九一三		
第一列外	宮內	宮內	地方長官	憲兵司令官	衛戍司令官	內務大臣	供奉	供奉
	高等官	高等官	警察部長	憲兵隊長	師團長	警保局長	宮內官	宮內官
			東海	東海	東海	內務省		
			二、八八六	一、五七六	一、五七九	四四九		
第二列外	縣	富士屋	駿豆	三島	三島			
	一、〇〇〇	三、一三三	二、七五〇	二、七一七	二、八七四			
第二列外	縣	富士屋	東海	內務省	富士屋			
	一、五〇〇	三、一二七	二、九一五	一、九六五	一四六〇			

整理法

整理に就ては着御の場合と御出發の場合と各〻趣きを異にするも一箇所に大體二名宛勤務せり。茲に其の大要を記すべし。

一、着御の場合

鹵簿竝に列外車輛は日日に多少の增減あるも之を大體豫想して事前に配置要圖と實際場所とを對照して各〻指定し適當の箇所に配置すること、せり。例へば一人が第一列外、一人が第二列外を擔當、道の一側に一列に配置停止する場合は進行道路の右側に立ちて(イ)左手を上に擧げ前へ進めの合圖、(ロ)右手を前に出し左側に倚れの合圖、右二つの信號を爲し此の場合距離を縮めしむ。

相當廣き場所に併列配置停止せしめんとする場合は

第一列外前に一人、第二列外前に一人

第一列外（八輛）一から四迄を一列

五番前の合圖を爲し相當間隔を取らせ併列せしむ。

二、御出發の場合

配置要圖に基き整然と配列せしむ、鹵簿竝に列外車輛の進行に支障なき位置に立ち逐次出發せしむ。

三、迂回の場合

御着後其の儘の隊形にて御出發不可能の場合は迂回道路を前以て選定し且交通整理を爲し置き先頭車輛に乘車御誘道申上げて御列の隊形に整へしめり。

監督

保安係長は終始第二列外中に在りて其の都度係員に對し指示を與へ監督を爲せり。
更に係警部をして「サイドカー」付自動自轉車を以て主として各箇所整理員の事前の動作に付監督指示を爲さしめたり。

第三章　銃砲火藥類其の他危險物の取締

第一節　取締の概要

本縣に於ける銃砲火藥類其の他危險物の需用頗る多く就中東に蓮台寺、土肥・持越鑛山あり。西に久原鋼山あり。又産業の勃興に伴ひ發電所起り道路・鐵道の開鑿等盛に火藥類を消費し其の消費所年々數百箇所を算へ之が消費量火藥五千餘貫爆藥二萬數千貫の多きに達し作業に從事するもの數千人に及び又狩獵盛にして獵銃壹萬數千挺、空氣銃五千餘挺其の他拳銃短銃仕込刀劍等數百箇を算へ或は壓縮液化瓦斯を應用して醫療用に工業用に使用する等枚擧に遑あらざるなり。是等は火藥類販賣業者十八名、銃砲販賣業者十二名、火藥類製業造者十七名、銃砲製造業者十八名、壓縮液化瓦斯販賣業者六十餘名縣下に散在し其の需用を充し居れり。

是等物件は其の性能極めて危險にして濫に之を使用するに於ては不測の災害を惹起し易く又不用意の間に不逞輩の手裡に歸し犯罪の具に供せられたる事例尠なからず。故に常に最も周密嚴重なる取締を勵行し以て災害防止に努むるの要あり。

卽之が特別取締計畫を樹立し四月二十一日警察署長に通牒を發し直に着手すると共に更に五月七日警察署長會議に指示し或は濱松靜岡三島憲兵分隊長に現役軍人の拳銃所持者の取締を依賴したり。又各廳府縣長官に照會を發して特に警衛期間中銃砲火藥類其の他危險物の讓渡に關する通報所持者の所在不明者の手配、火藥類壓縮瓦斯運搬を差止むる等各方面に對する措置を講じたり。

又一面關係者に於ても自ら進で其の警戒に當り火藥類貯藏所消費所には約一箇月間に亙り監視人を附し又は請願巡査を置き或は業務を休止し齊しく赤誠を披瀝して未曾有の緊張裡に凡ゆる努力を傾倒し官民一致協力以て警衛に於ける靜謐保

持に努めたり。

第二節　取締計畫

銃砲火藥類其の他危險物特別取締に付ては次の如き要項を作り之を各警察署長に指示せり。

第一　銃砲火藥類其ノ他危險物取締ニ關シテハ其ノ署内ニ主任者ヲ定メ專ラ其ノ取締ノ責ニ任シ常ニ當部ト連絡協調ヲ計リ必要事項ヲ報告スルコト

第二　取締物件ニ關スル諸帳簿ノ整理ヲナシ基本的調査ヲ完成スルト共ニ取締計畫ヲ樹立シ部下警察官ニ周知徹底セシムルコト

第三　取締關係者ヲ招致シ法令ノ普及徹底ヲ期シ取締上ノ趣旨ヲ示達シ相互ノ連絡ヲ密ニシ共鳴ト理解トヲ與ヘ官民一致協力其ノ實績ヲ擧クルコト

第四　對象物ノ取締ハ最モ嚴重ニ最モ周㕔綿密ナル調査ヲ施行スルコト

而シテ之カ調査ニ當リテハ常ニ溫情ヲ以テ人ニ接シ先ツ取締上ノ趣旨ヲ理解セシムルト共ニ警備觀念ヲ自覺セシメ苟クモ惡感情ヲ抱カシムルコトナキハ勿論苛察ニ渉ラサル樣深甚ノ注意ヲ拂フコト

法令違反告發ニ關シテハ御警衛中ハ警衛部長ノ指揮ヲ受クルコトト

一、銃砲火藥類其ノ他危險物特別取締計畫

警衛警備ノ任素ヨリ輕重ナシト雖就中其ノ重キヲナスモノハ銃砲火藥類其ノ他危險物ノ取締ニシテ是カ製造、販賣、貯藏、消費、運搬等ニ付テハ特ニ左記各項ニ留意シ嚴重ナル取締ヲ勵行シ以テ災害防止ニ努メラレタシ

(一)取締期間

取締期間ヲ分チテ左ノ二期トス

第一期　四月二十二日ヨリ五月二十五日迄

第二期　五月二十六日ヨリ御還幸迄

第一期　取締ハ更ニ常時取締ノ外左ノ一齊取締ヲ實施シ各種取締物件ニ付基本的調査ヲ施行スルコト

第一回一齊取締　四月二十二日ヨリ三十日迄

第二回一齊取締　五月十日ヨリ二十日迄

施行狀況ヲ別紙樣式ニ依リ各回毎ニ施行後五日以内ニ報告スルコト

第二期取締ハ行在所附近御通過沿道物件ノ取締ヲ施行スルコト

常時取締ハ取締期間中ニ於ケル各取締對象物ニ就キ其ノ緩急ヲ圖リ各期間内毎ニ取締日程ヲ定メ嚴重ナル取締ヲ勵行スルコト

第一期取締要項

(一)　銃砲製造業者ノ取締

銃砲製造、修繕、改造、數量並讓渡數量ヲ帳簿ニ依リ比較對照シ不正ノ授受、盜取、横領等ノ事故防止ニ努ムルコト

(二)　銃砲火藥類販賣業者ノ取締

銃砲火藥類販賣業者ノ臨檢調查ニ當リテハ取引ノ實況貯藏運搬取扱帳簿等ニ付苟モ形式ニ流レ粗略ニ失スルコトナク一層嚴重ナル取締ヲ勵行スルコト

(イ)火藥庫、倉庫以外ノ場所ニ火藥一貫三百匁、銃用實包、空包千個以上(規則第十八條所定數量)ノ數量ヲ貯藏スルコトナキヤ

(ロ)盜難ノ虞レアル場所ニ陳列スルコトナキヤ

(ハ)密ニ銃砲、火藥類ヲ製造、變造、修理スルコトナキヤ

(ニ)從業員中不良ノ性行ヲ有スルモノナキヤ

(ホ)銃砲火藥類ノ收支ハ正規ノ帳簿ヲ備ヘ收支明カナルヤ

(ヘ)規則第十六、七、八條及第二十一條以外ノ者ニ對シ無許可且不正ニ讓渡セルコトナキヤ

(三)　煙火並玩具用火工品製造業者ノ取締

煙火並玩具用火工品製造業者ニ對シテハ原料用火藥類既成品未成品ノ貯藏、原料用藥品ノ精選、作業上ノ設備等ニ細心ノ注意ヲ促シ不慮ノ爆發、盜難事故防止ニ努ムルコト

(イ)煙火原料藥品ハ充分選擇シテ粗製品ヲ使用セザルコト

(ロ)鹽素酸鹽類及其ノ混合物ノ容器又ハ篩ハ之ヲ他ノ煙火原料藥品ノ收容篩分ニ使用セサルコト

(ハ)鹽素酸鹽類ヲ他ノ原料ト同時ニ貯藏スル場合ハ其ノ容器破損スルモ他ノ原料ト混和セサル樣隔離貯藏スルコト

(ニ)煙火製造作業場内ニ於テハ作業用トシテ同時ニ五百匁以上ノ火藥爆藥ヲ使用セサルコト

(ホ)煙火及半成品ハ必ス各貯藏所ニ貯藏シ作業場内ニ貯藏セサルコト

(ヘ)作業所ニハ警備上四月二十五日ヨリ御還幸迄晝夜監視人ヲ置カシメ監視人名ヲ警察署ニ届出シメ專ラ警戒ニ當ラシムルコト

(四)火藥類貯藏所ノ取締

火藥類貯藏所ノ設備ヲ完全ナラシメ貯藏品ノ爆發竝ニ盜難ノ防止ニ付遺漏ナキヲ期スルコト

(イ)扉、周圍ノ柵、入口ノ鎖鑰、屋根、其ノ他要所ノ破損構造設備ニ異狀ナキヤ

(ロ)收納貯藏方法ノ適否竝貯藏制限數量ヲ超過スルコトナキヤ

(ハ)不良火藥類ノ處分ヲ行フコト

(二)貯藏所ニハ警備上四月廿五日ヨリ御還幸迄管理者ヲシテ晝夜監視人ヲ置キ管理者ハ每日一回以上巡視シ專ラ警戒ニ當ラシムルコト

(ホ)火藥庫、假貯藏所ニハ帳簿ヲ備ヘシメテ貯藏火藥類ノ數量ヲ明カニセシムルコト

(ヘ)火藥庫、假貯藏所ハ受持巡査ノ臨時警邏線ニ編入シ盜難豫防ニ務ムルト同時ニ調査ノ都度帳簿ニ捺印シ其ノ責任ヲ明確ニスルコト

(ト)火藥庫、倉庫、假貯藏所ノ使用セサルモノハ廢止届ヲ提出セシムルコト

(五)火藥類消費所ノ取締

本縣ニ於ケル火藥類消費所ハ實ニ數百箇所ヲ算ヘ之カ消費數量ハ昭和四年中ニ於テ火藥五千五百貫、爆藥(ダイナマイト、カーリツト)二萬六千百餘貫ノ多キニ達シ作業ニ從事スルモノ數千人ニ及ヒ愈々其ノ取締ノ至難ヲ感スルト共ニ亦最モ重要視スヘキモノナリ。故ニ各事業者ト相協力銳意之カ取締ニ任シ苟モ盜難又ハ橫領ヲ企ツルノ餘地ナカラシムル樣深甚ナル注意ヲ加フルハ勿論其ノ使用中不測ノ爆發事故ヲ惹起スルカ如キコトナカラシメ其ノ完備ヲ期セラルルコト

(イ)各警察署管內火藥消費者ヲ速ニ警察署ニ招致シ取締上ノ協議ヲ重ネ消費者ヲシテ更ニ從業者ニ注意ヲ喚起セシムルコト

(ロ)火藥類ノ取扱ハ火藥類取扱人又ハ火藥類係員以外ノ從業者ハ最小限度ニ縮減シ身邊ニ付監視ヲ怠ラサラシムルコト

(ハ)火藥類從業者ノ屆出アリタル場合ハ身元調査ヲ嚴重ニシ又事業者ヲシテ人選ヲ誤ラサラシムルハ勿論其ノ他從業者ト雖モ一時ノ利ニ走リ情ニ溺レテ不良ヲ顧サルコトナキ樣注意スルコト

(ニ)火藥類ノ收支ハ每日作業終了ト同時ニ從業者ヲ檢查シ殘火藥類ノ還付ヲ怠ルコトナキ樣特ニ注意シ常ニ正否ヲ確ムルコト

(ホ)新ニ多量火藥類ヲ讓受ケムトスルモノハ可成警備期間中ノ

所要量ニ止メ速ニ之カ手續ヲ了シ五月十五日以後ハ運搬ヲ中止セシムルコト

(ヘ)受持巡査ノ臨時警邏線ヘ編入シ調査ノ都度帳簿ニ捺印シ其ノ責任ヲ明カニスルコト

(ト)火藥類讓受許可證ノ使用期間滿了セルモノハ返納セシムコト

(六)銃砲火藥類ノ密造、藏匿、所持ノ取締

銃砲火藥類ノ密造又ハ密ニ藏匿、所持スルノ容疑者ニ對シテハ周囲ナル視察ヲ加ヘ必要ニ應シ隨時檢索ヲ爲ス等警戒ノ遺漏ナキヲ期スルコト

(イ)爆發質物品ノ原料トナルベキ硝石、硫黃、鹽素酸加里、鷄冠石ヲ販賣スル藥種商ニ就キ此等ノ物ヲ購入シタル者ヲ調査スルコト

(ロ)祭典ニ於テ煙火ノ製造ヲナスノ慣例アル地方ハ特ニ取締ヲ嚴重ニスルコト

(ハ)土工夫、鑛坑夫及是等ノ物件ヲ取扱フ從事者其ノ他ニシテ密ニ藏匿又ハ所持スルノ疑アル者及疑ヒアル場所ノ檢索

(七)仕込刀劍其ノ他變裝戎器ノ製造販賣業者ノ取締

帳簿並ニ現品ヲ檢查シ是等物件ノ授受ニ關スル不正行爲ヲ禁遏スルト共ニ之カ保管ニ付テモ盜難ノ虞ナキ樣特ニ注意警戒ヲ加フルコト

(八)拳銃、短銃、仕込刀劍、其ノ他變裝戎器所持携帶者ノ取締

刀劍拳銃、短銃、仕込、其ノ他變裝戎器所持者ハ昭和四年末現在數ハ拳銃三百十二名、短銃其ノ他戎器三十八名ノ多キニ達シ其ノ警備上最モ緊要ナルモノニシテ盜難紛失不正讓渡、貸付又ハ轉居、行方不明、死亡、遺贈等ヲ嚴查スルト共ニ亦一面之カ密ニ所持藏匿携帶スルモノノ發見ニ努メ必要ニ應シテハ法第十二條及第十三條ヲ適用シ禁止、制限、假領置若ハ廢棄セシムル等ノ方策ヲ講シ不逞ノ劃策ヲ防止スルコト

(イ)所持者、携帶者ノ帳簿ヲ整理シ其ノ保管携帶ノ實狀ヲ調查スルコト

(ロ)思想上ノ容疑者及精神病者ノ所持セル場合及同居者ニ之等ノ者アル場合ハ速ニ假領置等ノ措置ヲ講スルコト

(ハ)密ニ藏匿又ハ所持スルノ疑アル者ノ檢索

(ニ)所持者又ハ携帶者所在不明トナリ又ハ盜難、所在不明、紛失シタル時ハ直ニ手配スルコト

(九)殘火藥類所持者ノ取締

乙種狩獵、有害鳥獸驅除銃又ハ工事等ニ消費シタルモノニ

シテ殘火藥類ヲ所持スル者ニ對シテハ貯藏火藥類ノ種類、數量ヲ調査シ適當ナル處置ヲ爲サシムルコト

(十)其ノ他ノ危險物ノ取締

(イ)神社佛閣、教會堂等ノ奉納刀劍類ヲ調査シ紛失盜難ノ虞ナキ樣警戒セシムルコト

(ロ)各學校在鄕軍人會靑年訓練所等ニ於ケル銃砲火藥類ノ貯藏ニ關シ注意ヲ加フルコト

(ハ)壓縮液化瓦斯、石油ノ販賣業者、貯藏業者消費業者ノ貯藏方法及消費設備等ノ狀況ヲ視察シ爆發其ノ他事故ヲ防止スルコト

第二期取締要項

此ノ期間中ニ於テハ關係者ニ諭示ノ上左ノ各號ニ依リ取締ヲナスヘシ

(イ)煙火ノ製造ハ往々ニシテ爆發事故起リ易キヲ以テ縣下一般ニ自五月二十八日至六月三日間ハ之ヲ中止スルコト

(ロ)御駐輦及御通過當日ハ御駐輦地及其ノ日ノ御通過地方ニ於テハ火藥類ノ消費作業ヲ休止スルコト

(ハ)銃砲火藥類、壓縮液化瓦斯ノ運搬、携帶ヲ縣下一般ニ自五月二十六日至六月三日間禁止スルコト

(ニ)奉迎以外ノ煙火ノ打揚自五月二十八日至六月三日間ハ中止スルコト

但シ奉迎用晝打煙火ハ御駐輦所又ハ御通過時沿線ヨリ十町以外ニ於テ打揚ケ、夜打煙火又ハ仕掛煙火ノ打揚ハ警察部ト打合スルコト

銃砲火藥類其ノ他危險物關係者一覽表

署名／種別	銃砲製造業者	煙火製造業者	銃砲販賣業者	火藥類販賣業者	火藥類貯藏所 火藥庫	火藥類貯藏所 倉庫	火藥類貯藏所 假貯藏所	多量火藥類消費所	壓縮瓦斯販賣業者	拳銃其他戎器
下田	二	—	—	一	七	一	四	一二	一	一九
松崎	—	—	—	一	一	—	—	四	一	二
三島	—	—	一	一	一	一	—	二	三	九
熱海	—	—	—	—	—	—	一	三	一	—
大仁	—	—	—	—	三	一	二	二一	—	二三
伊東	一	—	—	一	一	一	—	九	一	五
沼津	—	一	一	一	一	一	—	一〇	四	五
御殿場	四	—	一	一	一	—	—	—	五	三〇
吉原	一	—	—	一	一	一	—	二	—	四二
大宮	一	一	—	一	一	一	—	一	二	八
清水	一	—	一	一	一	一	—	一	六	一九
靜岡	四	四	二	二	二	二	一	九	二二	八九
藤枝	一	三	一	一	一	二	一	一七	三	七
島田	—	二	—	—	—	—	四	六	三	一四
川崎	—	—	—	—	—	—	一	五	一	—
金谷	—	—	—	—	—	一	二	一	三	七
掛川	一	—	一	一	一	一	一	三	一	一八
堀之內	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三
森町	一	—	一	一	一	一	—	一	一	二
水窪	二	—	—	一	三	—	—	八	—	八
見付	一	二	一	一	一	二	—	一	—	三三
二俣	—	—	一	一	一	二	一	一二	—	—
濱松	—	一	一	一	二	一	—	一	七	二
新居	—	—	—	—	—	—	—	一五	—	三
氣賀	—	一	—	—	一	—	—	一二	—	—
計	二〇	一五	一二	一八	三一	二〇	一八	一五六	六六	三四八

第三節　實施の顚末

叙上の取締計畫に基き火藥類其の他危險物取締關係者及物件、件數三千七百六件に對し警察署取締臨檢度數監督者二百

十六回主任者百四十八回受持警察官四千九百三十四回延五千二百九十八回及保安課警察官一齊取締と相俟て最も周密嚴重なる取締を實施し其の成績警察署注意事項千二百四十七件說諭二十五件司法處分九件假領置七十五件及保安課警察一齊取締犯則件數百八件に達したり。

銃砲火藥類特別保安課警察官一齊取締　自四月二十三日　至五月二十七日

關係市町村名		出張官氏名	官職一氏名
下松島町	田尻	稻取町下河津村、白濱村、濱崎村、下田町、稻田村、南中村、南崎村、南上村、稻生澤村	警部補 梶文芳
三島町	崎	岩科村、松崎町、田子村、土肥村、戸田村、西豆村、安良里村、宇久須村	巡査 堀田武一
三島町	島	三島町、韮山村	警部補 大石甕
大仁町	仁	田中村、上中狩野村、上、中大見村	巡査 鎌田金藏
大仁町	仁	上狩野村	巡査部長 石崎廣次
三島町	島	三島町	同 望月靖彥
沼津市	津	沼津市	巡査 佐野藤吉
伊東町	東	伊東町、小室村、宇佐美村	同 伊藤壽雄
熱海町	海	熱海町	巡査部長 石黒泰讓
沼津市、靜浦村、清水村、長泉村			技手兼警部 長谷川清吉
御殿場町	御殿場	御殿場町、原田村、印野村、玉穗村	
吉原町	吉原	傳法村、今泉村、吉原町、吉永村	
大宮町	大宮	大宮町、西河內村	
清水市	清水	清水市	
靜岡市、賤機村、大河內村、玉川村、梅ヶ島村、千代田村、長田村、服織村			
藤枝町	藤枝	東西益津村、高洲村、青島町、藤枝町、葉梨村、稻葉村、岡部町	
二俣町	二俣	上下阿多古村、熊村、浦川村	
水窪町	水窪	佐久間村、城西村、水窪町、山香村	
島田市	島田	大洲村、東川根村、德山村、伊久身村	
金谷町	金谷	御前崎、萩間村、相良町	
		上川根村、下川根村	

川崎	御前崎村、萩間村、相良町
掛川町	掛川町、原泉村、日坂村、東山口村
森町	中泉村、久努村、森町、犬居町
二俣	野部村、敷地村、二俣町、光明村、龍川村、龍山村
濱松市	入野村、赤佐村
新居	濱松市、入出村、知波田村
氣賀	非伊谷村　伊平村、奥山村氣賀町三ケ日町、東濱名村
計	四市二十一町七十五村

巡査	渡邊智
巡査部長	八木長一
同	大塚喜作
同	井坂兵藏
警部補	渥美賢三
計	十五名

保安課警察官一齊取締違反事例

一、石材採取の目的を以て多量火藥類の讓受許可を受けその許可證を他人に貸與し火藥類を消費せしめたるものあり。

二、道路工事用火藥類を一貫三百匁以上自己邸宅内に貯藏し且つ正規の帳簿を備へず火藥類の收支明かならざるのみならず消費現場に火藥類を風呂敷に包み之を持出し放任消費せるものあり。是當に貯藏制限違反たるに止らず盜難に罹り又は爆發事故を惹起するの虞あり。

三、銃砲製造業者の作業所及貯藏所の設置不完全にして危害發生の虞あり。又正規の帳簿を備へず且製造取引の届出を怠るものあり。

四、火藥類の販賣業者は動々もすれば火藥類の讓渡讓受に際し帳簿の記載を忘り現品と符合せず又は讓受許可證の調査粗略に流れ爲に許可數量を超過したる數量を讓渡し或は委任に依り火藥類を讓受くるものより委任狀を徵收せず讓渡したるものあり。

五、火藥類を貯藏するに當り内壁より一尺以上を隔てず(二)三寸の枕木を置かず貯藏し(三)示差寒暖計避電針を備へず(四)貯

藏區別を誤り(五)他の物品と同時に貯藏したるものあり。

保安課警察官銃砲火藥類一齊取締成績表

適用法條	犯則事項	件數
規則第十八條	規定超過貯藏	四
同　第二十七條	貯藏所以外ニ貯藏シ又ハ現品ト帳簿ト不一致其ノ他	九
細則第二條ノ二	住所異動及廢業手續不履行其ノ他	二
同　第七條	帳簿ノ記載ヲ怠リ或ハ誤記シアルモノ	一八
同　第八條	取引數量ノ屆出ヲ怠リタルモノ	二
同　第二十七條	鎖鑰ナキ容器ニ火藥類收納	五
同　第二十九條	貯藏方法不適當	九
同　第三十條	帳簿ノ備ナク或ハ收入日計不確實	四三
同　第三十二條	避雷針ノ設置ナシ	一
同　第四十一條	示差寒暖計ノ設備ナシ	二
同　第五十二條	不良拳銃實包貯藏	一
同　第五十三條	倉庫內壁ノ板張全部腐折	一
手續第十四條	無屆勞務者使用	八
同　第十六條	殘火藥ノ還付不確實	三
計		一〇八

警察署取締に於ける主なる違反事例

一、火藥類密貯藏に關する件

(イ) 安倍郡梅ヶ島村瀨戸地先道路改修工事用火藥類を木下誠一許可を受け使用中の處四月二十七日ダイナマイト十三箇半許可の手續を經ず佐藤晴一に與へ晴一附近の炭窯中に隱匿あり之を受授駐在巡査發見檢擧す。

(ロ) 濱松市內にダイナマイト收藏の風評ありたる者あるを以て五月十一日檢索せる處自宅座敷簞笥抽斗より櫻印ダイナマイト三箇工業用雷管三箇を發見す本火藥類は昭和四年三月頃磐田郡浦川村縣道工事使用の殘物を數人の勞務者より轉々して本人の手に入り藏匿せるものにして不穩的行爲を認めず（濱松警察署檢擧）

二、火藥類無許可讓受使用に關する件

熱海町柳樂末吉の使用人解雇せられたるの不滿により末吉は熱海町伊豆山溫泉試掘に際し無許可にて火藥類を讓受使用せる旨口走りたるを以て警察署に於て之を聞知し昭和五年五月十日檢擧調査したるに昭和四年八月頃より石材採取の爲火藥類を使用せる靑木孝作より許可なくしてダイナマイト二本雷管二箇導火線三尺位を讓受け更に小濱淺吉に依賴し鐵道省直營熱海丹奈山鐵道工事場より數回に亙りダイナマイト三十二本雷管二十八箇導火線數十尺を窃取せしめ溫泉試掘に使用せる事實を發見したり（熱海警察署檢擧）

三、爆發物密造に關する件

昭和五年五月二十一日午前五時共產黨容疑者として一齊檢束に際し任意家宅捜索の結果白井英一座敷簞笥上書箱中より發見す（濱松警察署檢擧）

警察署警察官銃砲火藥類其の他危險物取締一覽表

關係者	臨檢度數	處分別			
種別	物件數	監督主任受持	計	注意說諭	司法處分	假領置
銃砲販賣業者	一二	一四	一三	二七	五四	八	—	—

火藥類販賣業者	一八	一九	一八	三三	七〇	一一	|	|	|
火藥類消費所	一八一	一〇三	六八	三三五	五〇六	一〇一	一三	二	|
火藥類貯藏所	五三	六六	四三	一三三	二四二	三三	三	|	|
煙火製造所	一六	一四	六	四二	六二	七	|	|	|
拳銃所持者	四六二	|	|	七一六	七一六	一三八	八	七	|
拳銃携帶者	二四	|	|	三一	三一	一四	|	|	|
短銃所持者	一三	|	|	一九	一九	三	|	|	|
仕込銃所持者	二六	|	|	四六	四六	一一	|	|	|
仕込刀劍所持者	七〇	|	|	一〇四	一〇四	一九	|	|	|
要視察人 銃砲火藥類 (前科者)	六二	|	|	八三	八三	二	|	|	|
同 (容疑者)	七	|	|	一〇	一〇	|	|	|	|
狩獵者殘火藥類所持者	二、三〇六	|	|	三、一七八	三、一七八	八九九	|	|	七二
威銃許可者其他	一四	|	|	一八	一八	一	一	|	三
危險物取締銃砲類	一二八	|	|	四二	四二	|	|	|	|
同刀劍類	六二	|	|	一四	一四	|	|	|	|
壓縮瓦斯及石油其他	二五四	|	|	一〇三	一〇三	|	|	|	|
計	三、七〇六	二一六	一四八	四、九三四	五、二九八	一、二四七	二五	九	七五

銃砲、火藥類販賣者取締成績一覽表（銃砲商）

署名	業者數	臨檢度數				處分別				違反事項摘要
		監督	主任	受付	計	注意	說諭	司法處分	領置	
下田	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
松崎	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
三島	一	一	一	一	三	|	|	|	|	
熱海	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
大仁	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
伊東	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
沼津	一	|	二	二	四	三	|	|	|	
御殿場	一	二	二	四	八	二	|	|	|	
吉原	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
大宮	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
清水	一	一	一	五	七	|	|	|	|	
靜岡	二	二	二	四	八	|	|	|	|	
藤枝	一	|	|	二	二	|	|	|	|	
島田	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
川崎	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
金谷	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
掛川	一	|	一	二	三	|	|	|	|	
堀之內	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
森町	一	一	一	一	三	|	|	|	|	
水窪	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
見付	一	三	一	三	七	一	|	|	|	
二俣	一	一	一	二	四	|	|	|	|	

銃砲、火藥類販賣者取締成績一覽表（火藥商）

署名	業者數	臨檢度數 監督	臨檢度數 主任	臨檢度數 受持	計	處分別 注意	處分別 說諭	處分別 司法處分	處分別 領置	違反事項摘要
下田	一	一		一	二	一				
松崎	一	一		一	二	一				
三島	一	一		一	二					
熱海	一	一		一	二					
大仁	一									
伊東	一	一			二	二				
沼津	一	一		二	四	二				
御殿場	一	二		四	八	二				火藥庫內工業用雷管、有煙火藥及無煙火藥ノ貯藏最大數量ヲ示シタル臺帳ト指令ニ相違ノ點アリ臺帳ヲ訂正セシム
吉原	一			一	二					
大宮	一			一	二					
清水	一	一		五	七					
靜岡	二	二		八	一二					
藤枝	一			二	二					
島田	一									
計	一三	一四	一三	二七	五四	八				

火藥類消費所取締成績一覽表（消費所）

署名	消費所數	臨檢度數 監督	臨檢度數 主任	臨檢度數 受持	計	處分別 注意	處分別 說諭	處分別 司法處分	處分別 領置	違反事項摘要
下田	一三	八	七	一二	二七	七	二			
松崎	一一	一四	三	一五	三二	二				
三島	六	六	六	六	一八					
熱海	五	三	五	九	一七		一			他人ニ讓受許可證ヲ貸與セリ
大仁	二〇	九	五	五一	六五	一三	二			
川崎										
金谷										
掛川	一	一		二	三	一				
堀之內										
森町	一	一		一	二	一				
水窪	一	二		二	五	一				帳簿訂正箇所認印洩レニ付注意ス
見付	一	三		三	七	一				各帳簿記載方ニ付キ注意ス
二俣	一	一		二	四	一				
濱松	一	三		一	五	一				
新居										
氣賀										
計	一八	一九	一八	三三	七〇	一一				

署名	貯藏所數	臨檢度數 監督主任	臨檢度數 受持	臨檢度數 計	注意	說諭	司法處分	領置
伊東	一〇	五	六	一一	六			
沼津	一一	三	一一	一三三	二六			
御殿場	一							
吉原	二							
大宮	四	一		一				
清水	二	一	二	三	二			
靜岡	六	五	一	六	二			
藤枝	二二	一	一	二				
島田	三	九		一五				
川崎	四	一		四				
金谷	二	一	一	二				
掛川	三	一	三	七				
堀之内	一							
森町	二	二	二	四				
水窪	六	七	一四	二七				
見付	一	一	三	五				
二俣	一五	一五	二六	四六				
濱松	一	二	二	五				
新居	一三	七	一三	二〇				
氣賀	一八	一	三	五四	一			
計	一八一	一〇三	六八	三三五	五〇六	一〇一	一三	二

火藥類貯藏所取締成績一覽表（火藥庫倉庫假貯藏所）

署名	貯藏所數	臨檢度數 監督主任	臨檢度數 受持	臨檢度數 計	注意	說諭	司法處分	領置
下田	九	九五	一九	一一六				
松崎	一	一二	一五	一二七				
三島	二	二二	二六	二四八				
熱海	二	二二	一〇	一三二				
大仁	五	六三	二一	一一四				
伊東	一	一	一三	一四				
沼津	一	二	二四	二六				
御殿場	一	二	四	六				
吉原	一	一	一	二				
大宮	一	一	二	三				
清水	一	一	五	七				
靜岡	五	五	一〇	二〇				
藤枝	一	二	二	五				
島田	三	九	一五	二四				

署名	貯藏所數	臨檢度數 監督主任	臨檢度數 受持	臨檢度數 計	注意	說諭	司法處分	領置
金谷	二	一	一	二				
掛川	三	一	三	七				
堀之内	一							
森町	二	二	二	四				
水窪	六	七	一四	二七				
見付	一	一	三	五				
二俣	一五	一五	二六	四六				
濱松	一	二	二	五				
新居	一三	七	一三	二〇				
伊東	一〇	五	六	一一	六			
沼津	一一	三	一一	一三三	二六			
御殿場	一							
吉原	二							
大宮	四	一		一				
清水	二	一	二	三	二			
靜岡	六	五	一	六	二			
藤枝	二二	一	一	二				
島田	三	九		一五				
川崎	四	一		四				
氣賀	一八	一	三	五四	一			
計	一八一	一〇三	六八	三三五	五〇六	一〇一	一三	二

火藥類貯藏所取締成績一覽表（火藥庫倉庫假貯藏所）

署名	貯藏所數	臨檢度數 監督主任	臨檢度數 受持	臨檢度數 計	注意	說諭	司法處分	領置
下田	九	九五	一九	一一六				
松崎	一	一二	一五	一二七				
三島	二	二二	二六	二四八				
熱海	二	二二	一〇	一三二				
大仁	五	六三	二一	一一四				
伊東	一	一	一三	一四				
沼津	一	二	二四	二六				
御殿場	一	二	四	六				
吉原	一	一	一	二				
大宮	一	一	二	三				
清水	一	一	五	七				
靜岡	五	五	一〇	二〇				
藤枝	一	二	二	五				
島田	三	九	一五	二四				

注意說諭司法處分領置　違反事項摘要

- 火藥係員ヲ勞務者以外ニ定ムル樣注意ス、屆出ナキ勞務者ヲ使用スルヲ說諭ス
- 帳簿記載ノ不備
- 貯藏最大數量ヲ示シタル臺帳ト指令ト相違ノ點アリ臺帳ヲ訂正セシム
- 收支日計簿作成方並取扱人以外ニ火藥類ノ取扱ヲナサザル樣注意ス（規則第廿七條違反）
- 收支日計簿ノ記載方及日計簿ト明細簿ト別冊ニスルコト並訂正箇所ノ捺印洩レニツキ注意ス
- 火藥類消費及記帳方注意ス
- 一、貯藏所以外ニ多量火藥ヲ藏置ス（司法處分）
- 一、收支日計簿ノ誤記（說諭）
- 勞務者ノ屆出ヲ怠ル（規則第廿五條及細則第卅條ニヨリ注意ス細則第卅條及手續第十四條ニヨリ說諭ス）
- 一、火藥類取扱上ニ付注意ス
- 一、一日ノ消費高ヨリ多量ノ火藥ヲ勞務者ニ交付シタルニ付說諭ス
- 帳簿記載粗漏ノ件ニツキ說諭ス

川崎	一			一	一						
金谷	一			一	四	五					
掛川	二			二	四	六					
堀之内											
森町	一			一	一	三					
水窪	五	八	五	一六	二九	一九					
見付	二	四	二	八	一四	三					
二俣	四	八	三	一一	二三	四	一				
濱松	二	四	二	三	九	二					
新居											
氣賀	一	一	一	四	六						
計	五三	六六	四三	一三三	二四二	三三	三				

煙火製造所取締成績一覽表

署名	業者數	臨檢度數 監督主任受持	計	注意說諭司法處分領置	違反事項摘要
沼津	一	一	二	四	
大宮	一	一	一	一	
靜岡	三	三	六	一二	
藤枝	六	一	一三	一二	
島田	三	九	一五	二四	

見付	一	一	三	五	二						
氣賀	一		三	三							
計	一六	一四	六	四二	六二	七					

備考 下田、松崎、三島、熱海、大仁、伊東、御殿場、吉原、清水、川崎、金谷、掛川、堀之內、森町、水窪、二俣、濱松、新居、以上各署ニハ取締營業者ナシ

既成品、未成品ノ取扱其ノ他ニ付注意ス

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍、其他變裝戎器、所持者、携帶者、取締成績一覽表（種別拳銃）

署名	所持携帶別	人員數	度數	觀察數	犯則事項	注意說諭司法處分領置	備考
下田	所持	一三	一九	死亡シタルモ手續ヲ爲サス			
松崎	〃	二	二			一	手續ヲ爲ス樣注意ス
三島	携帶	四〇八	四〇八				
熱海	所持	一〇	一五				
大仁	〃	二一	二六				
伊東	携帶所持	四二	四七				
沼津	携帶所持	三〇五	三〇五				
御殿場	携帶所持	二五一	二五一		住所移動ノ手續ヲ爲サス	一	三島署通報手續中
吉原	所持	三七	四九			一五	
大宮	〃	二二	二二			五	

清水	携帯所持	二一／一	二三／一		｜	｜	｜	｜	
静岡	所持	四〇	七八		｜	｜	｜	｜	
藤枝	所持	七	一四		｜	｜	｜	｜	
島田	〃	一二	二四		｜	｜	｜	｜	
川崎	〃	一九	二三		｜	｜	｜	｜	使用ニ堪ヘサルモノ六挺アリ
金谷	〃	一四	一四		｜	｜	｜	｜	
掛ノ川	〃	一七	二五		｜	｜	｜	｜	
堀之内	〃	七	八		一	五	｜	六	堀之内署ニ保管ス（領置）
森町	携帯所持	七／二	七／二		｜	｜	｜	｜	
水窪	所持	八	一三		｜	｜	｜	｜	
見付	〃	二八	一三三	相續届ヲ怠リタルモノ（細則第二十三條）	一九	三	｜	｜	盗難ニ罹ラサル様注意ス
二俣	携帯所持	一九／二	二六／二		一四／一	｜／｜	｜	｜／｜	拳銃實包所持者四名アリ
濱松	携帯所持	四三／三	六二／五		四七／三	｜／｜	｜	｜／｜	盗難紛失セサル様注意ス
新居	所持	三	三		｜	｜	｜	一	内一名ハ任意御警衛終了迄保管ス
氣賀	〃	一五	三一		！	｜	｜	｜	
計	携帯所持	四六二／二四	七一六／三一		一三八／一四	八／｜	｜／｜	七／｜	

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍、其他變裝戎器、所持者携帶者、取締成績一覽表（種別短銃）

署名	所持携帶別	人員數	視察度數	犯則事項	處分別 注意	處分別 説諭	處分別 司法處分	處分別 領置	備考
下田	所持	一	二		｜	｜	｜	｜	
松崎	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
三島	所持	一	一		｜	｜	｜	｜	
熱海	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
大仁	所持	一	二		｜	｜	｜	｜	
伊東	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
沼津	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
御殿場	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
吉原	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
大宮	所持	四	四		｜	｜	｜	｜	
清水	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
静岡	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
藤枝	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
島田	所持	一	二		｜	｜	｜	｜	
川崎	〃	一	一		｜	｜	｜	｜	使用ニ不堪モノ
金谷	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
掛川	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
堀之内	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
森町	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
水窪	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	
見付	｜	｜	｜		｜	｜	｜	｜	

二俣	—	—	—	—	—	—	—	—	
濱松	所持	三	五		三	—	—	—	盜難紛失等ナキ樣注意ス內一名ハ參考品ニテ使用ニ堪ヘズ
新居	—	—	—		—	—	—	—	
氣賀	所持	一	二		—	—	—	—	
計	所持	一三	一九		三	—	—	—	

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍、其他變裝戎器、所持者

携帶者、取締成績一覽表（種別仕込銃）

署名	所持携帶別	人員數	視察度數	犯則事項	處分別 注意	說諭	司法處分	領置	備考
下田	所持	四	八		八	—	—	—	
松崎	—	—	—		—	—	—	—	
三島	所持	二	二		—	—	—	—	
熱海	—	—	—		—	—	—	—	
大仁	所持	二	三		一	—	—	—	
伊東	—	—	—		—	—	—	—	
沼津	—	—	—		—	—	—	—	
御殿場	所持	一	一		—	—	—	—	
吉原	—	—	—		—	—	—	—	
大宮	所持	一	一		一	—	—	—	
清水	—	—	—		—	—	—	—	
靜岡	所持	三	六		—	—	—	—	
藤枝	—	—	—		—	—	—	—	
島田	所持	一	二		—	—	—	—	
川崎	〃	一	一		—	—	—	—	使用ニ堪ヘサルモノ
金谷	—	—	—		—	—	—	—	
掛川	—	—	—		—	—	—	—	
堀之內	—	—	—		—	—	—	—	
森町	—	—	—		—	—	—	—	
水窪	—	—	—		—	—	—	—	
見付	所持	二	一〇		一	—	—	—	盜難ニ罹ラサル樣注意ス
二俣	〃	六	六		—	—	—	—	
濱松	—	—	—		—	—	—	—	
新居	—	—	—		—	—	—	—	
氣賀	所持	三	六		—	—	—	—	
計	〃	二六	四六		一一	—	—	—	

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍、其他變裝戎器、所持者

携帶者、取締成績一覽表（種別仕込刀劍）

署名	所持携帶別	人員數	視察度數	犯則事項	處分別 注意	說諭	司法處分	領置	備考
下田	—	—	—		—	—	—	—	
松崎	—	—	—		—	—	—	—	
三島	所持	九	八		—	—	—	—	

熱海	|	|	|	|	|	|	|	
大仁	所持	二	三	|	|	|	|	
伊東	|	|	|	|	|	|	|	
沼津	|	|	|	|	|	|	|	
御殿場	所持	一	一	|	|	|	|	
吉原	〃	三	五	|	|	|	|	
大宮	〃	一五	一五	二	|	|	|	
清水	〃	二	二	|	|	|	|	
靜岡	〃	六	一二	|	|	|	|	
藤枝	|	|	|	|	|	|	|	
島田	|	|	|	|	|	|	|	
川崎	所持	一	一	|	|	|	|	
金谷	|	|	|	|	|	|	|	
掛川	所持	二	四	|	|	|	|	
堀之内	|	|	|	|	|	|	|	
森町	所持	三	三	|	|	|	|	
水窪	|	|	|	|	|	|	|	
見付	所持	三	一二	三	|	|	|	盗難ニ罹ラサル様注意
二俣	〃	三	三	二	|	|	|	
濱松	〃	一三	二一	一二	|	|	|	盗難紛失等ナキ様及本人死亡セルヲ遺贈ノ手續ヲ了スル様注意ス
新居	|	|	|	|	|	|	|	
氣賀	所持	七	一四	|	|	|	|	嚴重保管方ヲ命ス
計	所持	七〇	一〇四	一九	|	|	|	

銃砲火薬要視察人取締成績一覽表（前科者容疑者別前科者）

署名	人員數	視察度數	犯則事項	處分別 注意	說諭	司法處分	備考
下田	七	一〇	火藥取締法及同法施行規則違反	|	|	|	
松崎	三	三		|	|	|	
三島	三	六		|	|	|	
熱海	|	|		|	|	|	
大仁	一	二	銃砲火藥類取締法違反外二犯	|	|	|	
伊東	|	|		|	|	|	
沼津	一	一		|	|	|	本人ハ神戸ニ妾宅ヲ構ヘ時々往復シ居ルモノナルヲ嚴重視察中
御殿場	|	|		|	|	|	
吉原	|	|		|	|	|	
大宮	七	六		|	|	|	
清水	八	八		|	|	|	
靜岡	三	五		|	|	|	改悛ノ情アルモノナリ
藤枝	|	|		|	|	|	
島田	|	|		|	|	|	
川崎	三	四		|	|	|	